

には此のあまたのことも一もなし。

此の如く人の本性は萬物に優れたりと云ふ特別なる考に基き、人の人たる所以を發揮しなければならぬと説くのである。即ち人は萬物の靈たる以上は、萬物の靈たるの品位を維持するに努めなければならぬ。茲に教育の根本義が存するのである。「大和俗訓」に曰く

凡そ人となる者は人の道を知らずんばあるべからず、人の道を知らんとならば、聖人の教を尊びて、其の道を學ぶべし。いかんとなれば聖人は人の至極なり、天地の道にしたがひて、人の道を教へ給へる萬世の師なり、後代に残して置き給ふ、四書五經の教は萬世の鑑なり、其の道理明なること日月の天にかゝれるが如く、天下ひろしと雖も照らさざる所なし、よくよまん人は天下の道理を知らんこと白日に黑白を分つが如くなるべし、豈是を學ばざるべけんや云々

是れ實に教育の必要と教育の理想とを述べたるものであると云ふべきである。益軒は略々同様の意見を『幼學訓』にも次の如く述べて居る。

學問するに道を知らんことを以て心とし、善を行ひて人を愛したるを以て事とすべし、是れ學問の要とする所、本をつとむるなり。

又『大和俗訓』にも次の如くある。

人と生れては必ず學ばずんばあるべからず。學ぶ者は必ず道を知らずんばあるべからず、道を知らば必ず行ふ。行はざるは未だ道を知らざるなり。

之に依て見れば人の人たる所以を發揮するには聖人の教に據らなければならぬ、聖人の教に依て五倫五常の道を知り、且つ之を行ふことが萬物の靈たる人の品位を發揮する所以であると説くのである。而して教育は畢竟するに人の人たる所以の品位を發揚するものに外ならない。是れ實は儒教一般の意見であつて、必しも益軒の獨創と言ふべきではない。然るに益軒は更に進んで、教育の理想哲學的基礎に論及して居るやうに見える。即ち聖人の道の由つて生ずる所以の根據を明かにして、以て前に述べたる教育の理想の天地自然の根本原理に合することを説明して居るのである。

『大和俗訓』に曰く

凡そ人は天地の萬物を生み育て給ふ御惠の心を以て、心とす、此の心を名づけて仁と云ふ、仁は人の心に天より生れつきたる本性なり、仁の理は人を惠み、物を憐れむを徳とす、此の仁の徳をたもち失はずして、天地の生み給へる人倫をあつく愛し、次に鳥獸草木をあはれみて、天地の人と萬物を愛し給ふ心にしたがひ、天地の御惠の力を助くるを以て、天地に仕へ奉る道とす、これ即ち人の道とする所にして、仁なり、仁の理を分てば、仁義なり、仁義を分てば、禮智信となる、五の性をすべて五常といふ。

其の趣意は仁と云ふ徳を以て五常の根本となし、其の仁と云ふ徳の基礎は天地本來の原理に基くものであるとするのである。即ち宇宙に於ける天地間の原理を本として、人倫の根本原理を解釋するのである。是は勿論儒教に於ても説く所であつて、殊に易に於ては天地の關係を陰陽の理に依て説明し、天の徳は光と潤とを地に與へるにあり、地の徳は天の惠を受けて地上の萬物を育生するにありと説くのである。斯くして宇宙の根本原理は

惠み育つると云ふことにあると説くのであるが、益軒は此の儒教本來の哲學的宇宙觀を本として、聖人の道の根本原理を説明し、茲に教育の理想の根據を認めたとである。即ち獨り孔孟の教を教權的に承け傳へると云ふことよりも更に一步進めて、孔孟の教の論據を哲學的に攻究し、そこに孔孟の教の基礎を發見したのである、而して是が又教育の理想となるのであつて、恰も歐羅巴に於てコメニウスが基督教的宇宙觀を基礎として教育の原理を定めたのと、其考方に於て相似たるものがあると思はれる。

儒教の教育説の一の特色であつて、歐米の教育説に於て多く其の類を見ざるものは立志と云ふことである。『大和俗訓』に曰く

學問は先づ志を立つるを以て本とす、志とは心のゆく所なり、道を知り行ひて君子に至らんと思ふ心常に怠りなく、念々やまざるを志を立つると云ふ、志たゞざれば、學ぶこと成就せず、故に古人も志ある者は其の事遂に成るといひ、又志を立つは學の半なりといへり。

凡そ志を立つると云ふことは儒教の教育よりすれば極めて大なるもので

ある。然るに今日の教育學説の最近思潮と云はれて居る所の教授の動機を尊重する思想とも或る意味に於ては合致して居るものである。即ち人は萬物の靈長であると云ふ自覺に基き人の入たる所以を發揮して、君子の域に至らんと志を立てると云ふことは、學ぶ者に自發的の動機を與へんとする説と同じく學習の効果を擧ぐる上に於て極めて必要な條件である。儒教主義の教育が立志と云ふことを歐米に於ける教育説よりも強く説いたと云ふことに或る意味よりすれば非常なる學説上の進歩である。即ち今日に於ける自學主義とか動機主義とか云ふものは、已に儒教に於て認めて居ると云ふべきである。けれども是は亦一方よりすると儒教の教育に於て常に立志と云ふと言ふのは、治國平天下の大事に當つて立身出世をしようとする貴族的の動機をも加味して居るやうに思ふ。其の點よりすると、今日の民衆主義即ちデモクラチックの思想と相容れざるものがあると言はなければならぬ。從來儒教の教育の行はれたる範圍は専ら士大夫以上の身分のものであつて、已に治國平天下の大事に當る者を目的物

自學主義動機主義

俗的成功の動機の傾向の原因

として居つたと云ふことは、前に引用したる會津安及び佐藤一齋の書に依つても知ることが出来る。斯かる場合に於ては如何にも治國平天下と云ふやうな現世的慾望の廣大なるものを以て學習の動機とすることは、必しも不都合はないのであるが、今日の如きは普通教育として一般國民を教育する際にも尙此の如き考を以て教ふると云ふことは、極めて不適當であると言はざるを得ない。我が國の學風が今尙動もすると或は世俗上の地位とか、財産とか云ふやうな俗的成功を以て教育の動機としようと云ふ傾向のあるのは一は、明治以後に興つた所の歐米より渡來せる功利主義思想に基くものであるが、又一は儒教の立身出世主義を根柢とするものと言はざるを得ないと思ふ。要するに立志と云ふことは之を理想主義的に解釋すれば極めて大切なるものである。又今日に於ても十分に理論上價值のあるものであるが、之を世俗的に解釋することになると、今日の趨勢に合せざる。又理論上に於ても採用すべからざるものと考へる。儒教主義の教育者が何れに解釋をしたかと云ふことに就ては大に攻究を要する所であるが、具

原益軒が當時の時世にあつて立志を力説したと云ふことは勿論正當のことと、言はなければならぬ。「大和俗訓」に次の如き語がある。

志を立つることは大にして高くすべし。小にして低ければ、小成に安んじて成就し難し。天下第一等の人とならんこと平生志ざすべし：：上を學べは中にいたり、中を學べは下にいたる、下を學べは功をなさず

此の如きは年少者を勵ます上に於て有効なる一の手段であるけれども、先づ之を世俗的に説くならば、少年の一生を誤ることがないとも限らないのである。要するに是等は益軒の尙儒教の世俗主義的教育を祖述せることが知られるのである。

益軒は教育の要は人の人たるの道を授くるにあるが故に、士民共に之を受くべきものとして居る。併ながら武士の子には學問の暇に弓馬擊劍拳法を習はしむべしと説いて居る。而して「大和俗訓」には小學教育と大學教育とに就て次の如く述べて居る。

小學教育

小學の教は小子の學ぶ所小なる學問なり、昔八歳になればたかきいやし

大學教育

き凡天下の人、人の子となり弟となれる者、師の教をうけて學べり、これ小學なり、(中略)大とは十五歳以上成人の學ぶ所、身を修め人を治むる大なる道理の學問なり。天下廣しといへども已と人より外なる物なし、已を修め人を治むる道を學ぶは大なる學問なれば大學といふ。

之に依て見ると益軒は小學に於ては人の人たる所以の一般普通の教育を施し、大學に於ては天下國家を治むる所の、人の上たる所の者を養ふと考へて居るやうである。是は大體に於て正當であらうと思ふのであるが、斯く解するならば小學に於て立志を説くと云ふことは適當でないことにならなればならぬ。尤も之を理想的に説き、如何なる境遇に身を置くと人も人たる所以を十分に發揮することに努むべしと教ふことを以て立志となすならば、それは今日に於ても適當なることに違ひない。

以上は益軒の教育の根本原理に關する説であるが、教育の方法に關しても有益なる注意を與ふるものが少くない。「和俗童子訓」には殊にそれが多いのである。「幼けなき時より早く良き人に近づけ良き道を教ふべきこと

にこそ。又曰く「凡て小兒は早く教ゆると、左右の人を選ぶと是古人の子を育つる良法なり必ず是を法とすべし」。又「第一偽はること次に氣隨にてほしいまゝなることを早く戒めて必ず偽り恣なることを許すべからず」。又「凡小兒を育つるに初生より愛を過すべからず」。古語に凡小兒をやすからしむるには三分の飢と寒とをおおべしと云へり。此の如き格言は殆ど枚擧に違がない。けれども儒教主義の教育の缺點は、餘りに早く子供を大人らしからしむるにある。例へば益軒が「小兒の時より早く父母兄長につかへ賓客に對して禮をつとめ、讀書、手習、藝能をつとめ學び、つとめて悪しき方にくしみなさけありて、人を苦しめあなどらず、常に善を好み人を愛し仁を行ふを以て志とすべし。」と云ふが如きは即ち其の例である。要するに儒教の教育説の一大缺點は、小兒と成人とを同一一致のものと見て、幼少なる時より小さき成人の眞似をさせようとするのが弱點である。而して斯かる缺點は今日に於ける哲學的教育説にもある所のものであつて、畢竟するに兒

儒教主義の
教育の缺點

隨年教育法

童の精神の段階的發達を顧みざるものと云ふべきである。「和俗童子訓」の第三卷に隨年教授法と云ふものがある。之に依れば學問は六歳より初むべく、六歳に於ける知的教材は一二三より十百千萬億の數の名と、東西南北の方位の名とであつて、利鈍を量つて和字を讀ませ、又之を書き習はしむ、それは先づアイウエオ五十音を平假名に書き、縦に讀ませ書き習はしむ。又世間往來の假名の文の手本を習はしめる、是れ讀書習字の教材である。而して訓育に關しては此の年頃より尊長を敬ふことを教へ尊卑長幼の分ちを知らしめ、又言葉遣をも教へる。七歳になりては教授として和字の讀み書きを教へ、訓育としては男女の席を分ち、又禮を教へる八歳には古人小學に入つた事であるとして、是より嚴重に禮儀を習はしめる。尊長及び臣僕に對する心得より友に交はるの道、賓客に對するの作法等を授け、孝弟、忠信、禮儀、廉耻の道を教へ行はしむる。又習字は眞と草を習はしめる。文句は孝經、小學、四書より取り大字より始めて小字に及ぶ、十歳に至れば五常の理、五倫の道の大要を説き聽かせ、此の年頃より小學、四書、五經を

讀ましむるが宜い。又暇には文武の藝術も習はしめる。十五歳は古人大學に入りて學問した年であるから、是より専ら義理を學び、身を修め、人を治むるの道を知らしむべきである。十五歳より二十歳までの間に小學四書等の大義に通ぜしめ、聰明なる者には此の外廣く學ばしめるが宜い。二十歳に至れば元服して成人となる。之に依て益軒の教育内容を具體的に見ることが出来る。

益軒は又『和俗童子訓』に於て讀書法及手習法を論じて居る、是れ即ち今日に於ける讀方及書方に關する教授法の理論と云ふべきである。今其の要領を述べて見ると、讀書教授の材料は四書、五經の經書に限るのである。又書を読む前には必ず手を洗ひ心を慎み、容を正しくして几案の塵を拂ひ、書冊を正しく几上に置き、跪きて讀むべしとして居る。又必ず人の踏む席上には書を置くことなく、書を汚すことなく、書の上を越ゆることなく、書を枕とすることなく、又故紙に經傳の詞義聖賢の姓名あらば慎みて他の事に使つてはならないと戒めて居る。之を以ても如何に文字を重んじたかと云

讀方教授法

惜字塔

ふことを知ることが出来る。支那に於ては今尙惜字塔と云ふものがあつて、文字を書ける紙を其中に入れて焼くと云ふ風が行はれて居ると云ふことであるが、儒學の徒が文字を尊んだと云ふとも蓋し支那の遺風を承けて居るものと思ふ。益軒は讀書法に關して幾多の規則を擧げて居る。曰く凡書を読むには忙しく早く讀むべからず、詳緩（こまごま）に讀みて字々句々分明なるべし、一字をも誤るべからず、必心到、眼到、口到るべし、此三到の中、心到を先とす、心不在、此見れども見へず云々

又曰く

凡書を読むには早く先を讀むべからず、毎日返り讀みを專とすべし、返讀を數十遍つとめ終りて其先を讀むべし……書を讀んでも學進まざるは熟讀せずして覺えざればなり

之に依て見れば益軒は所謂精讀主義讀書教授法を主張して居るのである。讀書の教授法には精讀法と通讀法との兩者があつて、臨機に何れかを採用すべきであるが、一般の原則としては、益軒の説くが如く精讀法に據るべき

精讀主義

ものである。此の點に關しても益軒の讀書教授法は今日尙有效なるものがあると思ふ。益軒は又教授法に關して種々なる注意を與へて居る。例へば

小兒の文字の教は事しげくすべからず、事しげく文句多くしてむづかしければ學問を苦しみて疎んじ嫌ふ心出來る事あり、故に簡要を選び事少く教ゆべし……易きを先にし艱きを後にすべし。

又曰く

小兒に初て書を授くるには文句を長く教ゆべからず、一句二句教ゆ、又一度に多く授くべからず、多ければ覚えがたく覺えても堅固ならず、其上厭倦んで學をきらふ、必ず退屈せざる様に少しづつ授くべし、其教へ様は初めは只一字二字三字づつ字を知らしむべし、其後一句づつを教ゆべし、既に字を知り句を覺へば小兒をして自讀せしむべし云々

是等の說の中には今日よりすれば或は陳腐に屬するものもあるであらう、例へば字を教へるのは果して一字二字三字と云ふ風に一つづつ文字を教

學習經濟

へて行く方が宜しいのであるか、それとも一句づつを教へて行く方が適當であるかと云ふに關しては、所謂實驗教育學などに於て種々の研究がある、而して全體に於ては句若くは章をなせるものを全體として教へる方が、學習上經濟であると云ふことが唱へられて居る。併しそれにしては是等の研究は主として歐文に就ての研究であるが故に、それと文字の性質を異にせる漢字にあつては、果して何れの教授法が適當であるかと云ふことは少くとも研究を要する問題である。併ながら其の他の事に於て或は書を授くるに文句を長くしては可けないとか一度に多く授けてはならぬとか云ふやうな類の如き、又易きを先にし難きを後にすると云ふが如きは、東西に通ずる教授法の原則であつて、而も益軒はラートケーとか、コメニウスとかの說に據らずして、獨立に斯かる考を述べて居ると云ふことは感心すべき事柄である。

手習法に關しても亦益軒は獨特の意見を持つて居る。益軒は道德主義を取つて、書は心の畫なりと言つた古人の言を取り、書の本意は唯、平正にし

書方教授法

て読み易きを旨とす」と言つて居る。元來習字の教授法に關しては二つの問題がある。其の一は眞字を先きにするべきか、行草を先きにするべきかと云ふ問題である。其の二は大字を多く習はしむべきか、小字を多く習はしむべきかと云ふ問題である。前の問題に關しては、益軒は眞字論者であつて後の問題に關しては、大字論者であつた。益軒の考よりすれば、我が國には古代には能書家が多かつたが、近代に至つては所謂和流と稱して眞字を學ばずして直ちに行草を習ひ、又大字を稽古せずして専ら小字を習ふ爲に手蹟が劣つて來たと説いて居る。之に關しても議論のあることと思はれるのであるが、兎に角益軒は習字法に關して一種の意見を持つて居つたと云ふことは注目すべきことである。尙又益軒は雙鉤、單鉤、虛圓、正緊の如き執筆の法則より、枕腕、提腕、懸腕等のことをも論じて居る。益軒は主として唐筆の法を優つて居るとして居る。今日に於て習字教授法を論ずる者は須らく益軒の『和俗童子訓』に説く所のものを参考とすべきであると思ふ。

『和俗童子訓』の卷五に教女子法と云ふのがある、是は世間に益軒の作とし

て傳へられて居る『女大學』の原本であつて、江戸時代に於ける女子教育の思想を窺ふに足るものである。『女大學』は益軒の作に非ざるは素よりであるが、益軒の妻の東軒の作と云ふことも疑はしい。恐らくは寺子屋などに於ける教科書として誰か『教女子法』を平易に書直したものであらうと思はれる。而して其の説く所は専ら儒教主義の女子觀であつて、七去、三從、四行の主義に據つたものである。

七去とは 一に父母に順はざれば去る。二に子なければ去る。三に淫なれば去る。四に妬めば去る。五に惡疾あれば去る。六に多言なれば去る。七に竊盜すれば去る。

三從とは 一に父の家にありては父に従ひ。二に夫の家に行きては夫に従ひ。三に夫死しては子に従ふ。

四行とは 一に婦徳。二に婦言。三に婦容。四に婦功。是等は皆支那傳來の教である、尙『教女子法』の中に次の如き一節がある。

七歳より和字を習はしめ、又男文字をも習はしむべし、淫思なき古歌を多

く讀ましめ、風雅の道を知らしむべし、是また男子の如く初めは數目ある句、短かきことどもあまた讀覺えさせてのち孝經の首章、論語の學而篇、曹大家、女誡などを讀ましめ、孝順貞潔の道を教ゆべし、十歳より外にいださず、閨門の中にのみ居て織縫うみつむぐわざを習はしむべし、假にも淫佚なることを聞かせ知らしむべからず、小歌淨瑠璃三線の類、淫聲を好めば心を傷ふ、斯様の卑しきたぶれたることをもつて女子の心を慰むるは、惡し風雅なるよきことを習はしめて心を慰むべし、此の頃の婦人は淫聲を好んで女子に教ゆ、是れ甚だ風俗心術をそこなふ幼けなき時、惡しきことを見聞き習ひては早く移り易し女子に讀ましむる草紙も選ぶべし、古への事記せる文の類は害なし、聖賢の正しき道を教へずしてざればみたる小歌淨瑠璃本などを見せしむること勿れ、又伊勢物語源氏物語など其の言葉は風雅なれども、斯やうの淫俗のことを記せる文を早く見せしむべからず、又女子も物を正しく書き算數を習ふべし、物書き算を知らざれば家の事を記し財をはかること能はず、必ず之を教ゆべし。

是れ江戸時代に於ける貴族的階級の女子教育の規範と見るべきである。而して其の中に伊勢物語、源氏物語等を特に斥けて居るのは鎌倉室町時代に於ける京都の公家の女子教育と正反對なることを見るべきであつて、畢竟するに徹頭徹尾儒教主義に基いて居るものである。藤井懶齋の『姫鑑』の如きも全く儒教主義の女子教育觀を述べたものである。

益軒と略、同じ時代に居つた所の荻生徂徠も亦教育に關して獨特の説を持つて居つた。併ながら徂徠は益軒の如く詳しく教育意見を述べては居らない。徂徠は寛文六年に生れ、享保十三年に六十二歳にして歿した。父は五代將軍綱吉が館林の城主であつた時の侍醫であつた、十二歳より十四歳まで江戸に出て林鷲峰及び鳳岡に就て學んだが、延寶七年父方庵事に座して上總に流さるゝに際し之に従ひ、僅かの書籍に由つて殆ど獨學をした。二十五歳の時に江戸に歸ることが出来、芝の増上寺の門前で朱子學を講じた。所が山内の僧侶竝に其の他の人々來り學ぶ者數百人に及んだ、増上寺の山主が之を見て徂徠を柳澤吉保に薦めた。それより吉保を通して五代

將軍の前で經書を講ずるに至つた。綱吉は學問が好きで、吉保の邸に臨んで其の家臣をして經書を講ぜしめ、其の度毎に恩賜があつた。徂徠が其中の主なる者であつた。六代將軍、七代將軍の間に彼は門戸を張つて教を垂れ、其の學風が一時天下を風靡した。八代將軍に及んで彼は重く用ゐられ、特別に命を受けて六諭衍義の句讀を作つたこともある。又政務をも諮詢せられるに至つた。徂徠の門人は頗る多く、服部南郭、太宰春臺、山縣周南等は其の最も主なる者である。徂徠は初め朱子學であつたが、中年以後其の學風を改め、専ら古學を唱へた。

徂徠は漢文教授法に於て獨特の意見を主張したのである。彼は我が國に於て従來行はれて居るが如く訓點を附して返讀みをすることを非難し、漢文は須らく支那音を以て直讀して其の意味を解すべしとしたのである。彼れ自らも岡島冠山に就て支那語を學び、漢籍を轉讀する習慣を一變して正則の研究法を開かんとしたのである。而して彼は教育の根本主義に關しても自發主義を唱へ、個性尊重を主張した。徂徠の學則の三に次の如き

漢文直讀直解法

文句がある。

天何言也、四時行焉、百物生焉、教之術也、不憤不啓、不悱不發、俟夫生也、不知焉者、謂之愛也、生斯無禦、非自外鑠也、非襲而取也。

三浦淳夫と云ふ人の「徂徠先生學則解」に右の後半の部分を註解して次の如く言つて居る。

不知焉者、謂之夫子自愛惜其道、生焉則熟禦夫生哉、自外鑠者、謂變化氣質、襲而取、謂急傳之智、言俟憤悱而啓發之、則彼自知之、如不惜我力也、其知之也深矣。

是は一方より見れば自然主義であり、一方より見れば自發主義である。恰も益軒が天地自然の原理を本として道德の基礎を説いたと同じやうに、四時運行し百物生育する自然の順序を以て教育の本としたのであるが、其の解し方が益軒にあつては稍、靜的に仁の理を發見したのであるが、徂徠は自然の狀況よりして動的原理を發見し、憤せざれば啓せず、悱せざれば發せずとなして、自發的動機と云ふものを尊重するの理を見出したのである。而

して是は益軒の立志に相當するものではあるが、特し之を取出して學則の原理としたことは、今日の自學主義の主張などと同じ種類の見解と云ふべきである。尙徂徠は學則の七に大に個性尊重の意を述べて居る、其の一項に曰く

天命之謂性、人殊其性、性殊其德、達財成器、不可得而一焉、孔門諸子、各得其性、所近者、豈仲尼之教育有所不足乎。譬如時雨化之、莫不生焉、已、大者大生、小者小生、豈不欲小者大生、邪、實命不同、君子知命、故不强之、及戶器之成也、雖聖人有不及焉、故聖人不敢强之、是故人可省爲聖人者、非也、性可易者、非也。

此の考も既に孔子が説いて居るのであつて、別に新しきを加へたと云ふではないが、益軒の如く人は皆萬物の靈長であると云ふ見解より進めば、自然の勢として萬人を平等に劃一的に教育せんとする傾向を生ずるものである。然るに徂徠は其の中の差別の方面に着眼して、人々其の能に於て天性の長ずる所を十分に延ばすべきであると説いたのである。而して人の人たる所以の本性が萬人皆同一であるならば、個性の相違は何れの所より發

生し來るかと云ふことは、學問上説明に困難を感ずる所であるけれども、經驗的事實として個性の相違を認め、之を尊重することは正當のことであつて、輓近に於ける教育思想にも適合するものである。

細井平洲

個性の尊重と自然主義的教育思潮とを徂徠よりも稍、詳しく説明した者は細井平洲である。細井平洲は益軒徂徠よりは十數年後の人である。八代將軍吉宗の時、享保十三年に生れ、十一代將軍家齊の時、享和元年に七十三歳にして歿した。尾張國智多郡平洲村の農家に生れた。十六歳にして京都に遊び、師を求めて留まること一年ばかりであつたが、遂に師事すべき人を見出さずして郷里に歸り、一人讀書して居つた。其の頃中西淡淵と云ふ人が名古屋に叢桂社を結んで、諸生に教授をして居つた。平洲は淡淵に就て學んだが、十八歳の時に長崎に遊び、小河仲栗を師とし、飛鳥子靜を友とし、三人が兄弟の如く交を結んで勉強をした。斯くして長崎に留まること三年であつたが、母の病を聞き即日歸東した。平洲二十四歳の時に淡淵が社を江戸に移したから、平洲も亦従つて江戸に赴き、自ら嚶鳴館を開き弟子に

教授をした。淡淵が歿して後も瀧鶴台、南宮大湫等と交り、經書を研究して名聲日に隆んになり、弟子大に進んだ。是に於て米澤の鷹山公及び其の他の列侯貴族の彼に師事する者が多くなつた。平洲四十四歳の時に米澤に赴き留ると一年であつたが、鷹山公厚く之を遇し、平洲を一國の師表とした。それより又江戸に歸つたが、四十九歳の時米澤に興讓館が起つたので、平洲は又行つて留まること一年、學制を設けて江戸に歸つた。五十三歳の時に尾張侯の知遇を受けて藩の教育に當り、學政を振作した。寛政八年に又米澤に赴き留まること五十日にして歸つた。

平洲の教育主義は純然たる自然主義と云ふことが出来る。「嚶鳴館遺草」の卷の第三に「もりかゝみ」と題して次の記事がある。

およそ草木を植そだつるに、二葉三葉より成長して用になつた本草となるまでには始中終の三段あり。草に勁草あり。木に堅木あり。然ども其はじめ苗草苗木の時は、いづれもしなやかにして、直にもそだち、曲てもそだつべし、是其始也。既に草となり木となれば、勁き質の草木は、年月につ

よみわたりて、副木をたて繩をまとひて、のべかゝめんとすれども、最早こゝろのまゝならず、是中也。花さき實なり、枝さし葉茂りて、それ〴〵の用になつほどになりおふせたるは終也。まづ此始中終の養ひに心をつけて育れば、苦勞もなく良草良木の用を成すこと也。しかし苗木の自由になればとて、無理に曲撓めて、心のまゝにせんとすれば、いかなる勁草堅木も、或は枯或はいたみて、たとひ年月を経ても、いじけひねびて、材用に備ふべからず。草木のみならず、禽獸も又しかり。駒兒、犢牛、犬子、猫兒の育つまで、始中終はあるもの也。故によく獸を飼ふものは、始中終に隨ひ、無理をほどこさずして、それ〴〵の生を遂しむ、人は萬物の靈貴なるものといへども、始中終のあることは、聊も異なることなし。故に古の聖人、教誨の道をつとめて、人情を遂げしめ給ふ。尊卑貴賤、品かはれども、教といふ道をすて、性命をたつべき道なし、さて其教の法に始中終をわけて、天の性に逆ひもとらぬやうに定めおき給ひしこと也。

是れ即ち自然の草木の成長の理を本とし、教育の根本法則を定めたので

ある。従つて教育の方法なども自然の順序に據るべしとして居る。是れ正しく歐羅巴に於けるコメニウスの考方と全然一致するものである。同じく『嚶鳴館遺草』卷の第三に次の如き一節がある。

少壯老の三時

人の始中終は、幼少を始とし、強壯を中とし、老衰を終とす。この三時に隨ひ、教戒を施す法、一同ならずといへども、先およそを語らば、聖人の教は、乳をふくみて眠り、飯をくゝめられて戯るゝ孩兒には、元服して上下着こなしたるものゝわざをさせず、上下着こなして元服したればとて、頭はげて額にしわのよりたるものゝ思慮分別をせめず、少壯老の三の時に從ひて、其みとなるべきをなさしむるやうに教ること也。但し人は萬物の靈にて、心もまた靈知はやきものなれば、苗木苗草の時より、其身其程につれて、善心善行にむかうやうにと導き教ることも、また大事の教也。無理にまげたわめねども、自然と成長せしめて、それ〴〵の徳を成就せしむることいたらぬ所もなきは、聖人の教なり。すでに胎教といひて、懷妊のはじめより視聽言動をつゝしませて、生るゝ子の吉祥を望むことなれば、まし

習慣教育

て生れたるうへのごとは、申にも及ざること也。故に教の道は、先第一に教る人の善惡邪正を撰にありて、幼弱當身の上をせむるのみにあらず。習慣は自然の如しと、孔子も仰られて、人君の尊貴なるより、衆庶の卑賤なるに至るまで、その習慣する處を慎むこと、人を教るの極意なり。

平洲は此の如く自然主義を採つたが、徂徠と同じく大に個性を尊重して居る、同じく『嚶鳴館遺草』卷第三師長と題する所に次の如き句がある。

師長はまづ自弦章を帯べし。剛柔利鈍、其才のまゝに取量ておの〴〵一器物に備ふるは、人を用ゆる法にて人を教る法にあらず。求也退。故進之。由也兼之。故退之。とのたまひしを以て仲尼の人をとりかひ給ひし容子をおもんみるべし。きき馬は手綱をひかへ、弱き馬は鐙を入れて、才不才もろともに進むやうに心を盡すべきことなり。

尙又『嚶鳴館遺草』の第六に對某侯問書の中に次の如き文句がある。借人を教へ候ても、百人が百人一様には不參もの、人心は各々別なる事は不及申上候。孔子三千の弟子、七十人之親炙弟子達も、人々心慮も別段、

所行も殊異にて、盡く一統には相見え不申候。乍併聖人の徳化にて、何れも善良君子に被相成大は大、小は小それ〴〵に世界の用に立つ人計と相見え申候。聖人の御徳にても、御一様に教へ立てられ候事は不相成ものかと被存候。併し人が善良に相成候所は一同に御座候。

是等は全く徂徠の個性尊重主義と符節を合するが如きものと云ふべきである。此の如く一方に於て個性の尊重すべきを説いた。けれども又他の一方に於ては出来るだけ人を正しく教へ導かんが爲に教師たる者の人格の大切なることを説いて居る。同じく嚶鳴館遺草卷第三に次の如き文句がある。

教あり類なしと、孔子のたまひつれば、人はたゞをしへ次第なるもの故に、教る人を選ぶこと、最初第一の要なり。曲れる木をたて、直なる影を得べからず。よからぬ教戒の下に、よき人の出べき道理なし。但し直なる木をたて、正しき影を求めんとすれども、日月の光なくしては、かげはさゝぬものなり。師傅の禮を尊からしめ、その威を嚴にあらしめ給ふこと

教師の人格
の影響

は、先君の命壽を尊とくし、愛敬をあつくし給ふより始ることなり。いかにばかり忠賢の士といへども、受る所の命いやしく、遇せらるゝ所の恩疎なれば、世子の畏敬をおこすべき道なし。

併ながら幾ら教師が骨を折つた所で、周圍の者の影響が正しからざれば、完全に教育の目的を達することが出来ない。そこで近習の臣の大切なることを説いて居る。是れ即ち還境の教育に及ぼす力の大なることを認められたものと云ふべきである。尙同じ場所に次の如き記事もある。

師傅一人忠良を得といへども、近習の臣和一ならざれば、養長の道連することなし。幼き御心にて、誰彼がいへる所はよく、たれかれが申し、所はよからずなど、辨別し給ふべき道理なし、一かたにては宜しと申、一かたにては悪しと申、一人とふるまへば、又一人はかくして見せ奉るときは、かならず心まどひ給ふて、はては自己の心よく思ひ給へるかたに落着し給ふより外はなし。これ教の敗るゝ所なり。師傅一人いかばかり忠誠を盡し候とも一齊人に衆楚言のたとへにて、遂には多勢にさまたげらる

環境の影響

るをよんどころなきと也。且又師傅は世子の尊敬し給ふ人といへども、二六時中前にも伺候せざれば、退て後は、近習の臣師傅の教奉りし言行をすゝめ諭し奉るを以て、習慣も熟し給ふことなり。若又近習の臣、一言一行も師傅の教を輕じ侮てみせ奉れば、これぞ一日あたゝめて十日こゝやかすのたとへにて、習慣も敗れ給ふもの故に、ひとり師傅のみにあらず、近習の臣に忠良をえらぶと、是又大事なること也。

此外徳川時代の儒者の間には松平信綱を初め、種々なる人に依て教育に關する意見を述べられたのであるが、何れも大同小異であり、且つ又多くは隨感隨筆的のもので、組織的に述べたるものが少ない。獨り江邨北海の授業篇は稍、詳しく教授に關する議論を組織的に述べたものと思ふ。北海は天明八年七十六歳を以て歿した。即ち寛政の前の人である。其の中に讀書教授法に關するものも見える。即ち『授業篇』の卷一の「幼學」と題する中に次の如き文句がある。

我邦ニテ幼童ノ教學ノ仕方ヲ論ゼシ書ハ、多ク見及バズ、タゞ雨芳州ノ橋

江邨北海

幼童教學の
仕方

總茶法ニ曰、凡誨幼兒先教以一字、且使之知其字義、然後教以小學或大學、每日不過二三行或四五行、必講其義以教之、此等ノ說ノ如クナラバ、或ハ孝トイフ字ヲ教エテハ、音ハカウニテ、ト、サマカ、サマノ仰ニソムク事ナク、大切ニツカヘマイラスル事ト合點ガテンサセ、忠ト云フ字ヲ教テハ、音ハチウニテ、御主人ニマコトヲ以テ仕エマイラスルコトゾト云キカセ、何レノ字モ、此格ニ、一字ヅ、ヨクオボエサセル事ニテ、イカニモヨキ教方ナリ、又所謂口拍子ニカケテ、オボエヤスカランタメ、千字文ヲサヅケ、蒙求ノ標題、或ハ唐詩選ノ五絶ヲヨマセナドスル人モアリ、コレラハヨシトモアシキトモ云ハレズ、何レニモ書ヲ教ルニハ、タトヘ一字二字ニテモ、トクト字ニツキテ、ヨミオボヘルヤウニスルガヨシ、字ヲトメズ、口拍子ニテオボエタルハ、其益少シ、コレラハ其父兄、小兒ヲ愛スルノアマリニ、何ノ書ヲ何ホド覺エタルナド、人ヘモフイテウスル意ヨリ出デ、其實益少シ、モットモ小兒ノ事ナレバ、思フヤウニハナラネドモ、大意右ニイフ通りガヨシ

尙又習字教授法に關する意見もある。同書の學書と題する所に次の如き

習字教授法

文句がある。

我邦小兒ノ手習ニハ、マヅ伊呂波ヲナラハス事、都鄙上下一般ナリ、ゲニモ國定ノ字母ニシテ、是ヲダニ書得レバ、ダトヘフツ、カナリトモ、用事ヲ辨ズベシ、其上ニ畫クワスクナクシテ、小兒ノ手ホドキニヨロシ、漢土ニテモ、丘上大人ノ書ヲ以テ、小兒ノ書字ノ門戸トスル事、諸書ニ見エタリ、孔聖人ノ御父エ上ラレシ書ナリト云傳フ、後人ノ僞作ハ論ナシ、畢竟畫クワノスクナキ字ヲ集メ、小兒ノ手ホドキトナス、ワガ邦ノ伊呂波ニ準ズベシ、又永字ヲ書セテ、八法ヲ教ルナド、人々知レルトコロ、是ヲ略ス、ワガ邦ノ伊呂波ハ、僧空海ノ作トミナ人イヘドモ、其實、空海ノ師五明ノ作ナリト云人アリ、兩芳州ハ、小兒ニハ、マヅ片假名ノイロハヲ教ルガヨシ、畫クワスクナクシテ、シカモ字形楷正ナレバ、筆法ノ門戸ニ極メテヨロシキヲ、此邦ノ人ハ、小兒片假名ヲ書ケバ、手跡カタヅマリテアシキトイヒ此ヲ制シテ書ク事ヲユルサトルハ、心得ガタシトイヒオケリ、近衛豫樂院公モ嘗テ仰セアリ小兒ニハ、其初ニ畫ノ少キ楷書ヲ教ルガヨシ、凡テ文字ハ、正直ナラン事ヲ欲ス、直ナランコトヲ

片假名書
ヲ始ム

欲スレドモ、トカク邪曲ナリヤスモノナルヲ字形運筆トモニ、紆曲シタル伊呂波ヲ以テ、教ノハジメトスルハ、然ルベカラズトノ給ヘリ、豫樂院公トハ、當時世ニ川原カハノ御所ト稱シ、和漢ノ才メデタク、書法モ精妙ニオハシマセシ也、公ノ御論モ、兩芳州ノ説ト同一ナリ、余ヒソカニコレヲ思フニ、尊貴ノ御身ノ上ハ、書字ノ臣、備ハリテアレバ、日用ノ事、自ラ筆ヲトラセラル、ニ及バザレバ、公ノ御説マコトニイトモカシコシ、又士庶ノマチノナルモ其人ノ境界職業ニヨリテ、芳州ノ説ニシタガフモヨシ、其他農賈ノ俗事ニ事シゲキ、殊ニハ武家ノ、仕官吏職ニモアヅカリヌベキ人ノ子ドモニハ、ヤハリアリフレタル假名ノ伊呂波ヲ教ベシ、ソレニツギテハ、假名マジリノ手本ヨリ、日用ニ便リアル書札手紙ノ文言ヲ、世ニイフ和様ヲヨク書人ニ、手本ヲ求テナラハスベシ、此ハ世上同一ノ事ナレバ、委シク云ニ及バズ、但シ此モ、素讀ノ師ヲエラムト同シ、理ニテ、伊呂波ノ手本ヨリシテヨキ手ヲナラハスベシ、手ホドキナレバ、何レニテモ苦シカラズトイフハアシ、世ニイフ和様ニモサマノアリ、何レニモ字形ツマヤカナル手跡ヲナ

手本の選擇

ラハスベシ、農賈ノ子ドモハ、世ニ云フ寺子屋へ遣ハスコトモチロンナリ、士族ノ子ハ然ルベカラズ、其故ハ、京都ニ寺子屋モツトモ多シ、イカニモヨキ手跡モアレドモ、トカク書札手紙ノ書方ツマヤカナラズ、文言モ今日武家通用ノ式ニアラズ、故ニ京都ニハ書札手紙ノ代書ヲ、打仕セテタノムベキ人スクナシ、田舎ノ城下ナドニハ、市中ニモ書札ヲヨクシタ、ムル人反テ多キハ、三都ノ如ク寺子屋多カラズシテ、藩中ノ士人祐筆ナド稱スル人々ニ、手本ヲ乞テ習フ故ナリ、サテ前ニ云フゴトク、和様ノツマヤカナル手跡ヲヨクナラヒテ、書札ナド達者ニ出來ルト云ニナレバ、日用俗事ノ通用ハサシツカユル事ナシ、其上ハ和様ノ中ニモ、書流サマムアレバ、人々其コノミニ應ジテ、イカナル流ヲモ習フベシ、サテ學事ニタヅサワル人ナラバ、世ニイフ唐様ヲ學ブベシ、唐様ヲ學ブニアリテハ、漢土人ノ真跡ヲ學ブベシ、但漢土人ノヨキ真跡得ヤスカラズ、ヨキ真跡得ガタキ時ハ、唐刻ノヨロシキ帖ヲ求メテ臨模スベシ、唐刻ノ石ズリモ、今ハ多クワタリテ、上二王ヨリ唐宋元明イヅレノ世イカナル人ノ書體ヲ學バンモ自由ナリ、サ

レド其唐刻ノ石ズリモ、得ガタキ人ナラバ、和刻ノ石摺ナリトモナラフベシ、書風ハ、人々ノ好ム所モアルベキナレバ、何レガヨシ、何レハアシ、ト、自己一人ノ取捨ヲ以テ、概論スベキニアラザレバ、此ニハ略シヌ、イマダ年少ノ人、墨本^{ボクホン}バカリヲ臨模スルモ、心ノハゲミナクタイクツナラバ、當今ノ書家ノ中へ手本ヲ請^ヒ、清書ヲナラシモラフ事、和様ヲ習フ如クスルモヨシ、カクシテノチ、前ニ云ルゴトク、華人ノ真跡カ、又ハヨキ石ズリヲ學ビ、其運筆ノ法ヲ考へ、下地ノ習氣ヲ除キ去ルヤウニスベシ、詩文ナド書キタルガ、當今名高キ書家ノ手跡ニアマリヨク似テ、是ハ某ノ門人ナド打見ニ知ラル、モ、其人ガラニヨリテハ、世ニイフ若輩ニ見エテ惡シ、又華人ノ真跡ニモセヨ、墨本ニモセヨ、是ヲ臨模スルニ、タゞ机案ノ邊ニオキテ、時々臨模スルバカリニテハ益スクナシ、雨芳州ノ曰、凡手習ハ、オナシ手本ヲ一息ニ習フコト、千遍スベシ、千遍ナラフ時ハ、字形筆法ニツナガラ要領ヲ得ヘシト、余ガ知ルトコロ、相國寺ノ羽山禪師、梅畫ノ精妙ナルノミナラズモトヨリ書才モアル人ナルガ近ゴロ畫ヲ左ニシ、書ヲ右ニシ、董玄宰ノヨキ法帖ヲ得

テ、頻ニ手習ヲセルガ、頓ニ佳境ニイタレリ、此禪師少時對馬ニアリテ、學ヲ兩芳州ニ受、其手習ノ仕方、右ニイフ芳州ノ教ニ從フト云フ、世ニ書論高妙ニテ、珍シキ法帖トサヘイヘバ、財ヲオシマズオギノリ求メ、多ク貯テ、手習ノ沙汰ニハ及バザル人アリ、コレヲハ、古人ノ所謂賢ヲ得テ用ルコトアタハズト云ニヤ擬スベキ、又世ニ高尚ノ論ヲ好ム人アリテ、イフニハ、書ヲ學バントナラバ、幼童ノ時ヨリ、我邦ノ人ノ手跡ヲナラフベカラズ、ワヅカニ此邦ノ人ノ筆意ヲナラフ時ハ、一生其習氣ヲ脱スルコトアタハズシテ、華人ノ書ニ髣髴スベカラズト、余オモフニ、其理或ハ然ラン、然レドモ前ニモイヘルゴトク、左様ニコ、ロ得テ、サシツカエナキ人ハ、トモカクモスベシナベテノ人ハ、虛名ヲ求メテ實用ニ妨ノアルヤナキヤ、其所考ヘテヨシ書ノ六藝ニ列スルモ、人事ニ益アルヲ以テナリ、モシ實用ニ妨アラバ、余イマダ其佳ナルヲ知ズ、往時桑原維敬ナドハ、和様モカタノ如ク見事ナリシ、近時書論ハ精シケレドモ、維敬ホドノ書ハ多ク見及バス、何レニモ書ヲ學ブニハ、楷書、小楷、行書ヲ先トス、學業ニハ此三ツ最入用ナリ、草書ハ自家ノ詩

實用論

江戸時代の
教育學說の
價值

文ヲ人へ贈ルニハ不敬ナリ、且ツ人多クヨミアヤマルモ便宜ナラズ、サレドモ楷行ニ次テハ、草書、八分、篆書ヲ學ブベシ
尙其の中には音韻のことから講釋、講談、作文等のことが細かに論じてある。要するに江戸時代に於ける教育學說の中には今日に於ても尙參考すべきものが少いのではない、唯、多くは組織的に説かれて居らないが爲に、今日まで世人の注意を惹くことが少なかつたやうに思はれる。併ながら我が國に於ける教科目の中には明治以後に於て新に加はつた所のもので萬國共通のものも少くないのであるが、古來我が國に傳はつた特有のものもあるのであるから、それらの教授法等に就ては江戸時代の教育說中參考となるものが少くないと思ふ。今後に於ては此方面の研究に就て尙世人の注意を喚起することを希望して已まない次第である。

後篇 明治以後の教育の發達

第一章 總論

明治時代の教育は之を其の制度及び變遷の上より見れば六つの時期に區別することが出来ると思ふ。第一期は學制頒布以前即ち明治初年より同五年まで、第二期は學制頒布より改正教育令、即ち明治五年より同十三年まで、第三期は改正教育令より小學校令の發布まで、即ち明治十三年より同二十三年まで、第四期は小學校令の發布より改正小學校令まで、即ち明治二十三年より同三十三年まで、第五期は改正小學校令の發布より義務教育を六年間に延長するまで、即ち明治三十三年より同四十年まで、第六期はそれより明治の終りを經て大正の世に至るまで、即ち明治四十年より今日に至るまでである。而して教育の學說に關する方面の發達は、必しも此の區劃に束縛せられる譯ではないが、大體に於て此の區劃と並行して變化をして居

明治時代の
區劃

第一期皇道主義時代

るやうに思はれる。

第一期は、教育思想の上から見れば、日本主義即ち皇道主義の盛なりし時代である。蓋し明治維新は、封建的武家政治を改めて、所謂王政復古を圖つたものである。従つて儒教主義並に佛教主義に反抗して、國家及び神道の主義に基いたものである。太政官と共に神祇官を置いたと云ふが如きは、大寶令の古制に復したと言へばそれまでのことであるけれども、又如何なる方向に當時の國政が向つて居つたかを知るべきである。教育の如きも我が國に於て古來類を見ざる所の日本主義、若くは皇道主義と云ふものゝ勢が盛んであつたのである。

第二期佛國の制度及び米國の思想時代

第二期の初をなすものは明治五年の學制であつて、是は主として佛國の教育制度を模倣したものである。而して之を適用した所のものは、佛國の教育主義に非らずして、米國の教育の思想と實際とに依つたものである。従つて其の中には學制の精神、即ち佛國の教育制度に見るが如き劃一的方針と一致せざる所の教育思想も行はれたものではあるが、教育思想の上より

云ふと、十八世紀以來佛國及び英米に普通であつた所の功利主義的、實利主義的思想が本となつて居つた。當時は之を實學主義と唱へて居つたのである。文部省自らも教育雜誌を發行して、盛んに歐米の教育説、即ち當時の佛國及び英米等の教育説を紹介して居つた。而して其の中には歐羅巴に於ける十七八世紀時代の新教授法、即ちラートケー、コメニウス等の説いた所の教授法の論なども含まれて居つた。

第三期反動的的思想時代

第三期は多少反動的な思想の加はつた時代であつて、道德教育に關しては明かに忠孝主義を標榜したのである。明治十四年の『小學校教員心得』を初めとして、此の時期には『幼學綱要』『婦女鑑』などの官選の著書があつた。けれども實際教育界にありては、依然として歐米の教育思想を輸入し、殊にスペンサー、ベスタロッチなどの教育論が行はれた。而して其の間に英國のペインとか、米國のジョホノットとか佛國のコムベールと云ふやうな人達の教育學書の翻譯が行はれた。

第四期

第四期は教育に關する勅語の發布ありし時代であつて、道德教育の上か

ヘルバルト
教育主義時
代

らすれば最も其の旗幟を鮮明にし、教育の向ふ所を確立したのであるが、教育思想の上から見ると、此の時代は主としてヘルバルト派の流行を見た時代であつてヘルバルト派は所謂個人主義を根柢として居るのであるからして此の點に於ては當時の道德教育の方針と全然一致せざるものがあつたのである。而して此の間に教授法に關する技巧は大に進歩したのである。

第五期

ヘルバルト
教育主義反
動時代

第五期はヘルバルト教育主義に關する反動の時期であつて、所謂社會的教育學説と云ふものが此の時期に勢力を持つやうになつたのである。併ながら此の時期に於ては、明治二十七八年戰役に依て、東洋に於ける主權を握る勢を持つに至つたに由り、自ら他の國の教育説に其の儘盲從すると云ふことを幾分脱却して、稍、獨立に批判的に攻究する傾向を生じたやうである。我が國に於ける翻譯書ならざる教育學書を見るに至つたのは、其の以前にも多少なかつたのではないけれども、此の時代に於て最も著しく現はれて來たのである。

第六期
國民自覺時
代

第六期は明治三十七八年戰役の結果として、國民自覺の愈、高まつた時代であつて、此の時代に於ては一方に於ては所謂國民道德論の勃興を見たと共に、他の方面に於ては科學的精神の普及と、公民的精神の勃興を見た。是れ教育學説に於て實驗教育學説とか、公民教育若くは國民的教育論の盛んになつた所以である。而して此の間に又人格教育であるとか、美的教育學とか云ふやうな、文學趣味を加味した所の反動的な教育思想も現はれて來たのである。

今明治時代に現はれたる教育に關する翻譯書の主なる物を擧ぐれば次の如くである。

和蘭學制 上下 明治二年

内田正雄譯 開成學校(官版)

此の書は和蘭法律書の中より學制に關する文を譯出したものである。

佛國學制 明治六年 佐澤太郎譯(文部省)

是は佛蘭西の法律書より譯出したものと思はれるが、ナポレオン時代よ

り十九世紀の中頃までの教育に關する法規を含んで居るのである。
百科教導説 明治六年 箕作麟祥譯(文部省)
是はチャムバー Chamber の百科全書中より譯出したものである。

學校通論 明治七年 箕作麟祥譯(文部省)

是は米國のウイッケルシヤム Wickersham と云ふ人の學校經濟 School Economy
を翻譯したものである。

學室要論 明治八年

和蘭人ファンカステール譯 ハート原著

是はハートと云ふ人の In School Room と云ふ本を譯出したものである。
而して翻譯者は和蘭人であつて、それを日本人が訂正をしたのである。

小學校教授書 明治七年 (文部省)

普魯士學校規則 明治八年 柴田承桂譯(文部省)

幼稚園記 明治九年 關信三譯 ハンドル著

幼稚園 明治九年 桑田親五譯

教師必讀 明治九年

和蘭人ファンカステール譯 原著者ノルセント

是はノルセントの Northend: Teacher's Assistant と云ふ本を論じたものである。此の書は廣く行はれたものであつて、明治十一年には長尾景弼と云ふ人の譯も別に出て居る。

彼日氏教授論 明治九年

和蘭人ファンカステール譯 原著者ページ

此の書は教師必讀と共に廣く我が國の教育界に行はれたる教育書であつて、我が國に於ける最初の教育書と言つても宜いのである。

佛蘭西學制 明治十年 土屋正朝譯

此の書はルイ・トリビエーの佛蘭西法規 Code Francaise を翻譯したものである。

國語教授式 明治十年 吉川樂平著

慕邇矣稟報 明治十年

那然氏小學教育論 明治十 小泉信吉外一名譯

此の書はノルセントの Teachers and Parents と云ふ書の翻譯である。

加氏教授論 明治十一年

甲斐議衛譯 カルダウード著

米國學校法 明治十一年 文部省ビーボデー著

法國教育説略 明治十二年

石橋好一譯 プレアル著

二十遊嬉 明治十二年 關信三著

和氏授業法 明治十二年 山成哲造譯

此の書はホルブルク著 The Normal Method of Teaching を翻譯したものである。

平民學校論 明治十三年 村岡範爲馳譯

此の書はツェケール氏の Die Praxis der Volksschule を翻譯したものである。

斯氏教育論 明治十三年

尺振八譯 スペンサー原著

此の外スペンサーの教育論の翻譯は有賀長雄氏譯のものもあり又小出貴雄譯のものもある。

小學教育新編 明治十四年 西村貞譯 ギル原著

此の外西村貞氏の著に『小學教育論』と云ふものもある。

教育學 明治十五年 伊澤修二編 ポエラン原著

教育學 明治十六年 淺野桂次郎著

刪定教育學 明治十六年

土屋政朝譯 フイーマ原著(佛)

教育史 明治十六年

西村茂樹譯 ヒロビブリマス原著(米)

倍氏教育學 明治十六年

添田壽一譯 メイン原著(英)

教育新論 明治十六年 元良勇次郎著

教育新論 明治十七年 高嶺秀夫著
 是は米國のジョホノットの教育書の翻案である。
 如氏教育學 明治十七年

有賀長雄譯 ジョホノット原著

是は高嶺氏の教育新論と同じ原著を譯したものである。
 職業教育論 明治十七年

菊地大鹿譯 ラッセル原著

子守教育法 明治十七年 渡邊某著
 通俗教育論 明治十七年 庵地保著

此の書は既に明治十三年に『民間教育論』として出版したものを改名翻譯したものである。

行政學教育論 明治十七年 スタイン原著(塊)

改正教授術 明治十七年 若林虎三郎著
 白井毅著

加氏初等教育學 明治十八年

和久正辰譯 カレー著

昧氏教育學 明治十八年 メイヒユウ原著

此の外『昧氏教育全論』と云ふ書もある

ミル教育論 明治十八年 松島剛譯

學校管理法 明治十八年 外山正一譯 ランドン著

教育家必携 明治十九年

大村仁太郎譯 マイエット原著(獨)

教育哲學史 明治十九年

鈴木力譯 クレウベル著(獨)

獨逸聯邦西教育史 明治十九年 ドナルド原著

魯氏教育學 明治二十年

國府寺新作譯 ローゼンクランツ原著

此の書は外に松尾貞次郎氏の譯もある。

教育原論沿革史 明治二十年

杉浦重剛譯 ブラウイング著

此の書も山本義明氏の『教育學說史』と云ふ翻譯もある。
ペスタロッチ氏の主義及應用 明治二十年

山縣悌三郎譯 ペイン原著(米)

フレーベル小傳及幼稚園 明治二十年

山縣悌三郎譯 ペイン原著(米)

教育哲學史 明治二十年

山縣悌三郎譯 ベンネット原著(米)

教育學 明治二十一年

能勢榮譯 コムベール著(英)

教育全史 明治二十一年

杉浦重剛譯 ペインター Painter 原著(米)

波氏教育學 明治二十一年

小林小太郎譯 ペイン原著(米)

麟氏教授學 明治二十一年 有賀長雄著

是はリンドネル Lindner の原著を翻譯したものである。

教育學講義 明治二十一年 國府寺新作著

虞氏應用教育論 明治二十二年

能勢榮譯 グリーンウット Greenwood 原著(米)

初等教育學 明治二十三年

高須治輔譯 ポプロフスキー 原著(露)

家庭教育原理 明治二十四年

新保磐次譯 アレリン女史原著(英)

教授之正誤 明治二十四年

順田辰次郎譯 ゼームス・エルヒート 原著(加奈陀)

根氏教授論 明治二十四年

能勢榮譯 コンベール 原著(佛)

獨逸學校概論 明治二十五年

佛蘭 校篇 明治以後の教育の發達 第一章 總論

- 田中登作 共譯 クレーム原著(米)
 橋本武剛 共譯
 李國小學校法案 明治二十五年 文部省譯
 俄氏新式教授術譯明治二十五年
 本庄太一郎譯 チャールズ・ド・ガルモ原著(米)
 教育史 明治二十五年
 松島武剛 共譯 コンペーレ原著(佛)
 橋本武剛 共譯
 理學應用教育論 明治二十五年
 林晋一 共譯 ロバート・ガロエー原著(英)
 町田則文 共譯
 普通教育學 明治二十五年
 澤柳政太郎 共譯 ケルン原著(獨)
 立花銑太郎 共譯
 教育精義 明治二十五年
 山口小太郎譯 ハーケルン原著(獨)
 科學的教育學 明治二十五年
 岡田五兔譯 フレーリッヒ原著(獨)

教育新論 明治二十六年

- 岡村愛造譯 ビュー・カナン著(米)
 倫氏教育學 明治二十六年
 湯原元一譯 ガー・アー・リンドネル原著(獨)
 特殊教育學 明治二十六年
 澤柳政太郎 共譯 ケルン原著(獨)
 立花銑太郎 共譯
 保育學初學 明治二十六年
 坂田幸三郎譯 エー・エル・ハウ原著(米)
 初等教育學 明治二十七年
 是石辰一郎譯 ジョン・カイル原著(英)
 埴氏教育學 明治二十七年
 藤代禎輔譯 ゴッテス原著(獨)
 ロック教育論 明治二十七年
 原豐作譯 ジョン・ロック原著(英)

(大日本教育會譯もあり)

習慣の心理と其效用 明治二十七年

重見經藏譯 ベーローデシトック原著(獨)

小學校に於けるヘルバルト教育學の價值 明治二十八年

山口小太郎譯 ゲーフォイグト原著(獨)

ライン教育學 明治二十八年

能勢榮譯 ライン原著(獨)

(湯本武比古譯もあり)

ヘルバルト教育學 明治二十八年

藤代禎輔譯

み氏今世教育學 明治二十八年

國府寺新作譯 ドクトル・ミヒ原著(獨)

國家教育論 明治二十八年

久津見息忠譯 アルフレッド・フオイエー原著(佛)

倫氏教育學 明治二十九年

湯原元一譯 リンドネル原著(獨)

密氏教育論 明治二十九年

岡部精一譯 ミツヒ原著(獨)

宇氏ヘルバルト教育學 明治三十年

有終會譯 ウーフェル原著(獨)

(岩田岩次郎譯もあり)

慕氏小學管理法 明治三十年

湯原元一 共譯 ボエム原著(獨)
岩田岩次郎

ヘルバルト教育學要義 明治三十年

村上俊江譯 ヘルバルト原著

兒童教育論 明治三十年

菅學應譯 シェーシェー・ルソー原著

(山口小太郎譯もあり)

- 幾氏教育學 明治三十二年
 塚原政次譯 エフ・キルヒネル原著(獨)
- 教育的心理學 明治三十二年
 湯原元一譯 ゲー・エフ・フェイスナネル原著(獨)
- 教育學要義 明治三十二年
 立柄教俊譯 ディーステルズエヒ原著(獨)
- 教師の道德上に於ける資格及職分 明治三十二年
 佐久間恭信譯 ラッド演説
- 習慣教育法 明治三十二年
 幸野禮治譯 アーデルル原著(獨)
- 兒童教育指針 明治三十三年
 瀧の川園譯 デュボトア原著(米)
- 犯罪者の教育 明治三十三年
 留岡幸助譯 ドクトル・ウエー原著(米)

- 兒童教育法 明治三十三年
 大瀬甚太郎 共譯 オーフエルベルク原著(獨)
 杉山富雄
- 小學教育の原理 明治三十四年
 山口小太郎 共譯 ライン及シルレル原著(獨)
 佐々木吉三郎
- ヘルバルト及び其學徒 明治三十四年
 島崎恒五郎譯 チャールズ・ド・ガルモ原著(米)
- 教育史 明治三十四年
 岡田五兔譯 デッテス原著(獨)
- 算數心理學 明治三十五年
 西山喜太郎譯 デウエー及マクレラン原著(米)
- 教授法 明治三十五年
 本田増次郎 共譯 イー・ヒューズ嬢口演(米)
 柳橋源太郎
- 獨逸補習學校制度 明治三十五年
 文部省譯 オスカー・パッペ原著

教育上の常識 明治三十五年

好本督譯 パーネット原著(英)

教授法 明治三十六年

熊谷五郎 共譯 デッセス原著(獨)
河口隆太郎

女子運動法 明治三十六年

坪井玄道 共譯 ヘスリング原著(獨)
可兒 徳

實科教育手工新書 明治三十六年

小西久磨譯 チェー・バルト、ヴェー・ニーデルレー原著(獨)

英國學校生活 明治三十六年

立教學院譯 トーマス・ヒューズ原著(英)

家庭教育 明治三十六年

菅沼元之助譯 ハンナ・ホキットール・スミス夫人原著(米)

第二章 明治初年の教育改革と教育思想

明治維新は一方より見れば政治上の改革であり、他の一方より見れば教育上の改革であるとも言ひ得る。少くとも此の時代に於ては教育の改革に最も意を用ひたやうに思はれる。而して此の時代に於て最初に着手せられたる教育改革は、初等教育に非ずして高等教育であつたと云ふことは、自然の勢ひの然らしむる所であると云ふべきである。慶應三年十月將軍徳川慶喜が政を朝廷に奉還して、翌年明治と改元した。其の年の三月、即ち明治元年三月に先づ學習院を立て、文教を興さんとした。是れ新しく政府が學校に關する事業の始めである。明治元年三月十二日内國事務局より次の如き達をした。

學習院 來十九日ヨリ開講被仰出候事

又同三月二十八日には學校掛より提出せる學舎制を各局に配布した。而して其の學舎制の中には皇祖天神社を祀ると云ふことがある、即ち次の如き規定がある。

皇祖天神社 寮中ニ請奉リ大學別當其神主ト成リ給ヒ四時ニ一度長官

以下學生以上盡其祭祀ニ仕奉ル

都黨院一字 講習ノ處

東廳一字 大學別當以下ノ就給フ處

西廳一字 博士以下ノ就給フ處

尙其の中にある職員に關する規定を見ると大學別當一人、大學頭一人、大學助一人、大學博士一人、大學助教四人、史生二人、明法博士一人、同助教二人、同史生二人、文章博士二人、同助教二人、同史生二人等がある。是等は全體に於て範を大寶令に取つたものであると考へる。皇祖天神社を設けると云ふことは、古今未曾有の企てである。元來大學に別當を置くと云ふことは、大學の祭神の別當を置くと云ふとである、而して何を大學の祭神とすべきかとなつて來たのである。即ち大成殿を設けて孔子を祀り、其の傍に學舎を設けて授業をすると云ふことにして來たのである。然るに明治維新に於て祭神を異國に求めずして、我が國の神を祀ることにしたのは最も注目す

大學の祭神
の別當

べき事柄であつて、是れ即ち明治初年に於ける我が國の教育の根本精神を示すものと云ふべきである。

明治元年四月十五日には學習院を假りに大學寮代と改めた、即ち學習院と云ふのは大學の代りを爲すものであつて、大學教育を施すの場所とした。それ故に此の月諸公卿に次の如く令して學問を勵められたと云ふことが日本教育史略にある。

人材ノ教育ハ最其急務タリ故ニ三十歳未滿ノ輩ハ專勸學ニ從事シ務メテ實用ノ學業ヲ勉勵セヨ其才力ヲ計リテ拔擢ノ選ニ充テシ然レトモ文武ノ學場未建營セサルヲ以テ先寮代ニ於テ講習ノ業ヲ始メシム

又翌五月長崎の濟美館を收め、改めて廣運館と稱し、學則を改正し、國學を本科として傍ら外國語を講ぜしむることとした。同年九月十六日には次の如き達があつたと云ふことが當時の教育に關する法令を集めたものに出て居る。

大學校御取建被遊天下ノ人才ヲ集メ文武共盛ニ被爲備度思召候處方今

御多端之折柄未タ御取調モ行届兼候間先假ニ九條家ヲ皇學所梶井宮ヲ漢學所ニ被用候旨被仰出候就テハ兼テ御布令之通先宮堂上及非藏人諸官人其望ニ隨ヒ入學可致候就中三十未滿小番被免之輩ハ成丈ケ勸學致候様可心掛旨被仰出候事

但皇學所學則開講等追テ被仰出候漢學所來十八日開講被仰出候間辰ノ刻參集可有之候事

衣服ハ堂上狩衣直垂地下ハ麻上下ノ事

規則

一、國體ヲ辨シ名分ヲ正スヘキ事

一、漢土西洋ノ學ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事

但中世以來武門大權ヲ執リ名分取違候者許多ニ付向後屹度可心得事

一、虛文空論ヲ禁シ着實ニ修行文武一致ニ教諭可致事

一、皇學漢學共互ニ是非ヲ争ヒ固我之偏執不可有之事

皇道主義の教育

一、入學ハ八歳ヨリ三十歳マテニ被定候事

但老輩ト雖有望輩ハ可爲勝手事

一、毎年兩度學業成否可試事

一、入學之儀毎月初五日ニ被定候尤入學當日正服着用之事

之に依て考へれば明治初年の教育は皇道主義であると云ふことが寸毫も疑ひを容れざる所である。而して是は何に基いたかと言ふに、此の當時京都の公卿及び公卿の間に往來した國學者の意見が本となつて居るやうに思はれる。是より先明治元年四月華頂宮博經親王より大學創建の議に就て願出でられた。又華頂宮の家臣よりは大學創建の議に就て矢野、玉松、平田等へ取調方を仰出されたき旨を願出でた、而して矢野、玉松、平田の人々は何れも國學者である。矢野氏は矢野玄道氏のとであつて、伊豫の人であるが、九歳の頃より川田氏に就きて十三經、左傳、國語、史記、漢書等を素讀し、後伊豫の松山に遊學したが、十七歳の時京都に出で、それより斷えず京都と往復をして居つた。二十一、二歳の時には、京都に塾を開いて門下生を教授して

大學創建の議取調方

居つた。又江戸に下つて昌平黌に入つて學んだこともあるが、其の前に開いた平田篤胤の門に入つて専ら皇學を研究した。玄道氏の父も亦本居氏の書を読んだ人であつて、玄道氏は其の遺訓を守られたと云ふことである。後又京都に遊び、種々なる國史に關する著述をなし、明治元年二月に太政官に召されて徴士となり、神祇官書記を命ぜられ、同三月事務權判事に轉じ、大學規則取調を仰付られた。同年三月官を免ぜられたが、九月に皇學所御用掛となり、同十二年同所の講官を兼ねた。其の時玉松、平田の兩氏も同時に任命せられたのである。玉松操氏は勤王家であつて、侍従の山本公弘の長子であつたが幼にして醍醐寺に入り、僧侶となつた。後還俗して玉松氏と稱し、岩倉具視公に知られ、明治三年に侍讀に任ぜられた。神武天皇の御即位を以て我が國の紀元としたと云ふことは、玉松氏の建議に出でたと云ふことである。平田篤胤と云ふ人は和學者で、平田篤胤の養子である。明治の初め參與に任ぜられ、大學博士に進んだが、後に大教正となり侍講を兼ねた人である。兎に角是等の人々が當時の教育經營の議を案出したのであ

る。又本居中衛と云ふ人が同年四月辨事局へ建議を出した。其の中に次の如き文がある。

古者大學寮之法則紀傳明經明法算之四道ヲ以テ大綱ヲ被立候紀傳道則歴史之學ニテ名家之輩和漢ヲ兼學致シ則皇國古典之學モ此内ニ籠リ有之候ヘ共文章博士ノ名モ有之先ハ漢文ヲ專務ト被致候様ニ被存候方今時勢追々名分モ明ニ相成且外國之風俗モ相開ケ候附テハ彌國體ヲ明メ皇威御皇張無之テハ難相成候付必大學寮中純粹之皇國學ヲ以テ本體ト御立被遊是ヲ中央正殿ニ造立シ隨テ漢學洋學其外共局々ヲ左右ニ列立シ總テ何道ヲ學フニモ皇國之本體元始ヲ不忘様之御規則有之度奉存候云云。

又曰く

中古ニハ漢學ヲ專務ト被遊候ニ付大學寮中ニ皇國之神祇先賢ヲ不祭シテ只釋奠之法ヲ嚴重ニ被立候ヘ共是甚主客ヲ違候ト奉存候(中略)依テ此度大學寮御造立相成候ハ學祖トシテ思兼命ニ舍人親王太朝臣安麿ヲ合

祀シ春秋ニ御祭式有之度云々

明治初年の教育思想に國學者の主張が加味して居つたと云ふことは、是等の建議になつたことに依ても明かである。此の外明治元年四月には渡新太郎よりも和歌奨勵のことを辨事局に建議して居る。斯くして明治元年六月二十九日には人材御生育の目的を以て昌平學校を御復興の旨仰出された。同年九月に皇學所、漢學所、御創建のことを決定せられ、同年十二月に皇學所規則を定め、翌明治二年正月二十五日に皇學所が改正せられた。其の改正せられるに際して

近來皇國ノ學既ニ衰ヘタリ外國交信ノ時ニ際シ大ニ國體ニ管係スル者アリ今更ニ皇國ヲ盛大ニ振起セントス各奮發勉強シテ一新ノ朝意ヲ奉戴シ異日國家ノ大用ヲ立ツ可シ(日本教育史料より)

と諭されて居る。今皇學所規則なるものを見るに、先づ初めに皇祖天神大宮と云ふのがある。其の中央には天御中主大神、皇產靈大神、伊邪那岐大神、伊邪那美大神、天照皇大御神、須佐之男大神、御代々天皇命及び太后御子命等

和歌奨勵の
建議

皇學所規則

皇學の分科

を祭り奉り左右に天神地祇を合祭することにしてゐる。而して皇學中に本教學、經濟學、辭章學、藝伎學の分科がある、皆皇道を發揮することを旨とするのである。尙漢學所は明治二年正月十七日に開講せられたが、皇學所、漢學所とも明治二年九月二日に京都大學校建替に就き、兩校が廢止となつた。而して京都大學校取建のことも明治二年十一月二十二日に中止になり、東西に二大學を置くの計畫が遂に出來上らずして、是より専ら幕府の昌平校を復活し幕府の創立せる、藩書調所と醫學所とを併せて大學を完成することになつたのである。

明治元年正月に東京の昌平校及び開成學校に士族及び平民を入學することを許可した。當時開成校は、英佛の宣教師を招いて、英佛の學科を設け、語學を正則とし、講讀を變則として居る。同年六月十五日に大學校の規則が出て居る。其の中に次の如き文がある、是が聽て當時の大學教育の精神を述べたものと云ふことが出来る。

道ノ體タルヤ物トシテ在ラザルハナク時トシテ存セザルナシ其大外ナ

大學校の規
則

ク其小内ナシ乃チ天地自然ノ理ニシテ人々ノ得テ具ル所其要ハ即チ三綱五常其事ハ則チ政刑教化其詳ナルハ則和漢西洋諸書ノ載ル所學校ハ乃チ斯道ヲ講シ知識ヲ廣メ才徳ヲ成シ以テ天下國家ニ實用ヲ奏スル所ノ者ナリ蓋シ神典國典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ國體ヲ辨スルニ在リ乃チ皇國ノ目的學者ノ先務ト謂フヘシ漢土ノ孝悌彝倫ノ教治國平天下ノ道西洋ノ格物窮理開化日新ノ學亦皆是斯道ノ在ル處學校ノ宜ク講究スヘキ所ナリ且兵學醫學ノ如キ亦國ノ興敗民ノ死生ノ繫ルトコロ政務中ニ於テ最モ重スヘキ事ニシテ外國ト雖モ其長スル所ハ亦皆採テ以テ我國ノ有トスルコト勿論ノミ如此ナレハ舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基キ知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スル御誓文ノ旨趣ニ不悖是乃チ大學校ノ規範ナリ

之を讀んで見れば當時は實に規模雄大なる精神を以て學校を興したものと云ふことが分る。三綱と云ふのは君臣父子夫婦のことで、五常は仁義禮智信のことである。即ち儒教の精神を本として政治を行ひ、教化を布き、之

に加ふるに西洋の理科學及び技藝を以てし、而も其の中心とする所は皇道を尊び國體を辨するにあらしめんとしたのである。尙大學校及び其の他の學校の目的を規定して次の如く述べてある。

大學校の目的

大學校

一、神典國典ニ依テ國體ヲ辨ヘ兼テ漢籍ヲ講明シ實學實用ヲ成ヲ以テ要トス

大學校分局三所

一、大學校區域未廣悉ク三校ヲ設ケ難シ姑ク其名ヲ殊ニシ以分局トス然ルニ大學校ノ名ハ三校ヲ總テ是ヲ稱スルナリ

開成學校

一、普通學ヨリ専門學科ニ至ル迄其理ヲ究メ其技ヲ精ウスルヲ要トス

兵學校

一、今此局ヲ設ケス姑ク是ヲ軍務官ニ付ス

醫學校

後篇 明治以後の教育の發達

第二章 明治初年の教育改革と教育思想

一、醫理ヲ明ニシ藥性ヲ審ニシ以テ健康ヲ保全シ病院ヲ設ケ諸患ヲ療シ
 實驗ヲ究ムルヲ要トス

是れ即ち昌平校を大學の本校本とし、開成學校、兵學校及び醫學校を分校として、各其の目的とする所を示したものである。而して其の内に特に兵學校を加へたる所以のものは、我が國に於ては久しく文武兩道を兼ね修むることを習はしとしたからであると思ふ。而して此の事たるや其の後全く忘れられてしまつたのではあるけれども、今日に於ても大に攻究すべき問題であると思ふ。文武を兼ねると云ふとは、必しも封建時代に於てのみ必要なる事柄ではなくして如何なる時代に於ても必要なる事である。唯、其の施設方法に關しては、封建時代に於ける場合と、立憲政治の行はれて居る場合とは其の趣を異にすべきのみである。同年四月經筵を昌平校に開き、公卿、諸侯、大夫、官人をして其の講義を聽かしめた。講義、質問、輪讀、會講等は生徒の意に従ひ、會頭を立て、相共に研究せしむることにした。又昌平校、開成學校の費用の金額を定め、各入寮生徒の人員を三百名とした。而して其

大學本校分校

大學教育の精神

の年の六月に昌平學を大學校と改稱したのである。

此の如くにして出來上つた所の大學校の教育の精神は、猶依然として京都に於て學習院及び皇學所等を開かれたる精神と異なる所がなかつたやうに思はれる。大學別當御職中御書付と題する文書に次の如くある。

我皇國天神天祖極ヲ立テ基ヲ開キ給ヒシヨリ列聖相承天工ニ代リ天職ヲ治メ祭政維一上下同心治教上ニ明ニシテ風俗下ニ美シク皇道昭々萬國ニ卓越ス然ルニ中世以降人心偷薄外教之ニ乘シ皇道ノ陵夷終ニ近時ノ甚シキニ至ル天道循環今日ノ維新ノ時ニ及ハリ然レトモ紀綱未タ恢張セス治教未タ浹洽ナラス是レ皇道ノ昭々ナラサルニ由ルトコロト深ク御苦慮被爲遊今度祭政一致天祖以來固有ノ皇道復興被爲在億兆ノ蒼生報本反始ノ義ヲ重シ敢テ外誘ニ蠱惑セラレス方向一定治教浹洽候様被爲遊度思召ニ候其施爲ノ方各意見無忌憚可申出候事、

當時の大學の組織は尙大體平安時代に於ける大學と同じく、紀傳、明經、明法、文章の四科を置いてある。而して教官には博士と助教とあつた。其の堂

大學の組織

規に曰く

昔天皇ノ詔語ニ曰ク博士助教ハ惟學業ノミニ非ス兼テ德行ヲ取レ又曰ク古ノ王者教學ヲ先トス世ヲ訓ヘ風ヲ垂ルル此レニ由ラサルコトナシ孰レモ常ニ此語ヲ服膺シ誠心實意己ヲ修メ人ヲ治ムルノ道ヲ講明シ職務ヲ懈ルヘカラス

又曰く

明詔ヲ奉戴シ聖旨ヲ體認シ以テ材ヲ達シ德ヲ成シ異日國家ノ大用ニ供スルヲ志トシ夙夜刻苦其業ヲ勉勵セヨ學術光明正大ヲ以テ主トシ門派ヲ標シ私黨ヲ樹ツヘカラス立志ノ要内外本末序次ヲ謬ラサルニ在リ附大學校ニ入ル學生須ク兼テ他國ノ事ニ通スヘシ分局兩校ニ入ル學生固ヨリ皇國ノ目的ヲ外ニス可ラス朝政ノ得失ヲ私ニ相誹議シ或ハ財利飲食戲玩淫褻等ノ談一切禁止スヘシ

附令條ニ德義清慎公平恪勤ヲ以テ竝ニ一善トス須ク常ニ佩服踐行ス

ヘシ

交通各々其分ヲ守リ溫恭遜讓ヲ以テ務トス高聲爭論等深ク謹戒ヲ加フヘシ

附好テ人ノ惡ヲ訐ク可ラス只須ク平心虛懷互ニ相規諫スヘシ若シ過有ラハ則改メ速ニ善ニ遷ルヘシ

學生學ニ在ル各長幼ヲ以テ序トス令條ノ如クナルヘシ貴賤ヲ以テ座次ヲ爭フコト勿レ

附正講ノ時ハ華族士族ト次第ニ列スヘシ朝五時ヨリ七時ニ至ルマテヲ學業正課トス其他輪講輪讀其約定スル所ニ從テ餘課トス

又生徒ニハ素讀生員ニ初級、中級、上級、少得業生、中得業生、大得業生等アリ主トシテ國書漢籍ヲ讀マシム又大學ノ職員ニハ別當松平春嶽公以下少監大丞小丞大博士中博士小博士大助教中助教大寮長小助教小寮長等アリキ明治三年二月に大學規則を定めた、其の學體に關しては大體先年の達しと同一である。而して別に學制を次の如く定めた。

大學の中小
學監督

輦轂ノ下大學ノ一所ヲ設ケ府藩縣各中小ノ學ヲ置ク皆大學ヨリ頒ツトコロノ規則ヲ遵守シ材ヲ育シ業ヲ廣メ國家ノ用ニ供スルヲ以テ務トス、而シテ大學ハ人文淵藪才德ノ成就スルトコロ之ニ入ラントスル者必ズ先ツ其地方ノ者ノ課ヲ歷諸學漸ク熟シテ始テ輦下ニ貢進スルヲ獲タリ之に依て見ると當時の大學と云ふのは、一方に於ては學術を教授すると共に、一方に於ては中學小學を指揮監督したのであつて、後の文部省と大學とを併せたやうなものである。是は佛蘭西の大學に關する制度などに是と似たものがあるから、或はそれを模倣したのであらうかとも思はれる。而して又地方的人材を貢進せしめ、之を大學に入れると云ふ制度に關しては、大寶令に於ける規定、竝に支那に於ける薦舉の制に近きものがある。兎に角當時は内外を問はず諸邦の制度を參酌したものと思はれる。貢進と云ふのは斯くして起つたものであつて、其の貢法に關しては次の如く記してある。

貢進生

生徒凡ソ三十歳以下ヲ限リ其地方ノ考課ヲ歷知事證憑ヲ序ヘ輦下ニ貢

學科

進スルモノ之ヲ大學生ニ補シ各自好ムトコロノ私業ニ就キ博士助教ノ指揮ヲ受ケシム在學三年ヲ期トシ期滿ツル時ハ解額セシメ更ニ新ナル者ヲ以テ之ニ補ス若クハ在學中選任セラル、モノアレハ隨テ定額ノ人員ヲ貢進ス其定員ノ如キハ之ヲ後議ニ附ス

尙學科は教科、法科、理科、醫科、文科の五科があつた。而して其の内容を舉ぐれば教科には神敎學、修身學。法科には國法、民法、商法、刑法、訴訟法、萬國公法、利用厚生學、曲禮學、政治學、國勢學。理科には格致學、星學、地質學、金石學、動物學、植物學、化學、重學、數學、器械學、度量學、築造學。醫科には豫科と本科とあつて、數學、格致學、化學、本科には解剖學、藥物學、原病學、病死驗學、內科外科及び雜科、治療兼攝生學があり、又文科には紀傳學、文章學、性理學と云ふのがある。

此の中で教科と云ふのは最も特色の存する所であるが、又最も問題の科であつて、前に述べた矢野玄道氏の如きも權田直助、丸山名正等と大學の學神として皇祖天神を祀るべきことを主張したが、文科に屬する漢學の人々等と氣が合はずして、内部の意見が一致することが出来なかつた。其の結果

明治三年七月中大學本校を閉ぢ暫く生徒は教授することを中止するに至つた。尙此の事件に坐して矢野玄道氏は中博士を免ぜられ位記を返上し、明治四年三月には御不審ありとして岡山藩邸に御預けの身となつた。

小中學規則

此の如く當時の大學は最高の學府であつたのであるが、同時に又中小學を監督したので、小學校及び中學の規則を定めて居る。小學校規則に曰く

子弟凡ソ八歳ニシテ小學ニ入普通ヲ修メ兼テ大學専門五科ノ大意ヲ知ル

句讀、習字、算術、語學、地理學、五科大意

子弟凡ソ十五歳ニシテ小學ノ事訖リ中學ニ入ル

又中學規則に曰く

子弟凡ソ十五歳ニシテ小學ノ事訖リ十六歳ニ至リ中學ニ入り専門學ヲ

修ム科目五ヨリ大學五科ト一般、子弟凡ソ二十二歳ニシテ中學ノ事訖リ

乃チ其俊秀ヲ選ミ之ヲ大學ニ貢ス

茲に大學とあるのは當時の外國語學校、所謂英語學校を指したものであら

うと思はれる。兎に角當時に於ては小學中學共に大學に入るの準備と考へたのであつて、斯かる考方は古來我が國にもあり、支那にもあつた所のものである。我が國に於て其の後普通教育と専門教育との制度が確立せられた後にも、尙小學及び中學を以て大學教育の準備と考へるが如き傾向の全く已まざる所以のものは、或は是等の長き傳襲の然らしむる所であるかも知れぬと思ふ。

文部省創設

右の如き事情に依て大學本校は暫く閉鎖されたが、事務だけは尙執つて居つたのである。次で翌明治四年七月に大學を廢して文部省を置き、大小の學校を管理せしむることゝなつた。而して當時の文部省の直轄學校の中で東京にあるものは開成學校、東京醫學學校、東京外國語學校である。

開成學校の沿革

開成學校は前にも述べた通り初め洋學所と稱して舊幕府の創建する所である。元飯田町九段坂の竹本氏の故邸を以て假校舍とした。當時は尙疊敷で其の上に袴などを着て稽古をしたものであると云ふことを辻男爵より承はつたこともある。初めは専ら蘭學を教授して居つたのである。

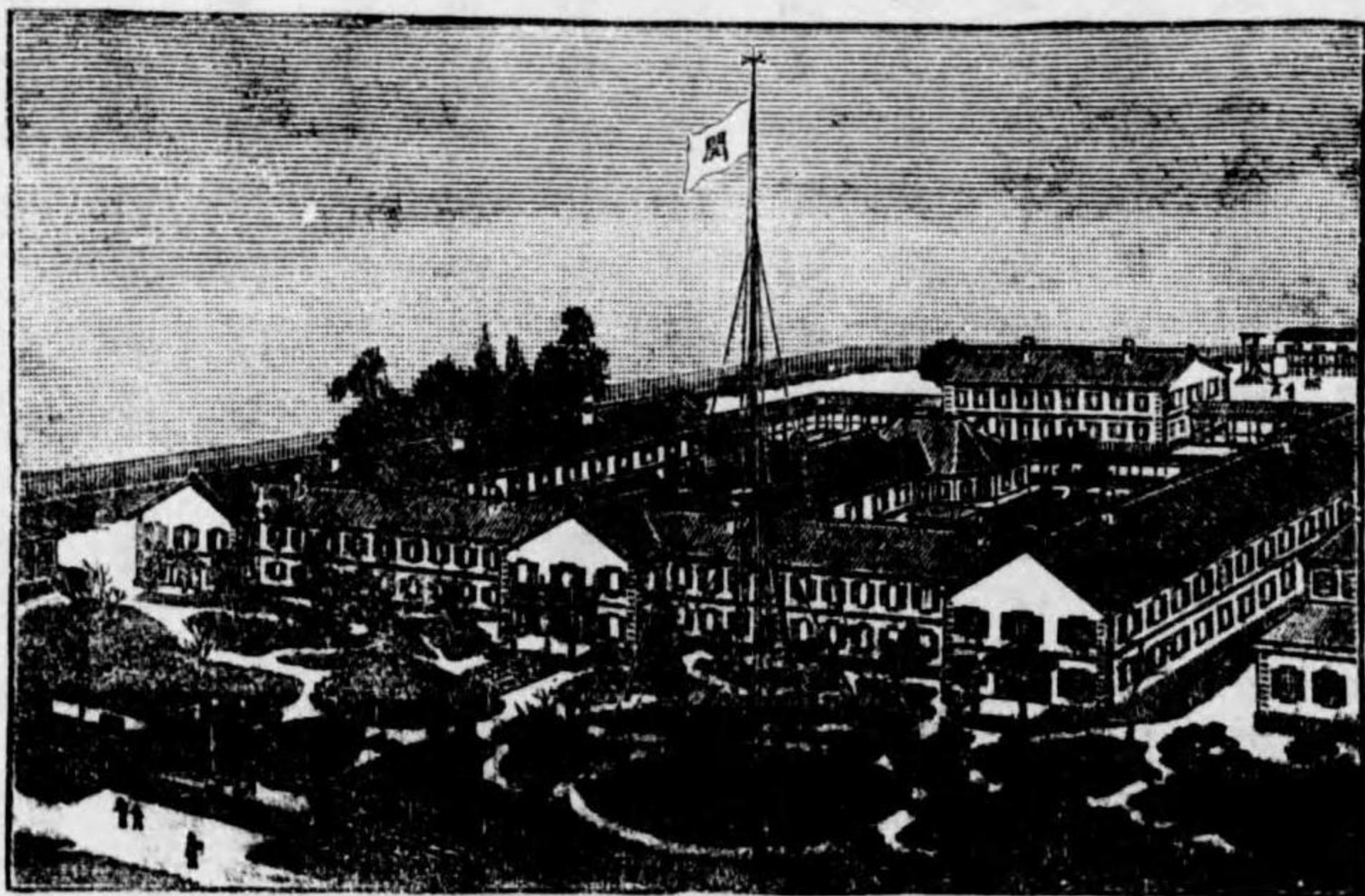
安政三年に蕃書調所と改稱し、次で杉田成卿、箕作阮甫等を擧げて教授とした。後一番町の塙氏の邸に移したこともあるが、萬延元年に又小川町の新見氏の故邸に移し、英語佛語を教へた。尙化學の科を設け、其の後更に獨魯の二國語を置き、各國の學問が略備はるに至つた。文久二年一橋門外の護持院原に新校舎を建築して之に移り、名稱を洋書調所と改めたが、翌三年に開成所と改稱した。護持院原と云ふのは現今の東京商科大學附近である。此當時市川文吉、小澤圭二郎の二氏を露國に、箕作奎吾、箕作大麓の二氏を英國に留學せしめた。又數學局を設けて神田孝平等を教官とした。維新の初め兵亂の爲に暫く之を閉ぢたが、明治元年に東京府の管轄となり、開成所は土浦藩兵の屯所となつた爲に、學校事務集議所を駿河臺川勝近江の故邸に置き、開成所を築地の舊海軍所に設けたが、同年十二月中、學校を元の場所に復し、明治二年十二月大學南校と改稱し、翌三年大阪洋學所をも管轄するとなし、翌四年文部省の設けられるに及んで其の所管となつて、校名を南校と稱した。此處には幕府の末より翻譯所があつたのであるが、此の年の

大學南校

第一番中學

八月翻譯局を文部省に移した。明治五年三月には明治天皇の行幸があり

東京開成學校



同年八月に校名を改めて第一大學區第一番中學と稱した。是れ學制頒布の結果である。當時にあつては該校は未だ大學豫科であつたのである。初めて明治六年四月に校名を改めて開成學校と稱し、遂に専門の學術を授くる所とした。而して諸藝學は専ら佛蘭西に取り、單に鑛山學のみは獨逸に學んだ、又法學理學工學に關しては英國に範を取つた。後には英語が段々に勢力を占めて、英語を以て専門學科を修むることゝした。同年八月一橋通の新校舎が落成し、専門學校は此處に移り、東京開成學校と稱した。

是れ實に後の東京帝國大學の前身である。而して舊校を東京外國語學校とした。同年十月明治天皇は群僚を率ゐて開成學校に行幸せられ、親しく開業の典を擧げられた。翌月又皇后宮の行啓があり、生徒の學術を御一覽遊ばされた。

東京開成學校内には法學校、理學校、諸藝學校、鑛山學校、工業學校の五科があつたが、其大部分は豫科であつて、鑛山學校の外は未だ本科を設くるに至らなかつた。而して其の教科書は皆外國の書であつた。英法科第一級にはミル經濟書、ホメロイ法律書、ミル論理書、タルトン性理書、ギゾー開化史、ウエラント經濟書、ベリー經濟書、ウイルソン萬國史、グードリック米國史、スチューデン・ヒューム英國史、ロビンソン代數書、ロビンソン幾何書、ロビンソン、ハイエル算術書、ワルレン、ヒシカール地理書、ビッコックス、サインス・オブ・マインド、アンドンリ、ロー甸文典、ブラウン文典、サンダルス第六リードル等であつた。第二年に於ても是等の中の多くを繼續したのであるが、英理學豫科及び英工業學豫科にては夫れ々、英書を用ひ、佛諸藝學豫科にては佛書に依て普通

東京開成學校の諸科

教科書は洋書

學を授けた。獨逸鑛山學にては獨逸語の教科書を用ゐて居つた。要するに我が大學の前身たる東京開成學校の教授は全然外國書に依て教授せられたものであると云ふことは、明治初年の終り、即ち明治初年時代に於ける本邦教育の方針を見るべく、又明治年間に於ける思想史發達の淵源として注目すべき事實であると思ふ。

東京醫學校

東京醫學校は明治元年六月に舊幕府の建設に係る醫學所を醫學校となしたに始まる。其の翌年之を大學本校と改稱した。而して其の校地は外神田和泉町に在つたが、其の校地は學校病院に適しなかつたので、明治三年五月上野に移さんとの議があつたが、それが出来なかつた。明治五年八月に該校を第一大學區醫學校と改稱し、其の中に本科と豫科とを置いて専ら獨逸の書に依て研究をした。是れ東京帝國大學醫科大學の前身である。

東京外國語學校

東京外國語學校は元開成學校に於て専門學科を授けんが爲に外國の語學を教ふる目的で作られたのであつて、外務省の所管であつた。語學校を收管することに依て出来上つたものである。明治二年正月初めて英佛二

國の語學科を置き、次で獨逸學を加設した。六年五月外務省で設けて居つた所の獨魯清語學所を文部省に收管し、八月開成學校の舊校舍に移り、東京外國語學校と稱するに及んで、外務省語學所を合併した。英佛獨清の各科とも上等下等の二つに分れ、又更に多くの組に分けて教授をした。而して其の教科は全く外國語に依てなされたことは言ふまでもない。

以上の外當時の文部省所管の學校としては、大阪に大阪外國語學校あり長崎に長崎外國語學校、長崎醫學校等があつた。是等は皆幕府時代よりの引續きであつて、専門學を教授する場所であつた。而して普通教育に關しては専ら明治五年八月に頒布せられた學制に依て整頓を見たのであるが、其の以前にも全く初等及び中等の學校がなかつたと云ふのではない、次にそれらの學校の有様の概略を述べて見ようと思ふ。

學制頒布以前には小學及び中學校は主として地方の施設に係るものとなし、中央政府に於ては直接に是が施設をなさなかつた。併ながら是等の學校を督勵すると云ふことは夙に行はれて居つたやうに思ふ。明治二年

東京外の諸
直轄學校

中小學校設
置の督勵

二月五日に發布せられた諸府縣施政順序節録中「小學校を設る事」と云ふ一條がある。其の文に曰く

專ラ書學素讀算術ヲ習ハシメ願書書翰記牒算勘等其用ヲ闕サラシムヘシ又時々講談ヲ以テ國體時勢ヲ辨ヘ忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス最才氣衆ニ秀テ學業進達ノ者ハ其志ス所ヲ遂ケシムヘシ

之に依て見ても其の一般を知ることが出来ると思ふ。又明治二年三月二十三日の布告に曰く

庠序ノ教不備候テハ政教難被行候ニ付今般諸道府縣ニ於テ小學校被設人民教育ノ道洽ク御施行被爲在度思召ニ候間東北府縣速ニ學校ヲ設ケ御趣意貫徹候様盡力可致旨被仰出候事

但學校取調トシテ東京學校ヨリ人選ヲ以被差向候間商議可致事此の文は戊辰の役後に於て特に東北地方に下されたものであつて、昌平校の上申に基いたものであるやうに思はれる。明治二年二月昌平校より「東

昌平校の上
申

府縣學校の設置、監督

北諸國皇化ニ非不服然レトモ昨年ノ如ク奥羽土民方向ニ迷候モ畢竟文教未開故ニ候是ニヨリ所在府縣新ニ學校ヲ設政教不岐維新ノ化ヲ以風習ヲ丕變致候様云々の趣意を以て布告致されんことを上申して居る。前の布告は此の上申に基いたものと推定されるのである。尙府縣學校の施設に關しては次の案を具して大學より上申して居る。

- 一、府縣新ニ學校ヲ建、政化ヲ裨補スヘシ
- 但其學校ノ或一箇所或二三箇所ハ府縣ノ大小ニヨリ宜ヲ觀ルヘシ諸藩タリトモ采地少ナルモノハ旁縣ト圖リ協力シテ營造スヘシ
- 一、府縣ノ學校ハ東京大學校ヨリ管轄スヘシ
- 一、學規ハ大學校ノ頒ツ所ヲ遵守スヘシ
- 一、教員ハ大學校ヨリ交代スヘシ府縣ニ其人アル時ハ知事コレヲ遴選スヘシ
- 一、五年ニ一度郷舉ヲ以テ士ヲ大學ニ貢シ試業ヲ受クヘシ
- 一、學校ノ營造若ハ修繕ノ時其地ノ士籍民籍ヲ論セス凡有力者ハ金ヲ獻

シ後ヲ助ルヲ許スヘシ

これによつて見ても當時の昌平校即ち大學本校は、府縣の學校の設置、監督の任に當らんとして居つたことが分る。明治二年六月十四日附を以て昌平學校に達があつて、府縣學校取調の儀を中止せられた。是れ民部官の上申に基づいたものであるやうに思はれる。同年六月民部官伺の上申に曰

民部官の上申

今般政教一致ノ御趣意ヲ以テ十三州府縣ニ小學校取建候様御布告相成右取調トシテ昌平校ヨリ出役ノ者夫夫被差立候旨御決議相成候タル東北諸縣ノ儀ハ兵亂ノ餘未綏撫之道モ行届兼且施政ノ順序ハ其地ノ事情ニヨリ前後見込ノ次第モ有之候儀ニ付前顯郷學取建方之儀ハ一切知縣事へ御委任相成緩急其時宜ニ隨ヒ爲取計候方可然奉存候ニ付右昌平校ヨリ取調役人被差立候儀ハ先御差止相成候様仕度此段奉伺上候。

知縣事へ委任

民部官と言へば今の内務官のことであらう、昌平校は今の文部省の前身である。内務省と文部省との地方行政に關する意見の相違が既に此の時に

於て端緒を發したのである。

此の如く昌平校より直接に地方の學制を調査することは中止となつたが、尙學校の監督は大體に於て昌平校、即ち大學本校の手に在つたことは前に記した大學及び中學規則中小學のことに依ても知らるゝ。而して中學及び小學は當時既に地方に多少設立せられて居つたやうである。

明治三年四月東京府は東京府中學校を駿河臺に建てた、其の校費は現米年六百石であつた。其の生徒は三等に分たれて、一等を特進の者とし、之に次ぐ者を二等とし、其餘を三等として居る。一等生とは二箇年間寄宿舎に公費を以て入つて居る、二等生徒には半年の寄宿を命じた、是等の生徒には食料を官給したのである。三等生徒は春秋筆墨を給するに止まつて居る。一等生徒の科業は書經、公法、明律等であつた。二等生の科業は左傳、聯邦史略であつて、論語、地球說略等を三等生徒の科業とした。東京府中學校を開くに及んで入學する者凡そ九十人であつた。其の後校舎が狹隘を告げたるを以て洋學校と共に日枝神社の畔に移轉したが、幾もなく火災に遇

東京府中學校

ひ、再び建つるに至らずして文部省の所管となつた。是れ即ち後の東京開成學校である。

明治三年六月東京府にては六小學校を府下に設け、現米二百石を以て其の費用に充てた。職員は各教師一人、助教一人とし、又別に生徒中秀才を選んで半ば教へ、半ば自ら學ぶこととして、各生徒三十人を教へしめ、之を句讀師と稱した。英國に於けるペルランカスターのモニターシステムと同一制度であつて、六小學校とは第一校芝増上寺地中源流院、第二校市ヶ谷洞雲寺、第三校牛込萬昌院、第四校本郷本妙寺、第五校淺草西福寺、第六校深川森下町長慶寺である。江戸時代に於ける寺子屋との名目上の聯關を思ひ浮ぶる時は頗る興味ある事實と思ふ。

尙明治三年九月大阪府の伺書に依て見ると、各府藩縣に於ても夫れ々々學校を設けたやうに見え、大阪府にても其の爲に國庫の補助金を得たいと願出て居る。現に明治四年には在原郡月村重藏等が品川縣廳に請ひ金を醸し、郷學を五箇所に興し、手習師匠を選んで教師とした事實がある。而し

東京府六小學校

各府縣の學校設置

て其の校舎は何れも寺院を以て當てゝ居る。其の學科は讀書、習字の二科であつて、毎日朝六時半より業を始め、四時に至つて止むのを朝稽古と言ひ、八時より七時半までのを夕稽古と稱し、毎月一六の日を休暇として居る。生徒は老若男女を問はざる規定である。これ蓋し當時に於ける小學校教育の一般を代表するものであらう。

明治四年十一月府縣學校を總て文部省の管轄と定められ、十二月二十三日文部省より布達を發して居る。其の要旨は、公費を以て悉く學校を經營し難きが故に、月謝を徵收して學校を維持せしむべしと云ふにある。今其の小學校入門心得を擧げて其の當時の有様を推測するの材料に供しようと思ふ。

- 一、受業料毎月二圓分可相納事
- 一、修業ハ書算筆ノ三科タルヘキ事
- 一、書籍等ハ銘々持參可致事
- 一、稽古時間ハ毎日五時間ノ事

文部省學校
を總管す

一、男子生ハ八歳ヨリ十五歳迄ノ事

一、女子生ハ八歳ヨリ十二歳迄ノ事

但シ凡テ通ヒ稽古ノ事

余は明治四十四年十二月故辻男爵を私邸に二回訪問して明治初年に於ける教育の狀況に就て特に話を承はつたことがある。其の時の談話の筆記に依ると、當時小學規則中學規則は定められたけれども、未だ地方の教育に手を下したことがなかつたと云ふことであつた。それに依て見ても明治初年に於ける初學教育及び中等教育の狀況は極めて不整頓なものであつたと思はれる。

第三章 明治五年より同十三年に至る教育の實際及び學説

明治初年の教育主義が皇道主義であつたと云ふことは前に述べた通りであるが、明治四五年頃より次第に形勢が變つて遂には皇道主義の痕跡だ

思潮の推移

後篇 明治以後の教育の發達 第三章 明治五年より同十三年に至る教育の實際及び學説

に絶つに至つた。是れ全く泰西の文明を模倣せんとする時代思潮に制せられたものと思はれる。歐米の文明の我が國に輸入せられたのは、素より明治時代に始まつたのではない。併し其の以前には、或は纔かに天主教に依るにあらずんば、蘭學に依て専ら醫學及兵學に關するものを學び得たに過ぎない。然るに幕府の未より廣く歐米の學術を輸入するに至り、次第に百般の學術思想が輸入せらるゝに至つた。明治二年に内田正雄氏が「和蘭學制」と云ふものを、和蘭の法律書より譯出したと云ふことを以て見ても、當時既に教育方面に就て歐米の制度を調査研究したことが分る。辻男爵の話に依れば内田正雄と云ふ人は幕臣であつて、蘭學に通じ、和蘭に洋行した人である。開成所の再興せらるゝに當つて校長となつた。而して當時は幕府の末と同じやうに外國人を教師に備ひ、萬事悉く西洋風にして、語學を教へるので、外人に就て學ぶのを正則となし、日本人に就て學ぶのを變則と言つたと云ふことである。又開成所には、幕府時代よりの翻譯所のあつたと云ふことは前に述べた通りである。之を以て察するに、明治の初年以來

歐米制度の調査

福澤氏の新文明主義

教育の一角には、純歐米模倣主義の行はれて居つたことは明かである。けれども西洋文明の大に世間に流布するに至つたのは、福澤諭吉氏の首唱せる新文明主義の影響と見るべきである。

福澤氏は安政六年に米國に渡り、それより英國にも行き、後慶應二年再び米國に航した。而して其の著『世界國盡』『學問のすゝめ』等は、實に當時の新思潮の淵源となつたのである。『世界國盡』は明治二年の著書であつて、英米の地理書に依つて世界各國の有様を七五調にて面白く綴つたものである。其の中には明かに東西文明の批評を混へ、支那のことを叙しては其の文明を嘲り、西洋の事情を叙しては、盛んに之を賞讚し、特に其の理性主義、主知主義を鼓吹して居る。明治四年十二月二十六日の文部省の布達の中に曰く「開化日ニ隆リ文明月ニ盛ニ人人其業ニ安シ其家ヲ保ツ所以ノ者各其才能技藝ヲ生長スルニ依是學校ノ設アル所以ニシテ人人學ハサルヲ得サルモノナリ」

功利主義

理性主義

是は確に福澤氏の功利主義的思想に基いて居るものである。而してそれ

と同じ思想が明治五年の學制頒布に關する被仰出書の中に見えるのである。其の初めに曰く

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑん
のものは他なし身を修め智を開き才藝を長するにあるなり而も其身を
修め知を開き才藝を長するは學にあらされは能はず是れ學校の設ある
ゆゑん云々

又

凡人の營むところの事學あらざるはなし人能く其才のある所に應し勉
勵して之に従事し而して後初て生を治め産を興し業を昌にするを得、
しされは學問は身を立るの財本ともいふべきものにして人たるもの誰
か學はずして可ならんや
とある、又

從來學校の設ありてより年を歴ること久しといへとも或は其道を得さ
るよりして人其方向を誤り學問は士人以上の事とし農工商及婦女子に

至つては之を度外におき學問の何物たるを辨せず又士人以上の稀に學
ふものも動もすれば國家の爲にすと唱へ身を立るの基たるを知らず云
云

とあるは皆當時の時代思潮を表明するものである。而して此の種の思想
を最も明白に述べたものは實に『學問のすゝめ』である。『學問のすゝめ』の
第一卷の端書に依ると、此書ハ故郷中津ニ學校ヲ開クニ付學問ノ趣意ヲ記
シテ舊ク交リタル同郷ノ友人ニ示サンカタメ一冊ヲ綴リシモノナリシカ
廣ク世間ニ布告セハ益アラントノ勸ニ基キ明治四年十二月ニ慶應義塾ヨ
リ出版セルモノナリとある。其の第一編だけにても二十萬冊を刊行した
と云ふことであるから、それに依ても如何に其の影響の大なりしかを想像
するに足ると思ふ。

福澤氏は自由獨立を主張したけれども、決して國家社會の秩序を紊亂す
ることを可としたものではない。『學問のすゝめ』の中にも所々に其趣意が
述べられてあるばかりでなく、明治五年に『童蒙教草』を出版したのも、斯かる

誤解を辨ぜん爲である旨を其自叙に明記して居る。兎に角此の種の時代思潮の依て生れたものは、即ち明治五年に頒布せられた學制である。

明治五年の學制に依ると、全國の學政は之を文部省にて統べ、又全國を分つて八大區とし(但明治六年四月之を七大學區に改めた)之を大學區と稱し、每區に大學分校一箇所を置き、一大學區を分ちて三十二中區とし、之を中學と稱し、區毎に中學校一箇所を置き、全國八大區で中學校の數を二百五十六所とした。而して一中學區は人口大約十三萬人を目標としたのである。

更に又一中學區を分ちて二百十小區とし之を小學區と稱した。區毎に小學校一箇所を置いた。一大學區の中小學校の數は六千七百二十箇所、全國にて五萬三千七百六十箇所とした。一小學區は人口約六百人を以て目標とした。之を現在の中學校、小學校の數に比較して見ると、中學校に於ては遙かに少いのであるが、小學校に關しては、現在の殆ど倍數に上つて居る。

是等の學校を監督する爲に、文部省には本省督學局を置き、大學本部毎に又督學局を一箇所置いた。督學は本省の意向を奉じ、地方官と協議して、大

學區の諸學校を監督し、又教則の得失、生徒の進否等を検査して、論議改正することを得る權能を持たしめた。督學局は總て地方官と協議して學事を決するのではあるが、直ちに中學區の學區取締を呼出し、本局の意向を諭告することもある。而して地方官は學事に關しては總て督學局に協議すべしと規定して居る。之に依て見ても如何に當時の督學の權限の大なりしかを想像することが出来る。尤も地方官に於ても學務專任の吏員一二人を置き、部内の學務を擔當せしめて居る。要するに大學區及び督學局の制度は大體に於て佛蘭西の現制に近きものであつて、教育監督上最も進歩せる一方法と云ふべきである。

一中學區内には學區取締十名乃至十二三名を置き、一名毎に小學區二十或は三十を分擔せしめた。此の學區取締は専ら區内人民を勸誘して、務めて學齡兒童をして學に就かしめ、且學校を設立し、學校を保護し、其の費用の使用を計る等、一切其の受持所の小學區内の學務に關することを擔當したのである。又一中學區内に關することは互に協議し、専ら便宜を計り、區内

の學事を進歩せしめんことを努める。一般人民(華士族卒農工商及び婦女—學制頒布被仰出書の中に一般人民の註釋に就て特別に婦女の二字を加へられたのは注目すべき事物である)の學に就く者は之を學區取締に届出づべく、若し子弟六歳以上に至つても學に就かしめざる者があつたならば詳しく其の事由を學區取締に届出づべしと規定してある。學區取締は地方長官に於て之を命じ、其の土地の人民にして名望ある者を選ぶべしとしてある。學區取締の給料は、當分其の土地の狀態に依て定めるとし、又其の給料は土地より出すべきものとして居るが、事實已むを得ざるものは暫く官よりの其の幾分を補給することとして居る。給料は一箇月凡そ五圓より十圓まで、地方の便宜に依て定める。學區取締は毎年二月兒童就學狀況を地方官に届出で、地方官は之を集めて四月中監督局に提出するのである。此の制度は小學教育の監督方法として参考すべき一案ではあるが、學區取締を人民の間より出したと云ふことは、長短相伴ふものがある。其の長所は能く地方の實狀に合するやうに監督をすることの利益があると

學區取締の
長所短所

共に、其の短所は地方の情實に絆されて、學事の進歩を遅からしむることである。所謂現時の視學制度なるものは、此の點に於て學區取締と利害の長短相反するものである。

小學教育

小學校は教育の初級であつて、人民一般必ず學ばざるべからざるものである。而して其の中には尋常小學、女兒小學、村落小學、貧人小學、小學私塾、幼稚小學の區別があり、又其の外廢人學校と云ふものもある。幼稚小學は男女の子弟六歳までの者を入れ、小學に入る前の端緒を教へるのである。小學私塾とは小學教科の免狀を持つて居る者、即ち教師の資格を持つて居る者が、私宅に於て教授する所のものを言ふのである。貧人小學とは、貧民の子弟の自活の出来ない者を入學せしむる爲に設けたのであつて、其の費用は富者の寄進金等を以て充てるのである。即ち仁惠學校とも稱すべきものであるとして居る。村落學校とは僻遠の村落農民の爲に教則を輕減省略して授くるのである。年已に成長せる者も其の生業の暇を以て此處に來り學ぶことを得しめ、多くは夜學たるべきものとして居る。女兒小學は尋

尋常小學

常小學教科の外に女兒に技藝を教ふるのである。

尋常小學を分ちて上等下等となし、男女共必ず卒業すべきものとして居る。下等小學は六歳より九歳まで、上等小學は十歳より十三歳までを法則とする。教科目は下等小學にては一、綴字(讀并盤上習字)。二、習字(字形を主とす)。三、單語(讀)。四、會話(讀)。五、讀本(解意)。六、修身(解意)。七、國體(解意)。八、書牘(解意并盤上習字)。九、文法(解意)。十、算術(九々數位加減乗除但洋法を用ふ)。十一、養生法(講義)。十二、地理大意。十三、窮理學大意。十四、體操。十五、唱歌(當分之を缺く)等である。上等小學の教科目は、下等小學教科の上に左の條件を加へて居る。一、史學大意。二、幾何學大意。三、野畫大意。四、博物學大意。五、化學大意。六、生物學大意。其の他の形情に因つては學科を擴張する爲め、左の四科を斟酌して教へることを得しめて居る。一、外國語の一乃至二。二、記簿法。三、圖畫。四、政體大意等である。

中等教育

中學は小學を経たる生徒に普通の學科を教ふる所であつて、分ちて上下の二等とし、其の外工業學校、商業學校、通辯學校、農業學校、諸民學校等がある。

専門教育

下等中學は十四歳より十六歳までの者を入れ、上等中學は十七歳より十九歳までの者を入れるを法則として居る。諸民學校は男子十八歳女子十五歳以上の者に向つて、生業の間學業を授くるのである。又十二歳より十七歳までの者の生業を導かんが爲に専ら其の業を授けるのである。是等は多く夜分の稽古たらしめる。要するに今日の補習學校的のものである。農業學校は、小學を経て農業を修めんとする者の爲に設けたもので、通辯學校は専ら通辯のことを授ける、或は商人等にして貿易の爲に専ら通辯のみを志す者も此の學校に入る。商業學校は商業に關することを教へ、工業學校は諸種の工藝に關する技術を教へる、尙又大學は高尚の諸學を傳へる専門の學校である。其の學科は理學、文學、法學、醫學の四學科である。即ち明治初年の大學の中の教科を省き、他の四科を残したものである。

小學教員は男女を論ぜず年齢二十歳以上にして、師範學校若しくは中學を卒業した者として居る。又中學校教員は年齢二十五歳以上にして大學を卒業せる者たるべし、大學教育は學士の稱を得し者にあらざれば之を許

學位の稱號

さないことにして居る。是等は勿論直ちに實行せられたものではない。將來の理想として規定せられたもので、理論上に於ては最も合理的の規定である。又學位の稱號を分ちて博士、學士、得業士の三として居る。中學卒業後大學に入り、修業凡そ一年の後及第した者に得業士の稱號を與へ、大學科、即ち法科、醫科、理科、文科を卒業した者には學士の稱號を與へる。博士の稱號に至りては、大學科卒業の者追々實地研究し、熟達した者に與へるもので、即ち知識の美稱と言つて居る。學位の稱號を與ふるには大學等より具申して、文部卿奏聞の上之を補するのである。學位の大體の規定は佛蘭西に於ける制度に據つたものであらうと思はれるが、文部卿奏聞の上之を補すると云ふことは、蓋し奈良平安時代の古制を採用したものであらうと思はれる。

生徒及び試業

生徒及び試業に關しては、生徒は諸學科に於て必ず等級を踏ましむることを要すとなし、所謂拔擢進級を許さない。一級毎に必ず試験あり、一級を卒業する者には試験狀を渡し、試験狀を得た者にあらざれば進級すること

給費制度

が出来ない。又小學、中學の卒業には大試験と云ふのがあつて、此の時には學事關係の人々は勿論、其の請求に依ては親族又は他の官吏も臨席することあるべしと定めてある。又試験の時生徒の成績優等なる者には褒賞を與へることもある。學業優等にして家貧しき者には給費をなすこともあるべしと定めてある。是等も大體に於て佛蘭西の教育法に據つたものであつて、佛蘭西の學校にあつては、試験を大事にし、又褒賞を盛んに行ふことになつて居る。但し給費を受けたる者は學業を離れて五箇年の後より年割を以て償還することゝなつて居る。公費を受ける者にも二年間受ける者と、三年間受ける著者と、五年間受ける者との區別がある。而して公費を受ける者、即ち給費生の總員は全國に亙つて千五百人に限り、缺員あるにあらざれば増加することを得ざらしめて居る。兎に角全國に亙つて給費制度を採用したと云ふことは注目すべきことである。當時は必要なる場合に於ては學費を官より支給することも得しめたのであるが、原則としては民費に依るべきものとして居る。それ故に大中小の學校に於ては授業料を

徴收し、それに依て經費の大部分を維持する方針を採つた。大學校にては生徒の授業料一箇月七圓五十錢を相當とし、外に六圓、四圓の二等を設けてある。此の二等は生徒の授業料を納むることの出来ない者の爲に定められたのである。中學校に在つては一箇月五圓五十錢を相當とし、外に三圓五十錢、二圓の二等を設けた。小學校にあつては一箇月五十錢を相當とし、外に十五錢の一等を設けた。一家二人の子弟を學校に入る、者は下等の授業料を納めるとし三人以上の子弟を學校に入る、者は二人分の外は授業料を出すに及ばずと規定して居る。兎に角大中小の學校を通じ、授業料の額は當時にあつては頗る高かつたと言はなければならぬ。又凡そ學校を設立し、及び之を保護する費用は中學校は中學區に於てし、小學校は小學區に於て其の責を受くるを法則とした。此の如きも大體佛蘭西の制度であると思ふ。

以上は明治五年八月頒布せられた學制の大要である。而して此の學制が如何にして制定せられたかに關しては判明しないけれども、故辻男爵の

談話に依ても開成所にては古くより外國の制度を翻譯研究して居つたのである、就中佛蘭西の學制が最も秩序整然として、能く當時の要求に合するものがあつた爲に、學制の如きも主として佛國の制度に依つたものであらうと云ふことであつた。又明治四十年の十二月に故女子高等師範學校長高嶺秀夫氏を訪問して親しく承はつた所の談話に依ると、明治五年の學制は、大木氏の文部卿時代に決行せられたのであるが、江藤新平の助言に依つた所が多いと云ふことを故西周氏などから聞いて居ると云ふことを言はれたのである。學制の制定に關する動機に就ては、未だ確實なる資料を得ないのであるが、其の内容は主として佛蘭西の制度に據つたものであることは明白である。唯、學科目の分類及び名稱等に關しては米國の制度をも參考して居るやうに思ふ。兎に角明治六年九月文部省に於て『佛國學制』第一編第二卷、第二編第一卷を刊行し、明治九年二月には第三編第五卷と附録二卷とを刊行して居る。其の第一第二の兩編は、佐澤太郎譯、河津祐之閣となつて居り、第三編は河津祐之譯となつて居る。思ふに學制制定の際には

『普魯士學校規則』

少くとも右佛國學制の第一第二の兩編の原稿は既に出て居つたものであらうと思はれるが故に、佛國學制が明治五年の學制制定に参考に資せられたと云ふことは推測するに餘りがある。而して當時既に英米の宣教師等も多數渡來して居つて、江戸は勿論諸藩の間にも洋學の設けのあつたことを思ふと、學科目の區分及び名稱等に於て米國の制度の加味せられたと云ふことも怪しむに足りないと思ふ。尙明治八年一月に柴田承桂譯『普魯士學校規則』と題するものが刊行せられて居るが、これは西曆千八百七十二年に普魯西の文部大臣ドクトル・フルクが制定した所の普魯西の小學教則及び師範學校教則を翻譯したものであるが、我が明治五年の學制制定の材料とはなつて居らないやうである。柴田承桂氏の序文にも、教育未洽ノ邦國ニ於テ素ヨリ直チニコノ方法ヲ襲用シ難シト雖云々」とあるを以て見ても其のことが分る。又同書の小學校の中には、「一校ニシテ二教官アルノ小學」「二校一教官ノ小學」「一級ノミヲ有スル小學」「半日小學」等の區別がある。けれども學制には一言も是等の制度に言及して居らない所を以て見ても、明

治五年の學制には獨逸の制度が加味して居らないと云ふことは明かである。』

『佛國學制』の原書は何であるかは明かではないけれども、其の中に引用する所の法規としては千八百三十七年十二月二十二日の王命第何條、千八百三十三年七月十六日の王命第何條、千八百三十三年七月二十四日宰相よりの布告千七百九十二年十二月十二日の布告等のある所を以て見れば佛國の第三共和制以前に於て行はれたる教育に關する法規を譯出せるものと思はれる。今此の『佛國學制』と題する書に載せられて居る佛蘭西の學校制度と、我が明治五年の學制との異同の要點を述べれば次の如くである。

佛國學制に依れば、大學區に大學長官及び監督と云ふものがあり、其の下に州 *Departu ent* 郡 *Arrondissement* 區 *Commune* とがあつて、公立小學校は一區に一箇を設くるを常例として居る、けれども區の大なるものは一箇を以て教育を治くすることが出来ないから、政府は嚴に其の學校の數を限ることをせず、其の地の人口の多少と住民の貧富其の他の緣故に依て其の校數を定

佛國學制と
明治五年學
制との異同

むる。大體二千人乃至三千人の爲に公立學校を一箇設くることを以て最良として居る。是れ我が學制に於て「人口約六百人ヲ以テ一小學區ノ目的トス」とある規定と趣きを一にするものである。佛蘭西に於ては、官立學校より私立學校、即ち宗教學校が多くあつたのであるから、我が國よりも一學區の人々が多くなつて居るのであると思はれる。又佛國學制に依れば若し一區の力を以て一校を設けることが出来ない場合には、近隣の一區又は數區と合併して一校を設けて宜しいと云ふ規定がある。我が學制の第六章の但書は正に之に相當するものである。

次に「小學の通則」に於て「小學校ハ教育ノ初級ニシテ諸人ノ必ズ學バザルベカラザル普通ノ科ヲ教ユル處ナリ」と佛國學制にあるが、是は我が學制第二十一章の條文と極めて相似て居る。而して小學校は佛國學制に於ても下等上等の二種に分たれ、又別に公立育幼院と云ふものがあるが、是は我が學制の幼稚小學に近いものと思ふ。佛國學制の規定に依ると、育幼院は男女共滿六歳までの兒童を入らしめ云々とあるが、我が學制の第二十二章は

小學校

之に極めて近いものである。即ち我が學制の第二十一章には「小學校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ズ學ハスンハアルヘカラサルモノトス」とあり、第二十二章には「幼稚小學校ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小學ニ入ル前ノ端緒ヲ教フルナリ」とある。此の外女兒小學校、小學の仁惠會社等の規定も佛國學制にあるが、是等は我が學制中の小學校の種類の原據と見るべきものである。

此の如く佛國學制と我が明治五年の學制とは、文字通りに類似して居る點が多いのであるが、小學校の教科目の名稱に關しては彼我同一ではない。佛國學制にありて、下等小學校の必修科目として擧げて居る所を見ると、修身及び奉教の道、讀法、書法、數學階梯、佛國語學の大意、佛國通用の度量等である。此の外稍、上達せる生徒には史學の大意、地理學の大意を加へ、野畫及唱歌を加ふることがある。上等小學校は下等小學校の規定を襲用した上に尙野畫、幾何學の大意、實用幾何學、物理學の大意、唱歌、地理學の大意、史學の大意を課し、更に土地の事情に依て當今通用の外國語學の一箇或は數種、記簿

小學校の教科目

法、圖畫等の教科を加ふることになつて居る。其の外又實用重學ヨカニツクの大意、天球學スフェールの大意、農學の大意、田家活計法の大意、地方官事務の大意等を加へることもある。然るに我が學制にあつては小學校の教科目は前に述べた如く綴字、習字、單語、讀誦、會話等である。是は全く米國に行はるる教科目の分け方及び名稱であると思ふ。是より先き開成學校よりは種々の英語の教科書を出版して居る。例へば慶應二年には『英語訓蒙』初篇、『英吉利小文典』上下、『英語階梯』を出して居る。『英語階梯』は又 An English Spelling Book、とも題してある。尙明治二年には江戸渡部氏刷行のダラタマ先生閱『英吉利會話』と云ふ書が出て居る。此の書の英語の標題は English conversation. Conversation of English Language; for those, who begin to learn the English by R. van Der Pyl. Second Edition. Numadz Watanabe & Co. second year of Meiji. 又明治三年に『官許英吉利單語篇』と云ふのが出て居る。其の英語の標題は Book of Instruction. Book of Instruction for the Children. Vol. I. First Edition (Vocabulary) 尙此の外に『英吉利文典』と云ふのもある。其の英文の標題は English Grammar. The Elementary

英語の教科書

Catechisms. English Grammar. First Edition at Yedo 1866. 此等の著書のある所を以て見ても、當時已に亞米利加風の英語教科書が行はれて居つたと云ふことは明瞭であつて、學制に於ける小學校の教科目も是等を參考して定めたものであらうと思はれる。要するに明治五年の學制は大體佛國學制を基礎とし、それに當時の英米の制度を參考して作つたものである。

學制の頒布に關して文部省より太政官に提出した伺書の案文なるものがある、又之に對する太政官よりの指令がある、之に依て見れば能く當時の教育の精神を窺ひ知ることが出来ると思ふに依て左にそれを採録する。

文部省伺五年月日闕

國家ノ以テ富強安康ナルユエンノモノ世ノ文明人ノ才藝大ニ進長スルモノアルニヨラザルハナシ而シテ文明ノ以テ文明トスルユエンノモノ一族人民ノ文明ナルニヨレハナリ一族人民文明ナラズタトヘ一ニノ聖賢アリトイヘドモ文明ニ關スルモノ幾何ソ是孛國王其人民ヲ督勵シ驅テ以テ學ニ就カシムルユエンニシテ彼已ニ不學ノ律アリ而シテ其民之

文部省伺

後篇 明治以後の教育の發達

第三章

明治五年より同十三年に至る
教育の實際及び學説

二八五

ヲ以テ刻トセズ文明ヲ勸ムルノ至ナレバナリ夫惟レバ皇國學校ノ設アリトイヘドモ從來ノ弊學風頗ル固陋事情ニ迂ク實用ニ疎ク遂ニ學問ヲ以テ人間中一種ノ別乾坤ニ付シ了ル於是學ブ者或ハ給スルニ衣食ヲ以テスルアリトイヘドモ其不學ノ者ハ措テ不顧之ヲ目前ニ觀ルトキハ學者或ハ比比トシテ在スルモノニ似タリトイヘドモ之ヲ一族人民ニ概スルハ誠ニ是九牛ノ一毛ノミ是ヲ以テ世ノ文明ト云フベケンヤ而シテ人ノ才藝多ク高尚ニ不至固ヨリコレニ依ル今也御維新ノ際萬般更始庶政風ノ如敷仰キ願クバ千古ノ學弊ヲ洗除シ普ク人民ヲシテ其方向ヲ大定シ其成ル事ヲ後來ニ期シ文明ヲシテ世ニ浸澤シ才藝ヲシテ人ニ高尚ナラシメンコトヲ依之當春初四學制ノ大綱既ニ已ニ奉伺候隨テ其細目ノ條件別冊數號ノ通取調候條御裁決奉仰候尤モ甲號ノ旨趣御布告被仰出候ハバ於文部省ハ乙號ノ通可及普今隨テ別冊ノ次第追順可相運奉存候ニ付旁奉伺候也

本文別冊中甲號ハ五年第二百十四號ノ公布案

着手の順序
小學校

二號ハ五年文部省十三號達案及學制案ナリ共ニ此ニ省ク
指令五年六月二十四日
書面ノ趣現今將來ノ目的トモ可爲伺之通候經費ノ儀ハ財政ノ大計相立候上司及決裁候條即今急務ノ件取調可伺出事
後來ノ目的ヲ期シ當今着手ノ順序ヲ立ル如左
一 厚ク力ヲ小學校ニ可用事

夫レ人ノ學業始メアルニ非ザレバ善ク終リアル鮮シタトヘバ高キニ登ルカ如シ若シ初階ヲ不經マサニイツクヨリユカントスサレバ老成ノ練熟ハ少壯ノ研業ニアル壯盛ノ進達ハ幼時ノ習學ニ基ク是文明ノ各國ニ於テ小學ノ設盛大隆壯ナルユエンナリ皇邦從來ノ風凡ソ人ハ九歳若クハ十二三歳ヲ過グ尙學問ノ何物タルヲ不辨漸ク長スルニ及ンデ其營生ニ汲汲タリトイヘドモ素ヨリ天然ノ良智ヲ其以テ可進達ノ時ニ棄テシメタルヲ以テ志行賤劣求ムル所モ亦隨テ得事不能流離落魄自カラ活スルマ不能者不可勝數タマタマ學ブモノハ之ヲ其可學

後篇 明治以後の教育の發達 第三章 明治五年より同十三年に至る 教育の實際及び學説

ノ時ニ不學ヲ以テ其基礎已ニ不立タトヘハ無槽舟ノ如シ至ル所繫留シ其學遂ニ上達スル不能コト多シ然ハ則世ノ文明ヲ期シ人ノ才氣ヲ待ツ之ヲ小學ノ教ノ能ク廣ク普ク完整スルニ求ムルニアルノミ故ニ力ヲ小學ニ用フルコト當今着手第一務トス

師表學校

一速ニ師表學校ヲ興スヘキ事

小學校ノ教ノ能ク完全ナルヲ得ルユエンノモノ小學教師ノ能ク齊整スルニアリ小學教則ノ能ク齊整スルユエンモノ小學教師ノヨク校則ヲ維持シテ之ヲ教フルノ正シキヲ得レバナリ夫レ師ノ生徒ニ於ケル形ト影トノ如シ形不直ニシテ影直ナランヲ求ム不可得各國已ニ師表授ノ設アリ是小學教員ヲ植成シ以教則ヲ整全ナラシメンガ爲也故ニ速師表校ヲ興シ小學校ノ教員ヲ植成シ順次四方ニ派出セシメ益以テ之ヲ増植シ其教規ヲ正シ以テ務テ小學ノ教員ヲ完齊セシメンヲ欲ス是當今着手第一中ノ尤モ急務トス

女子の教育

一一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムベキコト

人間ノ道男女ノ差アルコトナシ男女已ニ有學女子學ヲ事ナカル不可且人子學問ノ端緒ヲ開キ其以テ物理ヲ辨フルユエンノモノ母親教育ノ力多キニ居ル故ニ博ク一般ヲ論ズレバ其子ノ才不才其母ノ賢不賢ニヨリ既已ニ其分ヲ素定スト云フベシ而シテ今日ノ女子後日ノ人ノ母ナリ女子ノ學ビザル可ラザル義誠ニ大トス故ニ小學ノ教ヲ敷キ從來女子不學ノ弊ヲ洗ヒ之ヲ學ハシムル事務ヲ男子ト並行セシメンヲ期ス是小學ヲ興スニ就キテ第一義トス

中學の設置

一各大區中漸次中學ヲ設クベキ事

各大區中一所ノ大學ヲ興スベキトイヘトモ生徒ノ學力イマダ大學ニ入ルニ不至故ニ先ツ西洋教師ヲ撰ミ各大區中先ツ一二學校ヲ興シ生徒ヲ入レ其階級ヲ不亂追日ノ成業ニ至ルヲ期スベシ是人才藝術ノ益廣多ナランヲ求ム學校ノ數増加セサルヲ得サレバナリ

一生徒階級ヲ踏ム極メテ嚴ナラシムベキ事
從來ノ弊生徒規則ヲ不踏近下ナルモノヲ以テ卑トシ動モスレハ高尚

後篇 明治以後の教育の發達

第三章 明治五年より同十三年に至る

教育の實際及び學説

ニ馳スイヘトモ其成就スルノ幾稀ナリ不知近下ハ高尚ノ基タルコトヲ故ニ生徒ヲシテ必ス其成スヲ期セント欲ス毫モ姑息ノ進級セシムルヘカラス

一 生徒成業ノ規アルモノハ務メテ其大成ヲ期セシムベキ事

學問已ニ開ケ生徒袖ヲ連ヌ而シテ其大成ノ器甚少シキユエンノモノ何ソヤ是多クハ目前ノ小利ニ安ンジ功ヲ晚成ノ日ニ待ツヲ思ハザルニ依ル故ニ生徒成業ノ器アルモノハ務メテ其志ヲ鼓舞シ其大成ヲ期セシムベシ故ニ如此ノ類必ス其大成ニ至ルノ間決シテ轉動ノ事アルヘカラズ後來生徒ノ成業ヲ期スルユエン也得業生ノ設ケヲナスユエンナリ此規則別冊ニアリ之ヲ略ス

商法學校の設置

一 商法學校ヲ興ス事

萬貨運動ノ源察セサレバ萬貨運動ノ用ヲナス不能今也舟足四通四海比屋萬貨ノ活動昔口ヲ以テ之ヲ知ル不可商法ノ學不可不講旨趣方法別冊アリ

一 凡諸學校ヲ設クルニ新築營繕ノ如キハ務テ完全ナルヲ期ス事

數十年ヲ達觀シ務メテ其大成ヲ期ス速カナルヲ貪リテ姑息ニ陥ル不

小學教則

可是以テ順漸齊整シ其以テ成ス所ハ毫モ退步セラレンヲ旨トス

一反譯ノ事業ヲ急ニスルコト
言語ノ人心ニ浸染シ自ラ一國ノ語ヲナス各國不然ナシ今世人ヲ率キテ學ニ就カシム悉ク洋語ヲ以テ之ヲ教ユベカラズ反譯ノ業亦尤急ナルモノトス

而して明治五年九月小學教則及び中學教則略の頒布があつた。中學教則略は學課配當表の如きものに過ぎないが、小學教則は稍詳細に小學教育の内容を示したものである。而して各學校に於ける教授方法の概要をも規定して居る。今下等小學第八級の教科目及び教授方法を擧ぐれば次の通りである。

下等小學

第八級 六箇月 一日五字一週三十字ノ課程
日曜日ヲ除ク以下之ニ倣フ
綴字カタジカイ 一週六字 卽一日一字

生徒殘ラズ順列ニ列バセ知惠ノ絲口ウひまなび繪入智惠ノ環一ノ卷等ヲ以テ教師盤上ニ書シテ之ヲ授ク前日授ケシ分ハ一人ノ生徒ヲシ

テ他生ノ見エザルヤウ盤上ニ記サシメ他生ハ各石板ニ記シ畢テ盤上ト照シ盤上誤謬アラハ他生ノ内ヲシテ正サシム
習字 一週六字 即一日一字

手習草紙習字本習字初步等ヲ以テ平假名片假名ヲ教フ但數字ハ西洋數字ヲモ加ヘ教フヘシ尤字形運筆ノミヲ主トシテ訓讀ヲ授クルヲ要セス教師ハ順廻シテ之ヲ親示ス

單語讀方 一週六字 即一日一字

童學必讀單語篇等ヲ授ケ兼テ其語ヲ盤上ニ記シ訓讀ヲ高唱シ生徒一同之ニ準誦セシメ而シテ後其意義ヲ授ク但日々前日ノ分ヲ誦シ來ラシム

洋法算術 一週六字 即一日一字

筆算訓蒙洋算早學等ヲ以テ西洋數字數位ヨリ加減算九々ノ聲ニ至ル迄ヲ一々盤上ニ記シテ之ヲ授ケ生徒ヲシテ紙上ニ寫シ取ラシム但加減ノ算法ニ於テハ先ツ其算法ヲ授ケ而シテ只其題ノミヲ盤上ニ出シ

筆算ト諸算トヲ隔日練習セシム諸算トハ胸算用ニテ紙筆ヲ用キ生徒一人ヅ、ヲシテ題ニ答ヘシムルナリ前日ノ分ハ總テ盤上ニ記シテ生徒ヲシテ一同誦セシム

修身口授 一週二字 即二日置キニ一字

民家童蒙解、童蒙教草等ヲ以テ教師口ツカラ縷々之ヲ説諭ス

單語誦讀 一週四字

一人ヅ、直立シ前日ヨリ學ブ所ヲ誦讀セシメ或ハ之ヲ盤上ニ記サシム

修身口授の中の『民家童蒙解』と云ふのは、享保十九年常盤貞尙の著であつて、儒教主義の教訓を書いたものであるが、『童蒙教草』は福澤諭吉の著書である。第七級も六箇月であつて、大體前級の學科を繼續して教授する。教授數字は多少變更がある。是れ新に會話讀方コトバジカキヨミカタ、一週四字を加へた爲である。而して其の教授は單語讀方と同じである。但し『會話篇』を以て教授する、又第七級單語讀方に於ては『地方往來』、『農業往來』、『世界商賣往來』等を教科書とし

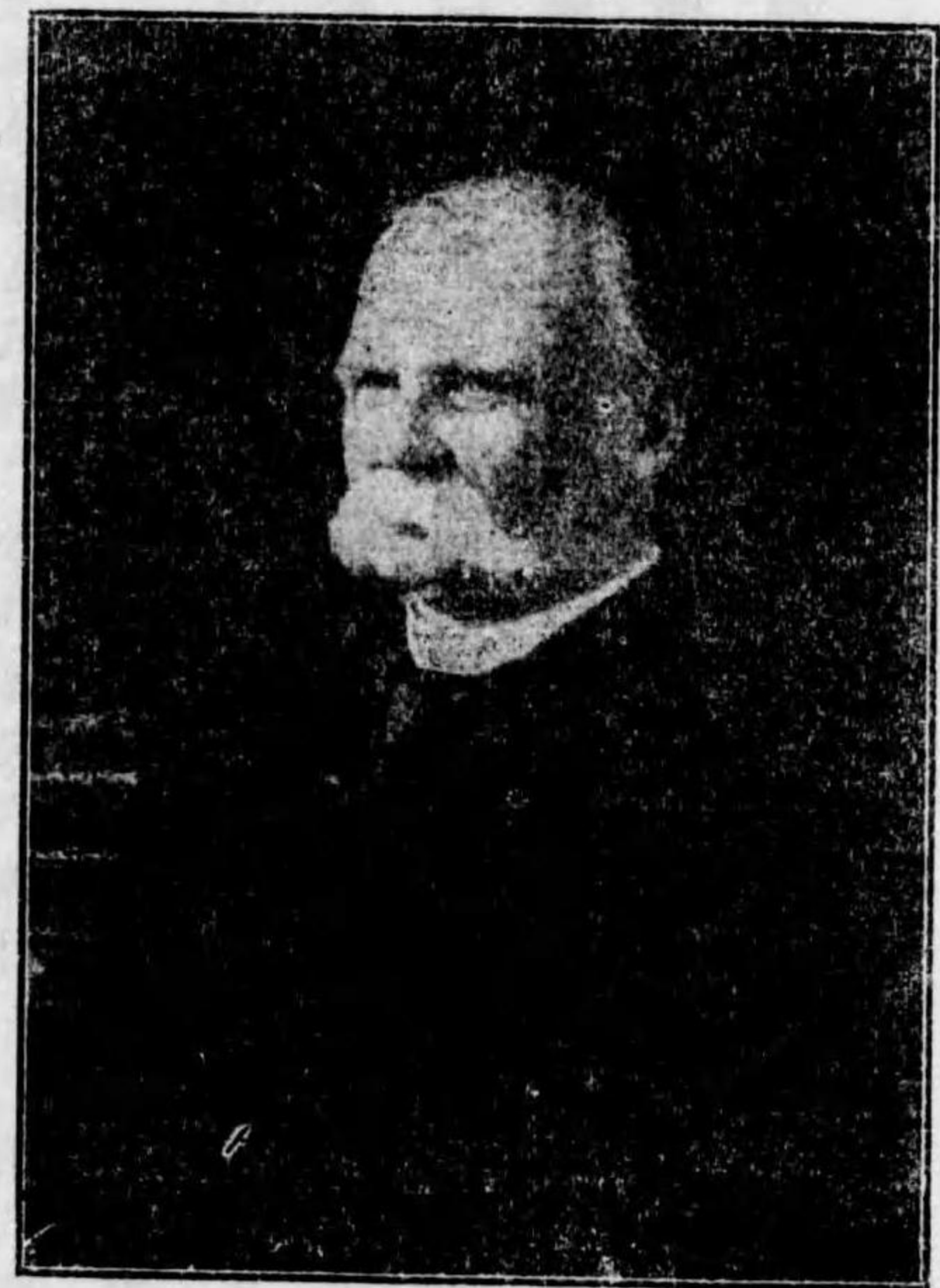
て、前級の如く教授するなり。第六級には綴字はなく、讀方讀本(一週六字)を新に加へ、西洋衣食住、學問のすゝめ、啓蒙智恵ノ環等ヲ用キテ一句一句ツ、之ヲ授ケ生徒一同之ニ準誦ス」と規定して居る。又單語讀方の代りに單語書取が加はり、「教師單語ヲ口ニ誦シテ生徒ヲシテ聞書セシメ書シ畢テ教師之ヲ盤上ニ記シ生徒ヲシテ照シ正サシム」とある。又修身(一週二字)にて『勸善訓蒙』『修身論』を用ひ、教師之を講述する事前級の如くである。第五級(六箇月)に於ても前級の如くであるが、新に地學讀方(一週三字)、養生口授(一週二字)を加ふ、前者は「日本國畫ヲ授クルコト讀本讀方ノ如ク」で、後者は「養生法健全學等ヲ用ヒテ教師縷々口述ス」とある。尙修身口授(一週一字)にては性法略等の大意を口授し、讀本讀方にては前級の外『西洋夜話』『窮理問答』『物理訓蒙』『天變地異』等を授け、算術(一週六字)にては四則應用を學ばしむ。尤も筆算諸算は隔日である。第四級(六箇月)にては新に文法を加へ、の書を用的詞の種類名詞の諸變化を授け、尤も諸誦を主とする、但し當分之を缺くと附記してある。地理讀方(一週六字)にては『世界國畫』を授くる、尙養生口授

(二週二字)は前級の如く、修身口授は最早之を課せない。第三級、第二級、第一級は大體此の如くにして進む、右終つて大試験の上、上等小學校に入學せしむる。落第生徒は尙六箇月第一級に置くのである。

上等小學

上等小學も八級に分れ、毎級六箇月とし、第八級より第一級に至るのである。第八級の讀本輪講は『西洋事情』の類を用ひ、第七級以上には讀本輪講はないが、史學輪講がある。而して其の中で『王代一覽』『國史略』『萬國史略』『五洲紀事』等を輪讀し、又地學輪講は第八級より第一級まで、あつて、『皇國地理書』『輿地誌略』等を輪講し、第八級第七級にては物理學輪講として『博物新編和解』『同補遺』『格物入門』『和解氣海觀瀾廣義』の類を輪講せしめ、教師は兼て機械を用ひて其の説を實地に示すことにして居る。尙第六級より野畫を課し、第五級より幾何を課し、第四級より博物、第三級より化學を課す。而して第八級、第七級にては細字の習字を課し、第六級より第一級まで細字速寫を學ばしめる。細字速寫と云ふのは楷書、片假名交り文又は行草平假名の文の手本を置き、速にこれを書くことを學ばしめるのであつて、字形運筆

巧緻にして毫も法外に出でざらしむるを旨とする。此の如きは少くとも今日にあつても考慮すべき教授法と云ふべきものである。但し第五級以上には手本を用ひない、其の文は教師之を口述す。



ダビッド・モレル氏

モレル氏は學事に關する意見を述べて居る。同氏は頗る日本主義の人であつた。辻男爵の説に依ると、田中不二麿氏は大に米國の教育主義に心酔して、所謂自由放任主義を主張したのであるが、田中氏の聘して來た學監

ダビッド・モレル氏

共に起つた
第一の問題

教員養成

モレル氏は常に國家主義、日本主義で、田中氏と教育の精神に就て議論を闘はしたと云ふことである。當時世論の中には英語若くは佛語を採用して國語を改良せんとする論もあつたが、モレル氏は第一年報に於て斯かる説に反對をなし「教育ヲ傳フル國語ニ至リテハ最モ變更スベカラザルモノナリ」と論じて居る。又「方今西洋語ヲ以テ一般ノ教育ヲナスハ唯一時ノ便宜ニシテ猶中古歐羅巴人羅甸語ヲ用テ教育ノ媒トナセシガ如シ」と言つて居る。而してモレル氏は歐洲諸般の學科を教授する爲に、日本語の教科書を編成すること、教員を養成することの必要を論じ、又大に女子教育の奨励すべきことを唱へた。

明治五年の學制頒布と共に起つた第一の問題は、教員養成のことである。如何に學制を頒布し、學校を造つたとしても、適當の教員がない時には、其の目的を達することの出來ないのは明白である。故に學制頒布と共に先づ第一に教員の養成を如何にすべきかと云ふのが當局の考慮に上つたのである。尤も是より先き、明治五年四月に文部省に特に小學校の教員を養成

すべき機關の設立を必要として、同月二十二日を以て小學教師教導場建立の議を正院に提出した。正院と云ふのは明治四年に太政官官制の改革があつて、太政大臣の居る官廳を正院と言ひ、外に左院右院と云ふものを置かれたのである。而して同年五月十三日に正院より允許の回答があつた。五月十四日文部省は東京舊昌平學校内に小學師範學校を設立するの令を發し、同年九月を以て開校した。是れ實に今の東京高等師範學校の前身である。右生徒募集の際規則として公示せられたものは次の通である。

小學師範學校設立

同校規則

- 一、外國人一人ヲ雇ヒ之ヲ教師トスル事
- 一、生徒二十四人ヲ入レ之ヲ師範學校生徒トスル事
- 一、別ニ生徒九十人ヲ入レ之ヲ師範學校附屬小學校生徒トスル事
- 一、教師ト生徒トノ間通辯一人ヲ置ク事
- 一、教師二十四人ノ生徒ニ教授スルハ一切外國小學ノ規則ヲ以テスル事
- 一、二十四人ノ生徒ハ九十人ノ小學生徒ヲ六組ニ分チ其一組ヲ四人ニテ受持チ外國教師ヨリ傳習スル處ノ法ニ因リ彼ノ「レツテル」ハ我ノ假名

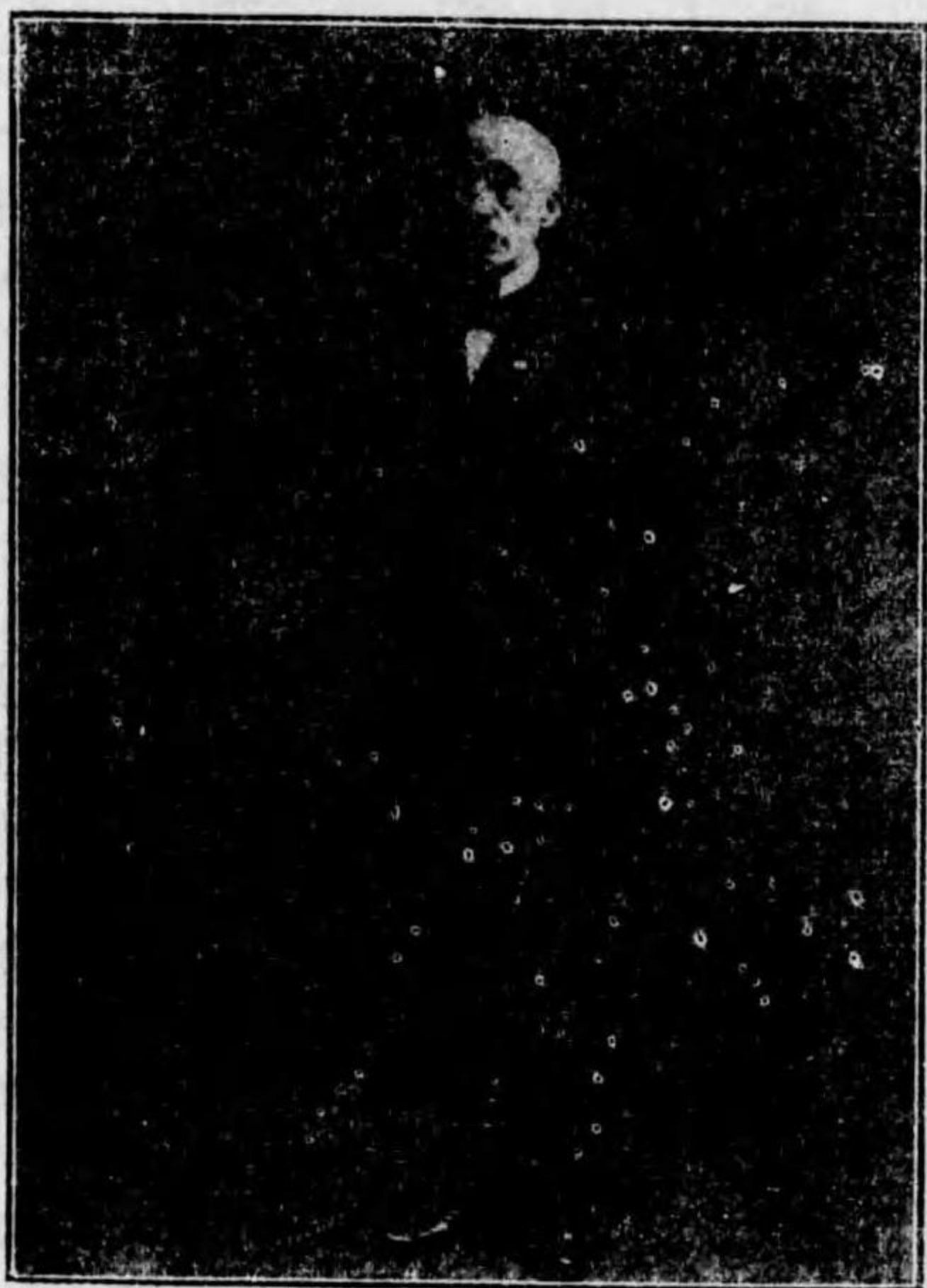
- ニ直シ彼ノ「オールド」ハ我ノ單語ニ改メ其外習字會話口授講義一切彼ノ成規ニ依リ我ノ教則ヲ斟酌シテ之ヲ小學生徒ニ授ク右授受ノ間ニ
- 一、種良善ナル我小學教則ヲ構成スベキ事
- 一、二十四人ノ生徒ハ和漢通例ノ書ヲ學ビ得タル年齢二十歳以上ノ者タルベシ然レドモ成丈ケ壯者ヲ選ムベキ事
- 一、生徒ハ都テ官費タルベキ事
- 但二十四人ハ一箇月金拾圓宛、九十人ハ一箇月金八圓宛ノ事
- 一、生徒入校成業ノ上ハ他途ヨリ出身スルヲ要セズ小學幼年ノ生徒ヲ教導スルヲ以テ事業トスベシ故ニ入校ノ節成業ノ上必ズ教育ニ従事スベキ證書ヲ出スベキ事
- 一、成業ノ上ハ免許ヲ與ヘ速ニ之ヲ採用シ四方ニ分派シテ小學生徒ノ教師トスベキ事

右の條項中特に興味を感ずる所のものは、二十四人の生徒に教授するのは一切外國小學の規則を以てすること、云ふのである。即ち外國に於ける

エム・エム・スコット氏

小學校の教育の實際を其の儘に我が國に採用しようとする。而して當時我が國に居つた米國人エム・エム・スコットと云ふ人が師範教育の經

氏トッコス・ムエ・ムエ



驗があると云ふところから同氏を聘することなし、米國に於ける小學校其の儘を我が國に傳へたのである。坪井玄道氏が通譯の任に當つて、スコット氏は英語で教授をしたのである。而して米國の小學校に於て使用する教科書、教科用圖書、教具、機械等は一切米國に注文し、又教場内部の模様も全く米國の小學校と同じやうにし、是等の圖書教具の到着を待つて授業を開始したのである。其の後、是等の圖書は多く翻譯をした。我が國の明治初年の教

師範學校の教授法

科書が多く米國教科書の翻譯であつたと云ふことは、斯かる事情に基いたのである。

當時の師範學校の教授法は、生徒中學力の優等なる者を選んで上等生となし、教師が之を小學兒童と看做して、小學の教科を授けた、之を授けられた上等生は、更に之に倣つて其の他生徒即ち下等生に同じやうに傳へたのである。是れ明かに英國に行はれたるモニターリアル・システム、即ち教生制度である。又明治五年十一月には師範學校内に編輯局を置いて五十音圖單語圖等約二十種を出版した。

明治六年六月には師範學校の教則を改正し、師範學校を分ちて本科餘科の二とし、本科は一年、餘科は二年とした。但し一年を二期に分つことは小學校と同様である。餘科の學科は主として數學、地理、歴史、博物、理科などの普通學である。明治六年七月には第一回の卒業生を出したが、其の數僅かに十名、是等は皆各府縣に招聘せられて、小學校教員養成の任に當つた。同年十月更に第二回の生徒五十四名を入れ、翌七年二月更に三十八名を入れ、

中學師範科

此の時餘科を豫科と改めた。同年五月十五日には明治天皇の行幸があつた。而してスコット氏は明治七年八月任終つて解職せられた。

明治八年八月には師範學校に中學師範科を置き、明治十年七月には教則を改め小學師範學科は二箇年半、中學師範學科は三箇年半としたが、明治十二年には伊澤修二、高嶺秀夫兩氏が米國より歸朝して、伊澤氏校長となり、高嶺氏が校長補となるに及んで、豫科及び高等豫科を各二年、本科を一年とした。小學師範科は豫科より直ちに本科に移り、中學師範科は高等豫科を経て本科に入學するのである。斯くして次第に高等師範學校の素地を作るやうになつた。即ち初めは全く小學校の教師を養成する爲に作られたのであるが、其の卒業生が自然に小學教員を養成する任に當ることとなり、次第に制度を高めて地方の師範學校より一段高いものとなるに至つたのである。

東京外の師範學校

小學校教育の普及に伴ひ、教員の需要が急に増加し、東京の師範學校だけではこれに應ずることが出来なくなつた爲に、文部省は明治六年八月に大阪

と仙臺にも師範學校を開設し、七年二月には更に愛知、廣島、長崎及び新潟にも官立の師範學校を設くるに至つたが、明治十年二月愛知、廣島、新潟の師範學校は、經費節減等の必要よりして遂に廢止となつた。併し各府縣立の師範學校は次第に發達した。明治十年十月に督學局が廢せられ、モルレ！氏は歸國するに至つた。

尙女子教育に就きて一言すれば、女子教育のことは明治初年より獎勵せられた。即ち江戸時代に於ける教育は専ら男子のみに限られて居つたが、此の時代になつて其の考へが一變したのである。明治五年の學制中には明かに女子小學校を設くることを必要として居る。學制頒布に關する被仰出書の中にも女子の教育を督勵して居ることが見える。明治五年二月に文部省は東京女學校を開設し、初めは南校境内に置いたが、同年十一月末に新校舍落成して竹平町一番地に移轉した、それは現今文部省のある所である。而して其の程度は尋常小學校に英語を加へ、外國語は外國の女教師をして之を授けた。而して教科目は豫科(第四級に始まり第一級に終る)にて

東京女學校

は國書、下等本科六級(第六級より第一級に終る)にては國書、英學、手藝、但第三級以上。上等本科六級(第六級より第一級に終る)にては國書、手藝、英學としてある。又其の教科書の主なるものを擧ぐれば『單語篇』『皇國史略』『西洋史略』『支那史略』『世界國盡』『日本國盡』『窮理圖解』『學問のすゝめ』『性法略』其の他『ウエルソソリードル』『ユニランソソリードル』『フレエブック』『クエツケンブス文法』『コルネル小地理書』『ウエルソソンスベルリング』『英和字彙』『ヘボン氏辭書』其の他數種である。ダビット・モルレー氏が學監として我が國に赴任するに及んで、又大に女子教育の必要を説いたことは前にも述べた通りである。明治六年にモルレー氏は之に就て意見書を提出し、且又教員養成の急務を説いて居る。蓋し北米合衆國の經驗を本とせるものであらうと思ふ。田中不二麿氏も亦女子教育獎勵者の一人であつて、明治七年一月四日には次の如き献白書を太政大臣三條實美公に提出して居る。

女子師範學校設置建白書

學制御頒布以降就學ノ徒稍旺盛ニ赴キ候處獨女子ノ教育ニ於ケル因襲ノ久シキ或ハ之ヲ忽略ニ附シ遂ニ日用常行ノ際男子ト相軒輕スルモノ

アルニ至ル殊ニ缺點トスル處ニ候今ヤ闔國人民ヲシテ漸次開明ノ域ニ臻ラシメント欲スル女子師範學校ヲ設クルヲ以テ一大要務トナス蓋シ女子ノ性質雷ニヨク其教科ヲ講習スルヲ得ルノミナラズ向來幼稚ヲ撫養スルノ任アレバナリ仍チ先ツ東京府ニ一個ノ女子師範學校ヲ設ケ根柢ヲ培養シ結果ヲ他日ニ期スペクト存シ候尤經費ノ儀ハ當省定額内ヨリ辨給可致候至急御裁可有之度此旨相伺候也

同年一月二十日に右の建議が許可せられ、其の年三月十四日に文部卿木戸孝允より布達を出して神田區宮本町八番地を女子師範學校の敷地とした。此の土地は後に地目を變更して本郷湯島三丁目二十四番地となつた。現在の女子高等師範學校の敷地内の西南が即ちそれである。翌明治八年校舍落成し、皇后陛下には本校設立のことを聞召され、八月二日文部大輔田中不二麿を宮中に召させられ、御内庫金五千圓を下賜せられた。

明治八年八月十五日に東京女子師範學校教則を定め、其の修業年限を五箇年とし、十級に分ちて教授をした。生徒は大約十四歳以上二十歳以下の

東京女子師範學校

「みがすば」の御歌
下賜

女子を試験の上入學せしむることとした。此の時百九十三名の志望者の中七十一名を合格者として入學を許した、後三名を追試験に依て入學せしめた。是が最初の女子師範學校の生徒である。同年十一月中村正直氏が新に攝理に任ぜられ、同月二十九日に開校式を挙げたが、此の時皇后陛下親しく行啓あらせられ、令旨を賜はつた。又翌年二月十五日には皇后陛下より特に「みがすば」の御歌を賜つた。即ち今日でも同校に於て「みがすば」の御歌を校歌として居る所以である。後明治十年五月には修業年限に一箇年半の短縮を加へ、同十二年七月更に半年を短縮して、修業年限を三箇年とした。是れ次第に普通教育が完備して女子師範學校に於て特にこれを施す必要を減じた爲めである。明治十二年の課程表を見ると、其の學科は修身、家政學、格物、數學、文學、圖畫、裁縫、音樂、體操、教育等であつて、第一年及び第二年の前期迄の修身は修身學禮節、即ち作法である。其中二學期間は修身學を授けることとして居る。又家政學は第二年に於て之を授ける、而も前期は一週一時、後期は一週二時を課するのみである。又文學に於ては文

附屬女學校

法作文の外、「元明清史略」、「文章軌範」、「名家文粹」、「古今和文」等を授け、大體に於て男子の師範學校と同じものとした。

尙東京女學校は十年に廢校となり、明治十五年に至つて東京女子師範學校に附屬女學校を置くことになつた。是は前の東京女學校の代りに建てたものと見るべきである。而して地方に於ては明治五年に京都に英和女學校と云ふものが起つた。

男女學生の
狀況

尙當時に於ける學生の狀況を述べれば、男子の側にあつては尙漢學書生氣質とも言ふべき磊落なる風が行はれて居つた。故辻男爵の談話に依ると、明治初年にあつては學校の教師も生徒も殆ど同年輩の者であつて、生徒の中にも其の友人の中に參議も居れば又顯官も居ると云ふやうな譯で、學生になつて居る者が寧ろ遠大の志を懷いて、更に修養を積まうと云ふ類の人で、實際に於ては教師と同輩と云ふやうな有様であつた。隨て隨分亂暴な振舞もあつた。其の風は學制頒布以後に於ても容易に改まることが出來なかつた。而して女子の學生にあつても矢張り其の風を受けて頗る磊

落であつた。而も初めの女子師範學校の生徒などは、男子と同じく襦のあ
る縦縞の袴を穿き、唐人髷を結つて居つたと云ふことである。兎も角此の
時代に於ては極めて自由であつて、女子の如きも徳川時代の有様とは全然
異つて男子と殆ど變る所はない有様であつたと云ふことである。

此の時代に於ける教育思想は如何なる状態であつたかと云ふと、歐米の
教育を受入るゝに急にして、教育思想などは考へる暇がなかつたと言ふ方
が適當であらうかと考へる。併ながら教育の實際が存する限り、其中に
教育の思想の含まれないと云ふとは無論ないのである。又此の教育に就
て研究する者の間には、教育の思想も自ら研究せられたとであらうと思ふ。
而してそれらの教育思想なるものは、専ら歐米の翻譯であると云ふことは
容易に推察することが出来る。文部省に於ては明治六年に文部省雜誌を
發刊して、歐米の教育論を翻譯掲載した。明治九年以後之を教育雜誌と改
題して刊行して居つたが、其の中に載せる所のものは専ら歐米の教育説の
翻譯であつた。又其の中に現はれて居る所の教育説に、自然主義的教育思

教育思想

文部省雜誌

想の傳へられてあつたと云ふことは餘程興味のあることであらうと思ふ。
自然主義的教育思想は、既に江戸時代にもあつたと云ふとは前にも述べた
通りであるが、之を歐羅巴に於ける教育思想の發達の上に就て鑑みても、近
世に於て先づ教育の改革を促したものは自然主義的教育思想であつて、
それに伴ふ自然的教授法とも言ふべきものは、即ちラートケー、コメニウス
等の唱へたる所である。文部省雜誌及び教育雜誌の中にラートケー、コメ
ニウス等の自然主義的教授論の夙に紹介せられて居ることは頗る興味あ
ることである(拙者社會的教育學講義參照)。思ふに是等の教育思想が我が
國に入つて來たのは、此の時代に於ける歐米の教育論の中に、尙此の種の教
授法論が主張せられて居つたから、それを翻譯して我が國に傳へたもので
あらうと思ふ。

此の外單行本として行はれたる教育書の翻譯の多々あつたことは前に
述べた通りである。而して其の中に主なるもの數種に就て如何なる内容
を持つて居つたかと云ふことを述べて見ようと思ふ。

先づ明治九年六月文部省の刊行に係る「學室要論」に就て見ると其の序言に「此書ノ原名ハ In School Room. 又 Chapters in Philosophy of Education ト言ヒ米國シヨハンエスハート氏ノ著述ニシテ西曆千八百七十二年ニ「フィラデルフィア」ニ於テ刊行セシモノナリ和蘭人ファンカステールハ和英兩語ニ通ズルヲ以テ此書ヲ譯セシム」とあり又此原序には「此書ノ意見ハ實地經驗ヨリ得タルモノニテ五千餘人ノ男子ト一千人ノ女子トニ就キテ經驗セシ所ナリ其中ニハ國立師範學校ニ於ケル經驗モ混ジ居ルナリ云々」とあり又其の第一編には「教授トハ何等ノ事ヲ謂フカヲ論ズ」と題し第二編には「設問術ヲ論ズ」と題して居る。又第三編には「教授ト練習ト自ラ別アルヲ論ズ」第四編には「背誦ヲ聽ク方法ヲ論ズ」第五編には「才ヲ開キ能ヲ達スル主トシテ次第ニ注意スベキヲ論ズ」第六編には「兒童ノ理解シ難キモノヲ教授スル方法ヲ論ズ」第七編ニハ「少年輩ノ記憶力ヲ養成スルコトヲ論ズ」第八編には「事ヲ記憶スルニハ先ヅ其理ヲ了解スベキコトヲ論ズ」等の諸編があつて第三十編には「教育トハ果シテ何事ナルヤヲ論ズ」と云ふ題になつて居る。而して其の中に教

育のことに就て次の如く論じて居る。

教育トハ第一人ノ知覺ヲ開通スルニ在リ其次ハ才能ヲ導起シ且堅固ヲ得セシムルニ在リ又其次ハ其才能ヲシテ方向ヲ誤ラス暢發セシムルニ在リ

是れ教育を開發主義的に見て居ると云ふことが分ると思ふ。斯くして著者は尙知育に偏すべからざるを説き次の如く論じて居る。

元來知識ノ兒童ノ意思ニ於ケルハ猶食物ノ其體ニ於ケルガ如ク彼ハ以テ心智ヲ養フ所此ハ以テ身支ヲ育ツ所共ニ一ノ目途トスル所ヲ以テ成就スル手段ナリ

次に自然的教授論を述べて次の如く説いて居る。

又之ニ次デ注意ス可キモノハ其才能ヲ開達スルニ於テ上帝ノ顯然定示スル順序ニ從フヲ緊要トス其順序ハ便チ他ニ非ス初ニ葉ヲ生シ次ニ穂ヲ生シ穂成テ後初メテ穀粒ヲ熟スト謂フ是ナリ……凡才能中幼時ニ於テ花ヲ開ク可キモノアリ又成長ノ後發生スルモアリ故ニ教師ノ聰明ナ

ルモノハ細心深思是等ノ實況ヲ注視シ敢テ上帝ノ意ニ悖リ晩年に至テ成熟セシムベキ才能ヲシテ幼時ニ開進セシメントスルコトナク又幼時ニ於テ全開セシムベキ才能ヲシテ誘液教導ニ怠リ徒ニ心思ヲ費シ遂ニ其事業ヲ誤ラシムル等ノ事アルコトナシ

此の譯文を讀んだだけでも如何に當時の思想の生硬であつたかと云ふことが分る。思ふに教育に關する理論を細かく考へると云ふやうなことはまだ極めて幼稚であつたと思ふ。尙著者は前に述べたる自然主義の例として、幼稚の時には記憶力を養成すべきこと、信直愛望の心を開達すること、禮讓感愛の心を養ふべきことを説き、之に反して理論、決斷等の才能勢力に至つては成長の後に非らざれば爲し得べからずと説いて居る所の如きは稍、注目すべきものがある。

次に「適宜ヲ量テ能力ヲ發揮セシムルコトニ注意スルコト」の必要を説いて居る。然れども一才能のみ拔出する時には却つて弊害を生ずるものとして、ポストンの一男子が性來重い物を持上りることを好んで、臂力大に優

れて居つたけれども、身體以上に大切なる徳である溫雅捷快の徳を缺いて居つたが爲に、人として尊重せられなかつたと云ふ例を擧げて身體の發達のみ意を用ゆることの誤まれるを説き、又心の力に於ても一部分の働きのみを發達せしむることは却つて害があるからして、宜しく均衡を保たしむるの必要であると云ふとを説いて居る。是等は所謂調和的發達と云ふ趣意を述べて居るものと思はれる。尙此の外生徒の性質の同じからざることを説き各々其の性質に應じて適宜に注意すべきを論ずるが如きは、個性教育に着目して居つたとも言へる。殊に身體の健康を保全すると云ふことも教育者の仕事に屬するのであるが動もすると世人が之を顧みざるは遺憾であると云ふやうなことを論じて居るのも適當なる意見と言はなければならぬ。而して最後に節制の必要なることを説き、憤怒、猜恨、嫉妬、狡猾、貪慾、色慾等の情を恣にすべからざることを説いて居る。

明治九年及び十年にはノルセントの教育書の翻譯が出て居る。即ち「教師必讀」と云ふので明治九年七月にカステール譯文部省刊行と、「那然氏小學

『教育論』は明治十年一月に小泉信吉、四屋純三郎兩氏譯文部省刊行である。前の書は原名をチャーナルス・アシスタントと言ひ、後の書はチャーナルス・エント・ド・ゼ・パーレントと言ふのである。右兩書の緒言に見えて居るノルセントと言ふ人は、千八百五十三年に小學校教員たること殆ど二十年の経験を積んで、『小學教育論』を著はしたのである。後千八百五十九年に『教師必讀』と云ふ書を著はした。而して兩書は小學校の教育の實際に直接關係する事柄を記述したものであつて、教育學説と云ふやうな抽象的のことを述べたものではない。併ながら其の中に含まれて居る教育思想に關しては、大體に於て前に紹介した『學室要論』の著書と大同小異のものである。思ふに當時の米國に於ける教育に關する一般思想界は此の如きものであつたと思はれる。

『教師必讀』の中に「學校ノ進歩ニ就テ往々急進ヲ事トシテ適宜ヲ得ザルモノアル」ことを戒め、天然の教法を注意すべきことを力説して曰く

初ニ萌芽次ニ穂、然ル後穂ニ充分ノ穀ヲ生スルヲ以テ自然ノ順序トナス

天然の教法

是れ『學室要論』に於てエスハートが用ゐた言葉と略、同一であるのである。

教師の心得
二十餘項

『小學教育論』に於ては、第一節に小學校を論じて其の大切なることを説き第二節より第四までは教師の心得を説いて居る。而して教師として必要なる箇條を列記して二十餘項を數へて居る。(一)博識にして教師の才ある事。(二)耐忍及堅志。(三)質直なるべき事。(四)恭敬。(五)工夫を用ゐて趣意を明にすべき事。(六)自己の流派を存すべき事。(七)慈仁寛裕なるべき事。(八)快活なるべき事。(九)事理と性情とを知るべき事。(十)世事を通知すべき事。(十一)善行を志し遠大の功を期すべき事。(十二)道誼の事に就きて定説あるべき事。(十三)慣習風標を正しくし生徒の模範となるべき事。(十四)専心勉強すべき事。(十五)清潔整齊の風あるべき事。(十六)懲怒の力を養ふべき事。(十七)勵精氣力及び熱心を要する事。(十八)事に臨み思慮決斷なかるべからざる事。(十九)教授の結構を定め期限を守るべき事。(二十)獨立の見識なかるべからざる事。(二十一)職業の爲に勉勵盡力すべき事。(二十二)事業に意を用ゐる深切なるべき事。尙教師必讀は其の卷頭に教師當然の職務と題

して、教師の任務は兒童の心意を善導するの職人であると云ふことを述べて居る。尙又「父母の助成」と題して家庭との連絡のことを説いて居る。是等はノルセントの經驗に基く所の教員養成心得とも言ふべきものである。「小學教育論」には第十四節に教授を論じて居る。其の中に次のやうなことが言はれて居る。

之ヲ要スルニ生徒ヲシテ自己ノ心ヲ勞セシメ自己ノ力ニ由ラシムル是レ眞實ノ利益ナルベシ故ニ教師ノ目的トシテ務ムル所ハ生徒ヲ誘掖シテ自力ヲ憑信シ専心熟思スルノ慣習ヲ得セシムルニ在ルナリ、之を概言セバ教師ハ生徒ノ學ヒ得ヘク之カ教授ヲナスヘキナリ

是等も今日より見て新しき考へと云ふべきである。尙同書には從來の教授は「教授書」に依て機械的に諳記せしむるの弊を論じ、新教授法として「口授」を誤用するの弊を挙げ、正當なる教授法は大體口授を適當とするけれども、生徒の獨創の見を發揮せしめ、其の心意の活用を發生せしむるに此の方法を用ゆることを怠つてはならぬと言つて居る。是等も極めて穩健にして而

自動的教授

も新しき考へと云はなければならぬ。尙教授法上の注意八箇條を數へて居るが教師必讀の方にも學事教法なる一節を挙げて、大體同じ趣意のことを述べて居る。

小學教育論第十五節は「控御ヲ論ス」と題して居る。是れ即ち生徒の管理論である。而して教師の守るべき定則として生徒管理に關し十六箇條を挙げて居る。是等を見ると、今日米國に行はれる教育思想とは大に趣きを異にするものがあるが、當時に於ては是が米國の教育の有様であつたと思はれる。「教師必讀」に於ても「習慣」の一節があつて、次のやうなことを述べて居る。(一)規定に依ること。(二)時限を愆らざること。(三)清潔にすること。(四)

禮貌を修むること及恭敬を行ふこと等である。此の外「小學教育論」にも「教師必讀」にも各科教授に關する論があり、尙其の外に競争と褒賞とに關する論などもある。「小學教育論」には競争と褒賞との利害を説いて、多くの箇條を挙げて居る。「教師必讀」にも學校の試験及び褒賞のことを論じ、試験の方法褒賞の利害を説いて居る。尙「教師必讀」には米國及び獨逸の小學校の規

生徒の管理

則を擧げ、終りに参考教育書を示して居る。要するにノルセントの教育書は極めて實際的であるが、故に當時に於ては廣く行はれたやうに思ふ。

ページ氏教育論は和蘭の漢加斯底爾譯文部省刊行に係るもので、明治九年十二月に出て居る。其の書の序文に依ると、此書原名はテオリ・エント・ブラクタイヌ・オブ・チーチングと言ひ教授の理論及實驗と言ふ義なりとある。ページ氏は米國に於ても教育學の開祖とも云ふべき人であつて、米國紐育州の首府オルバニーの公立師範學校長であつた。西曆千八百七十三年に出版されたものであるが、實は同師範學校に於てなした講義の筆記を本としたものである。

ページ氏は千八百十年にニューハンプシャー州の農家に生れ、殆ど獨修で小學校教師となつたが、中々の努力であつて、教師として大に名聲を擧げた、千八百四十四年に新にオルバニー師範學校を設けられるに及んで、小學校教師より一躍して校長に拔擢せられたのである。然るに不幸にして千八百四十八年一月一日に病歿した。同氏は尙三十八歳に充たなかつた、前の「教

ページ氏

教授論

授論」と云ふのは其の歿後に出版されたのである。

此の書は初めに教師のことを論じ、次に教授及び訓育の方法を論じ、それより學級管理及び學校の日課、休息、課程、試験等のことを論じて居る。而して教師の心得とも言ふべきものに關しては前に述べた諸書と大同小異のものであるが、特に教職の重大なるを力説して居る。而して第二章は「教師の責任を論ず」と題し、其の第一節に「放抛せられたる梨樹の事」と云ふ表題で、教育を比喩的に論じ、正しき教育としては次の四箇條を擧げて居る。

- 第一、教育ハ人ノ精神ヲ發動セシメンコトヲ切要トス
- 第二、教育ハ必ス幼時ニ始ムヘシ今世間ニ往々懶惰ノ兒童アリ
- 第三、教育ハ天地自然ノ道理ヲ教誨ス可シ
- 第四、教師ハ穩當正直ノ人ヲ要ス

是れ蓋し彼れの教育の理想を述べたものと見るべきである。又第四章には「教師必要の文學を論ず」と題し、次の事項を列擧して居る。第一正字學、第二讀法、第三書法、第四地理學、第五歴史、第六暗算、第七筆算、第八英語文典、第九

正しき教育
の四箇條

代數學、第十幾何學、第十一平面三角術及測量術、第十二窮理學、第十三化學、第十四生理學、第十五性理學、第十六修身學、第十七美論術及論理術、第十八主簿法、第十九政事學、第二十圖畫、第二十一謠曲等がそれである。是は教師の學ぶべき學科目を挙げたものであるが、第十二の窮理學と云ふのは今日の物理學のことである。第十三の性理學と云ふのは今日の心理學のことである。

ページの教授論中最も注目すべきは第六章「教授の正法を論ず」と題する章である。本章に於てページは教授の二つの方法として「注下の方法」「抽出の方法」とを擧げて居る。注下の方法とは後に我が國に於て八ヶ間しく論ぜられた所の注入教授のことであつて、教師が當然授くべき課業を講明詳説することを言ふのである。是れ機械的に所定の課業を注入するのである。抽出の方法と云ふのは教師が生徒を翼成するに當つて用ゆる方法である。即ち後に我が教育界に於て叫ばれた開發主義と云ふのに相當するものである。然るにページは此の二つの方法は共に正當ではないとして

抽出の方法

發達的教授法

居る。前者即ち注下の方法は生徒に自發的精神を起さしめない缺點がある。後者即ち抽出の方法は、生徒に眞の暗記問答を勉めしめずして、空しく光陰を費し且つ生徒をして終に浮薄憫然すべき状態に陥らしむるものと説いて居る。此の如きは實に卓見と言ふべきであつて、我が國に於て後に所謂開發主義なるものが一時流行を極め而して後其の開發の弊を漸く發見したのに比すれば、ページは夙に兩方の得失を喝破して居るのである。而してページは此の二者に優つた方法としては生徒をして自己の識見を開發せしむることであるとして居る。是れ即ち「教育の正法を以て言へば固より其生徒をして心を失はしめず又其間に懸答せず唯、其質問することあるときは宜しく微々其事理を説明す可し」と説いて居る。是れ所謂發達的教授法を主張するものであつてペスタロッチの教授法の長所を承傳へて居るものと言ふべきである。

尙「學習の勸勵及競争の事并褒賞のこと」に關しても極めて穩健なる説を述べて居る。競争に關しては先づ其の用語の多義なることを論じ、競争の

語をして改良を欲し、進歩を欲し遂成を表する意を帯ばしめ又世人の狀態と藝能とに卓絶せんことを欲する切望を兼ねしめ若くは學校となく世上となく、卓越の地位に達せんと欲する大志の義を具へしめば賞讃すべき本旨と謂ふ可し」と論じ、之を自競と稱して居る。又萬物の己が後に在るものは之を顧みず其前に在るものに達して名譽を得んことを勉め他人の貴重なる模範を見て之に倣ひて等しからんと欲し或は之に優らんことを欲する奮起心は有用の一徳であると説いて居る。けれども之に反して、特に他人に超越せんことを欲して謾に他人に超越する志望を義とし或は人をして其真正の良行に由らず自暴自棄して同輩に劣るに至るも問はず只高位を得て厭足せしむる心志としと言ひ甚しきは、同儕の貶黜せらるゝものに比し僅に讚美を得んが爲に他人の課業を誤まらんことを欲せしむる等は甚だ有害であると述べて居る。褒賞に關しても報賞は宜しいけれども褒賞をかけるのは宜しくないと言つて、七箇條の理由を擧げて居る。是は何れも極めて穩當なる説であるが、其の翻譯が如何にも解し難いのであつて

是が果して當時の人にどれだけ理解されたかと云ふことは疑問である。併し教育學説としてはページの教授論は獨り本邦に於けるのみならず、北米合衆國に於ても最初の教育書と言ふべきである。

第四章 明治十三年より同二十三年に至る

教育の實際

明治十年前後に至るまでの我が教育界は、専ら米國主義の流行を見たこと云ふとは前に述べた通りである。而して明治七八年より米國主義に基いて學制を改革すべしとの論は夙に行はれて居つたのであるが、それが愈々實現せらるゝに至つたのは明治十三年九月の教育令である。明治五年の學制は佛國の制度に據つたもので、頗る劃一的のものであつた。其の結果學校の設置が天下に遍く、獨り小學校のみならず中學校の如きも非常に其の數を増加し、其の盛なる時に至つては、中學校の總數七百八十餘校に上り、又其の生徒も四萬を越えたと云ふことである。而して當事者は意を成功に

米國主義の
實現

用ゐること急であつたので、競うて校舎を壯大にし、外觀を裝飾するやうな風があつた。それが爲め人民漸く學校教育を厭ふの念を生じ、之に加ふるに當時の人心が自由主義に向ひ、干涉主義を喜ばなかつた所からして、自然に學制の改革を説く者が多くなつて來たのである。中にも米國の自由主義に心酔せる田中不二麿氏は、文部省の内部より學制改革を斷行するの聲を發したのである。

教育令には小學校、中學校、大學校、師範學校、專門學校、其の他各種の學校の規定を含んで居るのであつて、本邦學制の大綱を改定したものであつた。けれども大體は小學校に關するものが多い。而して其の要旨を擧ぐれば佛國式の干涉主義を米國式の自由主義に改むるにあつた。學制にては小學區の制があつて、學區取締を置いたが、教育令では、毎町村或ハ聯合シテ公立小學校ヲ設置スヘシ但町村人民ノ公益タルヘキ私立學校アルトキハ別ニ公立小學校ヲ設置セサルモ妨ナシ」として居る。又、町村内ノ學校ヲ幹理セシメンカ爲ニ學務委員ヲ置クヘシ」となし、學務委員ハ其町村人民ノ選舉

教育令

タルヘシ」と規定してある。之に依て見ても如何に町村人民の自由意志を本としたか、分るのであつて、是れ明かに米國に於ける教育行政の精神を採用したものである。

義務教育年限

國民義務教育の年限に關しても學制にありては、十三歳迄に小學校を終へることを原則として居るが、教育令に於ては大に之を輕減して居る。教育令の第十三條には、凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス」と規定してあるけれども、第十四條には、凡兒童學齡間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ」とあるが故に、實際は十六箇月を以て義務教育の年限としたとも見られるのである。又公立小學校は八箇年を以て學期として居るが、土地の便宜に依ては之を四箇年まで短縮することが出来るばかりでなしに、此の四箇年間も毎年四箇月以上授業すれば宜いと云ふ規定もある。此の外「學校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就學ト看做スヘシ」と云ふ箇條もある。且、學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ兒童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ」と

公立小學校の年限

云ふ箇條もある。此の如きは米國の殖民地時代より十九世紀中頃に至るまでの小學教育の實際を聯想せしむるものであつて、前にページが小學校教員たりし頃即ち有名なるホレーヌマンがマサチューセツ州の督學をして居つた時代の米國小學校の實際を背景として居たものである。

又教育令にありては、學校に公立私立の別を立て、地方税若くは町村の公費を以て設立したるものを公立學校とし、一人若くは數人の私費を以て設立したるものを私立學校として居る。而して公立學校を設置或は廢止せんと欲する者は府知事縣令の認可を経べしとしてあつたから、從來の公立小學校中、廢止の申出でをなす者が頻々として起り、府知事縣令等の苦情を訴ふる者が囂然として四方に起つた。教育令の改正を急ぐに至つたのは主として是が爲であつたやうに思ふ。

教育令は又教科目に就ても大なる改正を加へた。其の要旨は學制の如く煩雜なる教科目を置かずして、小學校の學科を讀書、習字、算術、地理、歴史、修身の初歩と定め、土地の情況に従つて、畵、唱歌、體操等を加へ、又物理、生理、博

教科目

物等の大意を加へしめた。殊に女子の爲には裁縫等の科を設くべしとして居る。尙明治十三年には別に小學校の種別に關する規定を出して、讀書、習字、算術、地理、歴史、修身の六科を兼學せざるも尙小學校の部類に屬するものを認め之を變則小學校としたのである。

此の如く教育令は學校の設置に於ても、管理に於ても、亦其の教科内容に於ても餘りに自由放任に失したが爲に、教育事實が急激に頽廢せんとするの勢を呈したから、田中不二麿氏は遂に責を負ひて文部省を去り、文部省は翌十三年十二月に再び此の教育制度を改正するに至つた。此の當時に於ける文部當局者の苦心、實に察するに餘りあつたことは、教育令を改正するのに關して文部省より上申せる書にも明かである。

文部省上申十三年十二月九日

別冊教育令改正案並其上奏之議共進呈候間奏上被成下度候右ハ昨日モ略陳述候通施政上至急ヲ要シ候モノニ付御裁可相成候ハハ本月二十二日頃迄ニ布告相成リ候様致シ度將又本案ノ旨趣ニ關シ内閣各部ニ於

教育令改正
上申

テ御質疑ノ廉モ御座候ハハ辯明之儀文部權大書記官島田三郎同少書記官久保田讓ニ申付置候ニ付兩官ニ向ケ詳議相成度且本案御採用之上元老院議定ニ被附候等ハ右兩書記官ヲ以テ内閣委員ニ被命候様相成候ハハ幸ノ事ニ有之候此段及上申候也

教育令改正案上奏スルノ議

維新偃武ノ後政府大ニ文教ヲ布ケリ其事草創ニ屬スルヲ以テ尨雜敍無ク事態齟齬スルモノナキニアラスト雖トモ學校ノ設置天下ニ遍ク人民就學ノ途爰ニ洞開セシモノハ一ニ此法ノ致ス所ニアラスンハアラス爾來五七年世態大ニ改マリ百般ノ制度又隨テ變スルヲ以テ學制漸ク其權衡ヲ失セリ是レ明治十二年九月四十七條ノ新法ヲ定メ以テ舊學制ニ代ル所ナリ蓋シ此改正ニ當リ舊法ノ尨雜ヲ芟リ過度ノ制限ヲ除クニ急ナルヨリ其勢ノ及フ所往々放任ス可ラサルモノヲ併セテ放任スルニ至レリ其然ル所以ノ故ヲ考フルニ亦偶然ニアラサルナリ夫レ學制ノ頒布ニ當リ執事者意ヲ成功ニ銳クシ校舍ヲ壯大ニシ外觀ヲ裝飾スルノ事往々

ニシテ免レス是ニ於テカ學問ノ益未タ顯ハレスシテ人民之ヲ厭フノ念先ツ生ス議者其弊ノ因ル所ヲ深考セス徒ラニ罪ヲ學事ノ干渉ニ歸シテ之ヲ尤ム而シテ教育令此際ニ成レルヲ以テ爲メニ其精神ヲ謬マルモノ蓋シ寡シトセス臣ヲ以テ之ヲ觀ルニ前日ノ弊タル學制ノ主義ニアラスシテ施行ノ宜シキヲ失フニアリ干渉ノ過度ニアラスシテ干渉ノ途轍ヲ過ツニヨレリ何トナレハ前日ノ干渉スル所ハ唯學校ノ設立費用ノ募集等專ラ外部ノ事ニ止マリ授業ノ得失ヲ考ヘ費途ノ緩急ニ察スルカ如キ内部ノ事ニ至テハ其意ヲ經ル蓋シ寡ケレハナリ而シテ議者一切尤モ干渉制度ノ上ニ歸シ反動ノ勢普通教育ト雖トモ亦干渉ス可ラスト云フニ至ル過テリト云フヘシ猶醫師ノ治ヲ過ツハ醫術ノ咎ニアラス而シテ醫ノ不良ナルカ爲メニ遂ニ醫術ヲ廢セントスルカ如シ豈理ナランヤ蓋シ普通教育ハ國民ノ品位ヲ上下スルノ力アリ苟クモ國ヲシテ開明ニ民ヲシテ良且慧ナラシメントスルハ教育ノ普及ニアラサレハ不可ナリ而シテ政府之ヲ督勵セスシテ其普及ヲ望ム殆ト河清ノ埃ツ可ラサルカ如シ

夫ノ英國ノ如キ之ヲ歐洲大陸諸國ニ比スレハ頗ル教育ヲ放任スルモノトス而シ全國ノ人民ノ無智ナル風ニ識者ノ慨ク所トナリ世論漸ク干涉ノ止ム可ラサルヲ覺知シ遂ニ一千八百三十九年ニ及ンテ樞密院中ニ教育局ヲ設ケ若干ノ費用ヲ議定セシヨリ年々其權限ヲ擴充シ費額ヲ増益シ一千八百七十八年ノ如キハ補助金二百十四萬九千二百零八「ポンド」ノ巨額ヲ議院ニ於テ議定スルニ至レリ夫ノ政事ニ干涉ヲ事トセス又教育ノ一事ニ至テハ歐洲大陸ノ諸國ニ數等ヲ讓レルノ英國ニシテ其措置尙ホ此ノ如シ其他ハ類推スヘキナリ蓋シ其政體ノ如何ニ關セス苟モ文明ヲ以テ稱セラル、國ニシテ普通教育ノ干涉ヲ以テ政府ノ務トセサルハナシ是普通教育ハ其國運ニ關スル最大ナルカ故ニアラスヤ我國ノ如キ學制ヲ施シテヨリ纔ニ數年未タ其效績ヲ見サルニ於テハ深ク怪ムニ足ラス但施行ノ間ニ當リ僅僅ノ弊ヲ見ルカ爲ニ其精神ヲ挫シ又皮相論者ノ說ニ謬ラレテ此主義ヲ揉ムルニ至リテハ何レノ日ニカ此民ト共ニ文明ノ域ニ進ムコトヲ得ンヤ是臣カ今日ニ當リ教育ノ主義ヲ定メンヲ希

圖シテ已マス教育令ノ改正案ヲ進奏スル所以ナリ或ハ曰ハン客年教育令ヲ制定シテ墨痕未タ乾カス今又之ヲ改正セハ信ヲ國民ニ失フヲ如何ニセント是亦事ヲ解セサルノ言ノミ苟モ法令ノ國家人民ニ不利ナルヲ知ラハ隨テ之ヲ改正スル又何ノ憚ル所カ是レアラシヤモシ既ニ其不利ナルヲ覺ユルモ敢テ之ヲ改メス在昔年ヲ渉ル者ハ彼不可ナルヲ知テ難ヲ攘ミ來年ヲ俟テ止メントスル者ト其異果テ何クニアルヤ抑亦自家ノ便ヲ計ルニ厚フシテ國家ヲ念フニ薄キ者ト謂ハサル可ラス是レ臣カ今日改正案ヲ進奏スルニ於テ敢テ遲疑セサル所以ナリ抑現行教育令ノ高等諸學校ニ於ケル纔カニ其名稱ヲ掲クルニ止マリ之カ制規ヲ立ツルノ條ハ全ク缺如タリ臣ノ意將ニ之ヲ補テ其體ヲ具ヘシメントスルニ在リ但普通教育ノ衰頹ヲ挽回スルコト焦眉ノ急ニ屬スルヲ以テ今回ノ改正ハ專ラ小學ニ係ル事ヲ主トシテ其他ニ及ハス謹テ此ニ本案ヲ進ムルニ當リ此事由ヲ一言シテ豫メ他日改正ノ端緒ニ供ス伏シテ請フ陛下ノ此ニ照察センコトヲ臣敏謙恐惶頓首謹言

今改正教育令の要點を擧ぐれば學制を復活し、就學を督促し、義務教育を高むることを主眼として居る。改正教育令の第九條に曰く

各町村ハ府知事縣令ノ指示ニ從ヒ獨立或ハ聯合シテ其學齡兒童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小學校ヲ設置スヘシ

但本文小學校ニ代ルヘキ私立小學校アリテ府知事縣令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ナシ

第十六條に曰く

小學校ノ學期ハ三箇年以上タルヘク授業日數ハ毎年三十二週以上タルヘシ

但授業時間ハ一日三時間ヨリ少カラス六時間ヨリ多ラサルモノトス第十五條に曰く

父母後見人等ハ其學齡兒童ノ小學校三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就學セシメサルヘカラス又小學校三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相當ノ理由アル

ニアラサレハ毎年就學セシメサルヘカラス

是等は改正の主なる點である。但し改正教育令に於て最も退歩したとも見るべきものは國庫補助金を廢したことである。明治六年以來學事獎勵の爲に男女分頭額金九厘の率を以て年々國庫金を府縣に交付し、之を小學委託金と稱して居つた。後名稱を改めて小學補助金となし、少きは年額約二千萬圓、多き時は約七十萬圓を國庫より補助して居つた。教育令にありても其の第二十八條には「公立小學校ヲ補助センカ爲ニ文部省ヨリ毎年補助ヲ各府縣ニ配布スヘシ」との規定がある。又同第三十六條には「公立師範學校ニモ補助金を配付スヘシ」とあつたが、改正教育令に於ては此の二箇條を之に關連せる他の箇條と共に削除した。想ふに國庫補助金の制度は佛國に學んだものであつたらうと思ふ。

明治十三年は、明治年間に於ける教育史上の一轉期と云ふことが出来る。社會的には西南戰爭以後、人心が稍鎮定したと云ふことが原因となつて、教育上の思想も一轉回をなしたとも思はれるが政治上にあつては頗る

國會開設の
上書

其の運動が活潑であつたが、爲に却つて教育に依て其の弊を抑制せんとする傾向も現はれて來たと思ふ。明治十一年四月に板垣退助氏は愛國社を興し、政黨熱が益加はつて來た。翌十二年五月には各廳の長官に論告を出し、官吏たる者は職務以外に於て聚衆及び政談、講説を禁止するに至つた。同年十二月には參議山縣有朋氏立憲政體に關する意見を上申し、翌十三年四月には片岡健吉、河野廣中等の諸氏九萬餘人に代りて上書して國會開設の事を願つた。是に於て政府は俄に集會條例なるものを作つて取締に努めた。同年九月には國安妨害、風俗壞亂の新聞紙、雜誌等を禁止する法令を内務卿より發し、十二月には參議伊藤博文氏より立憲政體に關する議を上奏し、十四年五月には參議大木喬任氏よりも立憲政體に關する議があつた。斯くして同年十月には參議大隈重信氏國會開設早急説を唱へ、黒田清隆氏之に反對の趣意書を三條實美公に呈し、後二日にして參議寺島宗則、山縣有朋、伊藤博文、黒田清隆等の諸氏が連書して國會開設の尙早意見を上奏した。明治天皇は之を嘉納せられて、翌日即ち明治十四年十月十二日に、明

教科書編纂
及び檢定

治二十三年を期して國會を開設すべき勅諭を賜はつたので、參議大隈重信氏は即日辭職をした。同月自由黨の組織が成り。翌年六月立憲改進黨が出來た。此の如く自由民權の政治思想が日に益々旺盛となるに従つて、教育上に於ては寧ろ奇矯なる言論の取締に意を用ゆるに至つた。これ蓋し獨逸の制度を参考したものかと思はれる。斯くて教科書殊に修身教科書の取締の必要を感じたものと見えて、明治十三年には文部省内に編輯局を置き、小中學校教科書を編纂せしむることとし、西村茂樹が其の編輯局長となつた。又民間にて出版せる教科書を調査し、其の結果を調査濟教科書表と題して書目を公示した、教科書の檢定は實に此の時に端緒を開いたと云ふべきである。

保護干渉主
義

此の如き時勢は自ら教育の方針を一變せしめ、自由放任の主義を捨て、保護干渉主義に傾かしめざるを得ない。明治十四年一月には就學督責規則起草心得を文部省より出した。其の規則は頗る綿密であつて、又頗る嚴重なるものであつた。但し不當缺席者の保護者に對する處罰の規定が缺

けて居る。又同年同月郡區書記中學務擔任者の事務要項を定めた。是れ即ち郡市視學の職務要綱とも見るべきものであつて、頗る注目するに値あるものである。

此の外同年五月には小學校教則綱領と七月には中學校教則大綱を、八月には師範學校教則大綱を出して居る。其の外同年七月には學校教員品行檢定規則の發布を見た。其の要旨を擧ぐれば(一)學校教員の品行不正と認むるべきものは、懲役・禁獄・鎖錮の刑を受けたるもの(贖金・罰金を納むる能はずして刑に處せられたるものを除く)、(二)其の刑を受け存留養親老小癡疾婦女等の故を以て收贖を聽されたるもの、(三)身代限の處分を受け未だ辨償の義務を終へざるもの、(四)荒酷暴激等教員たるの面目に關する汚行あるものであつて此等の場合には免許狀を沒收し其の姓名等を具して文部卿に開申すべきものとしてゐる。

而して是等の改革には、文部少輔九鬼隆一の盡力に依つたものが多かつたやうに思はれる。要するに明治十四年當時の教育方針は、大に監督主ら

小學校教則
綱領

義となつたと云ふことは争ふべからざることである。同年十二月文部卿福岡孝悌氏より左の如き達を各府縣に出した。曰く

從來學校等ヲ假用シテ諸般ノ集會ヲ舉行スル向モ有之候處其行爲ノ遊興弄戲ニ屬スルモノ竝ニ言論ノ猥褻詭激ニ涉ルモノハ教育上妨害少ナカラサル儀ニ付右ニ充用セシメサルハ勿論都テ學校監督上ニ不都合無之様取締可致此旨相達候事

又以て當時の教育取締の一般を窺ひ知るべきである。

小學校教則綱領は改正教育令を説明したものであつて、小學科の區分學期、授業の日及び時、小學各等科程度を規定して居る、而して修身科に重きを置くに至つたと云ふことは改正教育令以來、教科目を列記するに際して必ず修身科を第一位に置くに至つたと云ふことを見ても知られるのであるが、其の外修身科の教授時數も之を増して、毎週三時間とし、而して之を半時間づゝ一週六回教授することゝした、修身科の學科程度に關しては次の如く規定して居る。

初等科ニ於テハ主トシテ簡易ノ格言、事實等ニ就キ中等科及高等科ニ於テハ主トシテ稍高尙ノ格言、事實等ニ就テ兒童ノ徳性ヲ涵養スヘシ又兼テ作法ヲ授ケンコトヲ要ス

是は長く令文として用ゐられるに至つた、修身科の規定である。又明治十四年六月には小學校教員心得を發布して、大に尊王愛國の志氣を督勵した、其の初めに曰く

小學校教員
心得

小學校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト謂フヘシ今夫小學校教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ小學校教員タル者宜ク深ク此點ヲ體スヘキナリ因テ其恪守實踐スヘキ要款ヲ左ニ揭示ス苟モ小學校教員ノ職ニ在ル者夙夜黽勉服膺シテ忽忘スルコト勿レ又其の各項に於ては道德教育、智心教育、身體教育等に分けて教育の要旨を

述べて居る。道德教育に關しては忠孝、敬、信、慈、自重等の大道に通曉せしめ、智心教育に於ては智能を長じて其本分を盡さしめ、身體教育に於ては學校衛生上にも注意すべきことを諭して居る。尙其の他諸般の心得を指示して居るのは又以て當時の監督主義の教育の一例とすべきである。左に其の全文を掲げる。

教育の要旨

一、人ヲ導キテ良善ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薰染シ善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシ。

二、智心教育ノ目的ハ專ラ人ヲシテ智識ヲ廣メ材能ヲ長シ以テ其本分ヲ盡スニ適當ナラシムルニ在リ、豈徒ニ聲名ヲ博取シ奇功ヲ貪求セシメンカ爲ナランヤ故ニ教員タル者ハ宜ク此旨ヲ體認シ以テ生徒智心上ノ教

育ニ従事スヘシ

一、身體教育ハ獨リ體操ノミニ依著スヘカラス宜ク常ニ校舍ヲ清潔ニシ
光線溫度ノ適宜及大氣ノ流通ニ留意シ又生徒ノ健康ヲ害スヘキ癖習ニ
汚染スル等ヲ豫防シ以テ之ニ従事スヘシ。

一、鄙吝ノ心志陋劣ノ思想ノ懷クヘカラサルハ人々皆然リト雖モ特ニ教
員タル者ハ自己ノ心上ニ於テ最モ謹テ之ヲ除去セサルヘカラス蓋シ幼
童ノ智徳ヲ養成シ身體ヲ發育スルノ重任ニ膺リ以テ世ノ福祉ヲ増進ス
ルノ實效ヲ奏スルハ固ヨリ鄙吝陋劣ニシテ儉安貪利ヲ事トスル徒ノ敢
テ能クスヘキ所ニアラサレハナリ。

一、學校管理上ニ缺クヘカラサル快活ノ氣象ハ心神萎靡セル人ノ能ク具
有スヘキ所ニアラス又生徒教授上ニ缺クヘカラサル許多ノ勞力ハ身體
孱弱ナル者ノ能ク寧耐スヘキ所ニアラス是故ニ教員タル者ハ宜ク特ニ
起居飲食等ノ常度ヲ守リ散躰及運動等ノ良規ニ循テ其身心ノ健康ヲ保
全シ以テ其務ヲ盡スノ地ヲ做サンコトヲ務ムヘシ。

身心の健全

一、教員タル者ハ唯、小學校教則中ニ掲クル所ノ學科ニ通スルノミヲ以テ
足レリトセス博ク教則外ノ學科ニ涉ランコトヲ要ス苟モ此ノ如クナラ
サレハ即チ教授上ニ破綻ヲ生シテ生徒ノ信憑ヲ失ヒ遂ニ其身ヲ學校ノ
上ニ置ク能ハサルニ至ルヤ必セリ。

一、教員タル者ハ常ニ整然タル秩序ニ由リ學識ヲ廣メ以テ其心志ヲ練磨
センコトヲ務ムヘシ否ラサレハ決シテ教授ノ實效ヲ奏スル根柢ヲ立ツ
ル能ハス蓋シ我カ練磨セサルノ心志ヲ以テ能ク他人ノ心志ヲ練磨シ得
ルモノハ未タ嘗テ之アラサルナリ。

一、師範學校等ニ於テ嘗テ學習セシ所ノ教育法ハ概ネ其一樣子タルニ過
キサルモノナリ故ニ教員タル者ハ徒ニ之ヲ踏襲スルヲ以テ足レリトセ
ス、宜ク常ニ自ラ其得夫利病ヲ考究取捨シ以テ之ヲ活用センコトヲ務ム
ヘシ。

一、人ノ心神及身體ノ組織作用ニ至テハ教員タル者最モ深ク意ヲ留メ講
究ト經驗トニ由テ其原理實際ニ精通センコトヲ要スヘシ否ラサレハ假

心理及び生
理の講究

令汝々汲々トシテ教育ニ從事スルモ遂ニ臆度妄作ノ弊ヲ免ル、コト能ハサルナリ。

一、學校管理ノ事ハ之ヲ教授ノ事業ニ比スレハ更ニ困難ナリトス故ニ教員タルモノハ常ニ人情世態ヲ審ニシ通義公道ヲ辨シ且事ヲ處スルノ方法務ヲ理スルノ順序等ヲ諳練セサルヘカラス。

一、校則ハ校内ノ秩序ヲ整肅ナラシムルニ止ラス兼テ生徒ノ德義ヲ涵養スルノ要點タリ故ニ教員タル者ハ能ク此旨趣ヲ體認シ以テ之ヲ執行セサルヘカラス

一、熟練懇切黽勉ノ三者ハ亦教育上ニ缺クヘカラサルノ美事タリ故ニ教員タル者能ク此三者ヲ具備シテ其事ニ從フ時ハ獨リ教授ノ實效ヲ奏スルヲ得ヘキノミナラス又生徒ヲシテ不知不識此等ノ美事ニ感化シ習慣自然ノ如クナテシムルニ至ルヘシ。

一、學校ヲ統率スルハ殊ニ剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等ノ諸德ニ由ルヘシ蓋シ剛毅ニアラサレハ難ニ勝ル能ハス忍耐ニアラサレハ久ヲ持スル能ハ

剛毅等の諸德

ス威重ニアラサレ人ヲ服スル能ハス懇誠ニアラサレハ衆ヲ懷クル能ハス勉勵ニアラサレハ事ヲ成ス能ハス。

一、生徒若シ黨派ヲ生シ論争ヲ發スル等ノ事アラハ之ヲ處置スル極メテ穩當詳密ニシテ偏頗ノ弊ナク苛刻ノ失ナカラシムルヲ要ス故ニ教員タル者ハ常ニ寬厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ就中政治及宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言論ヲナス等ノコトアルヘカラス

一、人トシテ善良ノ性行ヲ有スヘキハ言ヲ俟タストイヘトモ教員タル者ニ至テハ最モ善良ノ性行ヲ有セサルヘカラス否ラサル時ハ獨リ幼童ノ德性ヲ涵養シ善行ヲ誘掖スルコト能ハサルノミナラス却テ其天賦ノ戕賊スルニ至ルヘシ蓋シ幼童ノ中心タル至虛至冲ニシテ外物ノ爲ニ感染セラル、コト極メテ敏銳ナレハナリ

一、教員タル者ノ品行ヲ尙クシ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムヘキハ亦其職業ニ對シテ盡スヘキノ務ト謂フヘシ蓋シ品行ヲ尙クスルハ其職業ノ品位ヲ貴クスル所以ニシテ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムハ其職業ノ光澤ヲ増ス所以

ナリ。

此の如く一方に於ては小學教育の要目を改善し、他方に於ては教育の實績を擧ぐることにより努力し、明治十六年には文部省より府縣に令して小學校教育の改良を計らしめ、或は教員講習所を設け、或は督業訓導を置かした。又文部省は時々吏員を派遣して地方の教育事情を視察せしめたから、小學校教育の規模は頗る整頓した。然るに此の頃數年引續き經濟上の不況があつた爲に物價が低落し、金融逼塞して民間の困弊實に甚しきものがあつた。従つて明治十七年以降は次第に小學校の數も亦在學兒童數も減少するに至つた。是に於て明治十八年に政府は更に改正教育令を改正し、新に教育令を布き、小學校の外に小學教場なるものを設け、其の教科目に關しては、小學校に於ても小學教場に於ても共に條文に掲載しないこととした。蓋し簡易を旨としたものであらうと思はれる。又學務委員を廢して其の職務を戶長に掌理せしむることとし、又半日學校及び夜間學校を公認した。

新教育令の第十二條の但書に曰く、土地ノ情況ニ依リ午前若クハ午後ノ

小學校教育の改良

小學教場

半日學校

半日又ハ夜間ニ教授スルコトヲ得ベシ其授業時間ハ二時間ヨリ少ナカラサルモノトス、是れ今日に於ても是非の論盛んなる半日學校の本邦に行はれたる初めである。此の半日學校制度は、獨逸の學制を模倣したものであらうと思はれる。明治十六年十二月獨逸のテヒョウ來朝し東京大學及び豫備門等を參觀し、又教育に關する意見などを調査されたことがある所を以て見ても獨逸の教育令等の參考されたことは推察するに餘りがある。又明治十三年の改正教育令四十三條には、凡學校ニ於テ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便宜ニ任スヘシとあるのを、新教育令に於ては之を削除し、別に文部省より府縣に達して自今町村立學校に於ては授業料を徵收せしむることとした。而して小學校を設置する資力なき場合に設けらるゝ小學校場に於てのみ授業料を徵收せざるものとして居る。明治十八年十二月に初めて内閣制度が定まるに及んで、森有禮氏が文部大臣に任ぜられ、諸般の教育制度を整理されたが、授業料に關しては之を以て小學校の主なる維持費として使用したと云ふことは教育界の非難の的となつたのである。

が、以上の事情を考へると已むを得ざるに出でたものと察せられるのである。

森有禮氏

森有禮氏



明治時代に於ける大中小の教育制度は、大體に於て森文部大臣時代に初めて其の基礎を定めたものであると云ふことが出来る。森有禮氏は明治十七年に參事院議官兼文部省御用掛となり、殆ど隔日に東京師範學校に行つて教育の

實際を視察したと云ふことである。森氏は鹿兒島の人で島津氏の臣下である。幼にして漢學を長兄喜藤太氏に受け、天真流の武術を川上八郎左衛門に學んだ。長じて自ら漢學を教授し、又洋學の必要を感じて長崎より歸

學術演說會

りし上野景範に就てそれを學んだ。慶應元年十九歳にして英國に留學し、明治元年二十二歳にして歸朝し、七月外國官權判事被仰付、同年十一月に學校取締兼勤被仰付、明治六年に自ら發起人となり福澤諭吉、神田孝平、箕作秋坪、津田真道、加藤弘之、西村茂樹、阪谷朗廬の諸氏と計つて明六社を起し、學術演說會を開いたこともある。是れ本邦に於ける學術講演會の嚆矢であると云ふことである。又東京學士會の會員ともなつた。併ながら森氏の主なる官歴は外交官であつた。既に明治元年に權判事に任ぜられ、明治二年に廢刀論を唱へ、大に物議を醸し、一時官を罷めて郷里に歸つた。翌三年再び東京に出で、少辨務使となり、米國に派遣被仰付、間もなく辨理公使となつた。明治六年七月歸朝し、十二月に外務大丞に任ぜられ、それより外務少輔、外務大輔となり、同八年十一月に特命全權公使に任ぜられ、清國在勤仰付られた。明治十二年には特命全權公使として英國在勤仰付られたが、伊藤博文が憲法取調の爲め歐羅巴に赴いた際、森氏と巴里に於て相會し、内外の政務を論じ、教育のことに就ても意見を述べた。後伊藤博文氏より左の如

後篇 明治以後の教育の發達

第四章

明治十三年より同二十三年に至る
教育の實際

三四七

き書面を森氏に寄せた。

僕即今の人物を通観するに學者も不學者も政治を談せざる者なし。而して政治の進歩を謀る教育に基くの必要なるを説く者あるものも自ら奮て教育の事を擔當せんと欲する者あるを見ず。縦令之あるも、其人自ら學を好む者に非されは竟に其事を成し得る能はざるを卜するに足る。即今我國の學者中教育の事に竟を注ぐ者なきに非ざるへしと雖、將來我國の治安を圖るの目的を以て教育の基礎を定むる見識あるの人を見ず。愚見にては教育は徒に智力を進修せしめ利害を争はしむる爲に非らず。必や幼童を薰陶して人の人たる所以を知らしめ、且之を養成して一國の精神を興起せしむるを要とすへし、固より各人各國の思想は制度法則の能く束縛する所に非ざるは論を俟すと雖、國家の教育を提掌して幼童妙齡の人を誘導陶冶する所以の者幾分か其人をして方を知らしむる者なくんはあらず、僕か所謂教育の必要にして此事を擔任するの賢哲を望む所の者は、乃ち國家の教育を提掌して將來の爲に衆庶幼若の時に當り、其

伊藤博文氏
の森氏に寄
せたる書面

方を知らしむるの目的を以て教育の基礎を定むるの識見を有する人なり、而して其人徒に洋學に心酔し、徒に漢學に固着し、徒に宗教に拘束せらるゝ人にして之を解する能はざるは論を俟たず、僕不智淺學、固より人を知るの明なしと雖、聊管見の及ぶ所を以てするに、現時在官在野の人にして只教育の事に當て、此識見を有し、自ら之を好んで爲さんと欲する者あるを見ず、是僕か賢兄に向て誠に之を望む所以にして賢兄も亦敢て之を辭する能はざるものあるを信するなり云々

此の書は伊藤博文氏が明治十五年九月にウヰンナの客舎より森氏に寄せたものである。而して森氏は此の勧誘に向つて次の如き返書を出して居る。(前略)教育の基礎を定め國家の將來の治安を圖るの大主意は、僕固より左袒する所なり、故に別に之か答書を呈するを要せず、學政提掌の人を求むるの段に至り賢兄僕を以て其人とせらるゝは、僕の大榮とする所なり、然れとも於巴理既に面陳せし如く、教育の事業は真に至大至重なり、有心者當さに必ず先づ退縮して之に當るを恐るへし、況や僕の如き若年の者に

右の返書

於てをや、熟思ふに政府は豫め教育の方向を定むるの際に於て、必深く前途を慮り、苟も僅々の歳月を以て急速の成功を望むへからず、而して其結果の著大なるものは之を來世即ち三十年の後に於て期するに非されば、恐くは不可ならん、政府幸に能く僕の言を用ゐるに於ては、僕敢て責任を辭せず、唯謹慎力を致さんのみ、茲に前日の片言を覆陳して高案に供す、凡政治家か教育を以て時政に係け急務と爲す所の者は、即ち専ら國民氣質と慣習との弊の存する所を詳知し、其左道に傾き將さに後患を起さんとするの機を豫察し、缺を補ひ、病を除き、以て國歩を坦途に取るに在り、學政を振興して國家富強の基を固くし、漸く文運の進歩を圖らんと欲せば、即ち許多の年數と不易の力行とを要す、亦學政の方向既に定り、任責の人を得は、則ち深く其人を信用し、常に之に與ふるに信實の助力を以てすべし、然れども還た其人に求むるに漸次顯效の期を以てし、其人をして専心當職、苟も其期に迫ることなからしむへし、但勵精當職の間は決して其人を換ふへからず、

氣質習慣の缺を補ふは、固より短期能く其效を見るべきに非ず、又已に壯年に達したるもの左道に陥りたるを救はんと欲するも、學生のみに頼て容易に之を爲し得へきに非ず、學政直接の效最著しき者は、唯妙齡の子弟を薰陶し、其心の能力を發達せしむると、年已に長して將さに左道に陥らんとする者を助け救ふとに過ぎざるのみ、然りと雖、若學政にして良法を得且當局者にして良才を得るあらば、則ち學政全體を伸長し、風俗一般を改良すること、或は思ひ半はに過ぐる所のものあらん云々

森氏が後年文部大臣となりし、端緒は實に茲に開かれたと云ふべきである。序に多年文部省に於て本邦教育の樞機に參與して居つた文部少輔九鬼隆一氏に就て一言すれば、同氏は明治十七年に森氏が文部省御用掛となるに及んで、特命全權公使となつて米國に赴いた。同年六月に、前年即ち明治十六年九月に起つた大日本教育會の總裁となり、辻新次氏が其の副會長となつた。尤も大日本教育會の起りは明治十一年十二月に東京府下小學校教員の有志より成れる東京教育會と十三年八月に學習院教員の設立せる

東京教育會とが明治十五年五月に合併して東京教育學會となり、それが十六年九月に大日本教育會と改稱し、會務を擴張したのである。初めは中川元氏が其の會長であつたが、九鬼氏がそれに代つたのである。尤も十七年八月に九鬼氏が米國に赴任するに及んで、不在中辻氏が會長を代理するこゝとなり、九鬼氏は依然として會長の地位に居つたのである。

森有禮氏は文部大臣となり最も熱心に自ら調査研究を遂げ、親しく師範學校等を視察して、教育改革の材料を蒐め、而して明治十九年には諸設の教育令の改正を見るに至つた。同年九月小學校令を新に勅令として發布せられた。是より先き明治十八年八月に教育令の改正があつたけれども、實際に行はるゝに至らなかつた。十九年の小學校令は實に現行小學校令の基礎を作つたものであつて、第一條には、小學校ヲ分チテ高等尋常ノ二年トス」と定め、父母後見人等ハ其學齡兒童ノ尋常小學校ヲ卒ヘサル間ハ就學セシムヘシ」と規定して居る。而して文部省は別に省令を以て小學校の學科及び其の程度を定め、尋常小學校の修業年限は各四年となし、國民義務教育

も自然一箇年延長して四年となつたのである。本令に於て特に注目すべきは授業料を以て小學校の主要財源となしたることである。其の第六條に曰く

父母後見人等ハ小學校ノ經費ニ充ツル爲メ其兒童ノ授業料ヲ支辨スヘキモノトス其金額ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル

又第八條に曰く

授業料及寄附金等ヲ以テ小學校ノ經費ヲ辨シ能ハサル場合ニ於テハ區町村會ノ議決ニ依リ區町村費ヨリ其不足ヲ補フコトヲ得

是れ明かに授業料本位の小學校經營を主義として標榜したものである。但し第十五條には次の如き除外を規定して居る。

土地ノ狀況ニ依リテハ小學簡易科ヲ設ケテ尋常小學科ニ代用スルコトヲ得其經費は區町村費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

又十六條に

小學簡易科教員ノ俸給は地方税ヲ以テ之ヲ補助スルコトヲ得

此の如きは前にも述べたるが如く當時の經濟事情より已むを得ざるに出でたものであらうと思ふが、小學校令に於ては小學教場を設け、學務委員を廢した所から、民間にありては政府は人民の困弊を顧み、普通教育の程度を減じ、其の教科を省き、所謂寺子屋風の舊態に歸らしめ、再び干渉主義より解放せしものであらうと云ふ誤聞を傳へる者もあつたと云ふことである。

小學校令の規定に依ると、小學校の學科及び程度は尋常小學校にては修身(每週一時三十分)、讀書、作文、習字(十四時)、算術(六時)、體操、唱歌と合せ六時)として居る。尙土地の狀況に依りては尋常小學校に圖畫、唱歌、裁縫(兒女の教科を加へ、高等小學校に英語農業手工商業の一科若へは二科を加へ、唱歌は之を缺くことを得しめた。而して尋常小學校と高等小學校とを分離せし結果として、高等小學校程度の教育は大に衰頽を來したのである。小學校の教科書は文部大臣ノ尙此の小學校令に於て注目すべきことは、小學校の教科書は文部大臣ノ

學科及び程度

教科用圖書
採定方法

檢定シタルモノニ限ルヘシとの規定である。小學校教科書のは學制當時より文部省に於て版刻したのもあつたが、其後次第に地方の自由選擇に任せ、明治十一年頃には小學校用書が百七十餘種に及んだ。而して其の編輯上の缺點も少くなかつたから、明治十三年には文部省内に編輯局を置き、又明治十二年よりは教科書は伺出の上認可をすべきものとしたことは前にも述べた通りである。明治十三年には地方長官に於て教科書を採擇し、文部省に開申すべき制度に改め、同十六年には教科用圖書の選用及び變更は文部省に伺出づべきことに定めた。斯かる沿革を経て明治十九年には右の如き規定を出したのである。而して教科書は教授上最も大切なるものであると云ふことを認めて、森文部大臣自ら文體及び組織を立案し、伊澤修二氏等をして讀書入門を編纂せしめた。後明治二十年三月には文部省に於て公立小學校教科用圖書採定方法を定め、地方に審査委員を設けた。以上は小學校令に於ける改正の要點であるが、中學教育に於てはどうであつたかと云ふと、十二年の教育令に於ては學制に規定せる下等中學、上等

中學の區別を廢して、單に「中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス」第四條と規定したが、教則等に關しては何等の示す所がなかつた。十三年の改正教育令に於ても此の點に於て何等の變更を加へて居らない。然るに明治十四年七月の中學校教則大綱に於て初めて其の細則を定めた。蓋し明治十二年の教育令に於ては未だ教則を見るに至らずして改正せられたので、此の中學校教則大綱は直ちに學制時代の中學に關する規定に接續するものと見るべきである。茲に其の大要を述べて見ようと思ふ。

中學校教則大綱第一條に曰く

中學校教則
大綱

中學校ハ高等ノ普通學科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ爲メ又ハ高等ノ學校ニ入ルカ爲ニ必須ノ學科ヲ授クルモノトス

とある。中學校令の教育に普通教育と豫備教育との二重目的を明瞭に規定したのは蓋し是に始まつたのである。即ち學制頒布以前に於ては小中學校は總て大學教育の豫備であつたのであるが、中學校教則大綱に於てこれを一部分の目的に限つた譯である。又第二條に曰く「中學校ヲ分チテ初

初等高等中
學科

等高等ノ二等トス」是は明治五年の學制當時に於ける中學校を二種とするの主義を繼續したものである。而して「初等中學校ヲ修メントスル生徒ハ小學中等科卒業以上ノ學力アル者タルヘシ」となし、又「中學校ノ修業年限ハ初等科ヲ四箇年トシ高等科ヲ二箇年トシ通シテ六箇年トス但シ此修業年限ヲ伸縮スルコトヲ得ヘシト雖モ一箇年ヲ過クヘカラス」としてある。中學校と高等學校との連絡に關する一の規定として注目するに足るものと思ふ。又中學校は初等高等を包含するものであつて、之を分置せざるを本體とするやうに見える。而して之を分置することは許容せられるに過ぎないと云ふのであるから、無論本體と見るべきである。第五條に曰く

中學校ニ於テハ土地ノ情況ニ固リ高等中學校ノ外若クハ高等中學校ヲ置カス普通文科普通理科ヲ置キ又農業、工業、商業等ノ專修科ヲ置クコトヲ得

是れ即ち明治五年學制の第二十九條に「中學ハ小學ヲ經タル生徒ニ普通ノ學科ヲ教フル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業學校、商業學校、通辨

學校、農民學校、諸民學校アリ」とある條項に變更を加へたものと見るべきであつて、中學校より専門學校に联接せしむるの精神は既に此の時より存在して居つたことを知るべきである。又第九條に曰く

高等中學校卒業ノ者ハ大學科高等専門學科等ヲ修ムルヲ得ヘシ但シ大學科ヲ修メントスル者ハ當分ノ内尙必須ノ外國語學ヲ修メントトヲ要ス

此の規定を見れば中學と大學との聯絡は極めて不完全のものであつて、中學の卒業生にても外國語を特に學習せざる者は大學に入ることが出来ないのである。是れ長く中學と大學の連絡に禍をして、所謂修業年限の延長を見るに至つた一の原因と看做すべきである。

中學の學科目に關しては修身科を第一位に置き、尋常中學校にては四年を通じて毎週二時間づゝ課し、高等中學校の第二年にては毎週三時間之を課することゝした。是は幾分佛蘭西に於ける修身科の時間の配當を思はしめるものがある。漢文は初等中學校第一年にては毎週七時他の三學

中學と大學との連絡

年にては六時、高等中學校にては七時として居る。之を學制の下等中學校に比較すれば大に時間數を増加して居る。のみならず上等中學校の全然和漢文を缺いて居つたに比較すれば、其の差が頗る大なるものである。是れ蓋し其の時代の教育方針の變遷を示すものと云ふべきである。此の外初等中學校にては英語(各學年六時)、算術、代數、幾何、地理、歴史、生理、動物、植物、物理、化學、經濟、記簿、習字、圖畫及唱歌、體操としてある。高等中學校にては初等中學校に於ける學科目の外、修身、和漢文、英語、記簿、圖畫及唱歌、體操ノ續、三角法、金石、本邦法令を加へ、又更に物理化學を授けるものとして居る。

普通文科は高等中學校の三角法、金石、物理、化學、圖畫等の科目を除き、或は其の程度を減じて、其の代りに修身、和漢文、英語、本邦法令等の科目の程度を増し、又歴史、經濟、論理、心理等の科目を加ふるものとして居る。普通理科は高等中學校中の和漢文、英語、本邦法令等の科目を除き、或は其の程度を減じ、其の代りに金石、物理、化學、圖畫等の學科の程度を増し、又代數、幾何、測量、地質、重學、天文學の科目を加へるものとして居る。思ふに高等中學校は高等の

中學校通則

學校即ち大學に入る者の爲にし、普通文科と普通理科とは中人以上の業務に就く者の爲に設けられたものであらうと思はれるが、普通文科を置いた所は僅に二三に止まり、普通理科を置いた所は全くなかつたのである。

明治十七年には更に中學校通則を定め、中學校の目的を明かにした。「中學校ハ此通則ニ遵ヒテ之ヲ設置シ中人以上ノ業務ニ就ク者若クハ高等ノ學校ニ入ル者ノ爲メニ忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ高等ノ普通科ヲ授クヘキモノトス」とした。此の外校長及び職員の資格并に設備に關する規定も設けてある。其の中に「教員中少クトモ三人ハ中學師範學科ノ卒業證書又ハ大學科ノ卒業證書ヲ有スルモノヲ以テ之ニ充ツ可キモノトス」とある。此の如く中學校に就ても監督を嚴にしたからして、此の時期に於て中學校の數は大に減少し、明治十七年には府縣立中學校は七十六、町村立又は寄附に依るもの五十四、私立二、總計百三十二であつて、前年度よりも四十一校を減じて居る。況んや之を教育令發布の當時に比すれば校數に於ては殆ど六分の一に減じて居る。併ながら其の内容と規模等に至つては、大に整頓擴

官立大阪中學校

張せるものがあるからして、中學校の生徒數に關しては明治十六年等のものよりも却つて増加して居る。而して當時最も整備して居つたものは官立大阪中學校である。同校は明治元年の設立に係り、十三年に大阪中學校と改稱し、後京都に移つた。今の第三高等學校の前身は即ち是れである。而して中學校を分ちて尋常高等の二等とすると云ふ制度は森文部大臣時代に定まつたものである。

東京大學

高等教育に關しては明治十九年に於ける大學令發布に至るまでは、大體明治十年の東京大學に於て専らなされて居つた。東京大學と云ふのは大學南校の引續き東京開成學校と、大學本校の引續である所の東京醫學學校とを合併したもので、本郷元富士町即ち現在の東京帝國大學の場所に移轉したのである。同十三年には東京大學の法、理、文の三學部に學士研究科と云ふものを置いた。是れ後の大學院の萌芽と見るべきである。同十五年には文學部に古典講習科を置き、翌年支那古典講習科を設けた。同十八年には文學部の和漢文科を分けて和文學科、漢文學科の二科とした。同年又文

文・法・工藝學部

學部にあつた政治學科を法學部に移した。同十八年には本郷元富士町に經營して居つた法文二學部の建築が出来上つたので、神田錦町より此處に移轉した。尤も醫學部は既に、明治十年に此處に移つて居つたのである。此の年、即ち明治十八年に東京法學校を大學法學部に合併した。東京法學校と云ふのは、明治四年司法省に置かれた明法寮に基因し、明法寮が廢せらるゝに及んで司法省の直轄となつたのであるが、後文部省の所轄に移りそれが遂に法學部と合併するに至つたのである。尙同年理學部の一部を分轄して工藝學部を置いた。是より先き明治四年に工部省に工學寮を置き、工學校を開き、明治十年に工部大學と改稱し、同十二年には卒業生二十三名を出した。而して之を三等に分ちて、第一等の卒業生には工學士の學位を授けた。十八年十二月工部省が廢せられるに及んで、文部省の所管に移つたが、明治十九年の帝國大學令に依て工部大學は大學と合併するに至つた。明治十九年三月一日の勅令帝國大學令に依れば帝國大學は、大學院及び分科大學を以て構成し、大學院は學術技藝の蘊奥を攻究し、分科大學は學術

帝國大學令

技藝の理論及び應用を教授する所として居る。先年臨時教育會議の決議として分科大學を各學部と改め、其の他多少の修正を加へられたが、大體に於て現行帝國大學規定は明治十九年のものを基礎として居る。當時は法科、醫科、工科、文科、理科の五分科大學であつたが、明治二十三年に農科大學を加へて六分科大學となつた。農科大學は元東京農林學校と稱したのであるが、明治十九年に駒場農學校と山林學校とを併合して出来たのである。而して駒場農學校は明治七年に、山林學校は明治十年に起つたもので、共に内務省の所管に屬して居つたのであるが、それが文部省所管に移り大學に合併したのである。

農科大學

明治十二年には、學位を定め、東京大學をして法學士、理學士、醫學士、文學士及び製藥士の學位を授けることを得しめた。十六年には得業士の稱號を設け、各分科卒業の者に之を授け、學士の稱號は更に高等の試験を経てそれに及第せる者に授くる事とした。尤も我が國の學位は歐米の學位と稱するものと必しも同一性質のものではないのであるが、此の時代に於ける制

學位令

度は大體に於てデグリーに相當して居る。而して得業士と學士と區別したのは歐米並に中世以來の歐羅巴の制度を模倣したものであらう。明治二十年勅令を以て學位を定め、學位を博士及び大博士の二等とし、博士は大學院に入り、規定の試験を経たる者又は是に同等以上の學力ある者に授け、大博士は學問上特に功績ある者に授けることとした。是は歐米にあつたデグリーと趣を異にするものである。而して各分科大學卒業生は學士と稱する事を得しめた。斯くして學位と稱號とは一時全く別のものとなつたのである。是も臨時教育會議の決議として最近に改正せられ、今日ありては博士は依然として學位であるが、學士は大學に於て授ける所の稱號に過ぎないものとなつたのである。

師範教育

最後に師範教育のことを一言すると、教育令第六條には「師範學校ハ教員ヲ養成スル所トス」とあつて、何れの學校教員を養成するかは明瞭に記してない。但し第三十八條には「公立小學校教員ハ師範學校ノ卒業證書ヲ得タルモノトス」とあるを以て見れば、師範學校は主として小學校教員の養成を

旨としたものと解釋すべきである。改正教育令に於ても此の二箇條は大旨同小異の文句を以て規定して居る。第三十八條に「小學校教員ハ官立公立師範學校ノ卒業證書ヲ有スルモノトス」と改め、而して教育令の第三十三條に「各府縣ニ於テハ便宜ニ隨ヒテ公立師範學校ヲ設置スヘシ」とあつて、稍、隨意的のものとした爲に、明治十二年十三年の兩年間には公立師範學校の數が二十六校を減じた。依て改正教育令に於ては第三十三條に「各府縣ハ小學校教員ヲ養成センカ爲ニ師範學校ヲ設置スヘシ」と規定した。茲に於て各府縣には少くとも、一箇の師範學校を設けることになつたのである。而して官立師範學校にありては明治十年に愛知、廣島、新潟の師範學校を廢し、翌十一年には大阪、長崎、宮城の師範學校をも廢し、残るものは僅かに東京師範學校のみとなつたのである。恰も明治十二年伊藤修二、高嶺秀夫の兩氏が米國より師範教育を研究して歸朝し、共に東京師範學校に職を奉じ、翌年校長及び校長補となり、大に學則及び諸規則を改正した。即ち小學師範學科、中學師範學科等を分置し、又教育學科を獨立せしめた。けれども未だ全國

師範學校教則大綱

に通ずる師範學校の教則に關する規定は存在しなかつたのである。明治十四年八月に師範學校教則大綱が發布された其の第一條に曰く師範學校ハ小學校教員タルニ必須ノ學科ヲ授クル所トスとあり、第二條には

師範學校ヲ分チテ初等中等高等ノ三トスとあり、尙第七條には

高等師範學科卒業ノ者ハ小學各等科ノ教員タルヲ得ヘク中學師範學科卒業ノ者は小學中學科及初等科ノ教員タルヲ得ヘク初等師範學科卒業ノ者ハ小學初等科ノ教員タルヲ得ヘキスノトス

とある。之に依て見れば高等師範學科と云ふのは小學校の各等科の教員たる資格を與ふるに止つて、未だ中學以上の教員たるの資格を與へることが出来なかつたやうに見える。而して其の修業年限に關しては初等師範學科を一年とし、中學師範學科を二年半とし、高等師範學科を四箇年としてある。又入學の資格は十七歳以上であつて、小學中等科卒業以上の學力あ

中學校師範學校教員免許規定
師範學校令

る者として居る。但し土地の事情に依ては十五歳以上とすることも妨げない、又初等中學卒業の者は高等師範學科の第四年級に入ることが出来るとなつて居る。之に依て見れば師範學校は全然小學校教員の養成を旨として居つたことが明かである。けれども東京師範學校にありては、明治十六年に規則を定め、小學師範科にては小學全科教員を養成し、中學師範科にては中學校師範學校の教員を養成することを目的とした。而して修業年限は各々四箇年であるが、中學師範學科の入學資格は初等中學科卒業以上の學力あるを要することとした。是れ明かに東京師範學校は中等教員の養成をも目的として居つたことが分るのである。文部省に於ても明治十七年八月に中學校師範學校教員免許規定を發布し、中學師範學科若くは中學科の卒業以上者には中等教員たるの免許狀を與へることとした。而して師範學校を高等尋常の二等とし、現行制度の基礎を置いたのは明治十九年の師範學校令である。其の第一條に曰く

師範學校ハ教員トナルヘキモノヲ養成ス但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ

氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス

又第十條に曰く

高等師範學校ノ卒業生ハ尋常師範學校長及教員ニ任スヘキモノトス但時宜ニ依リ各種ノ學校長及教員ニ任スルコトヲ得

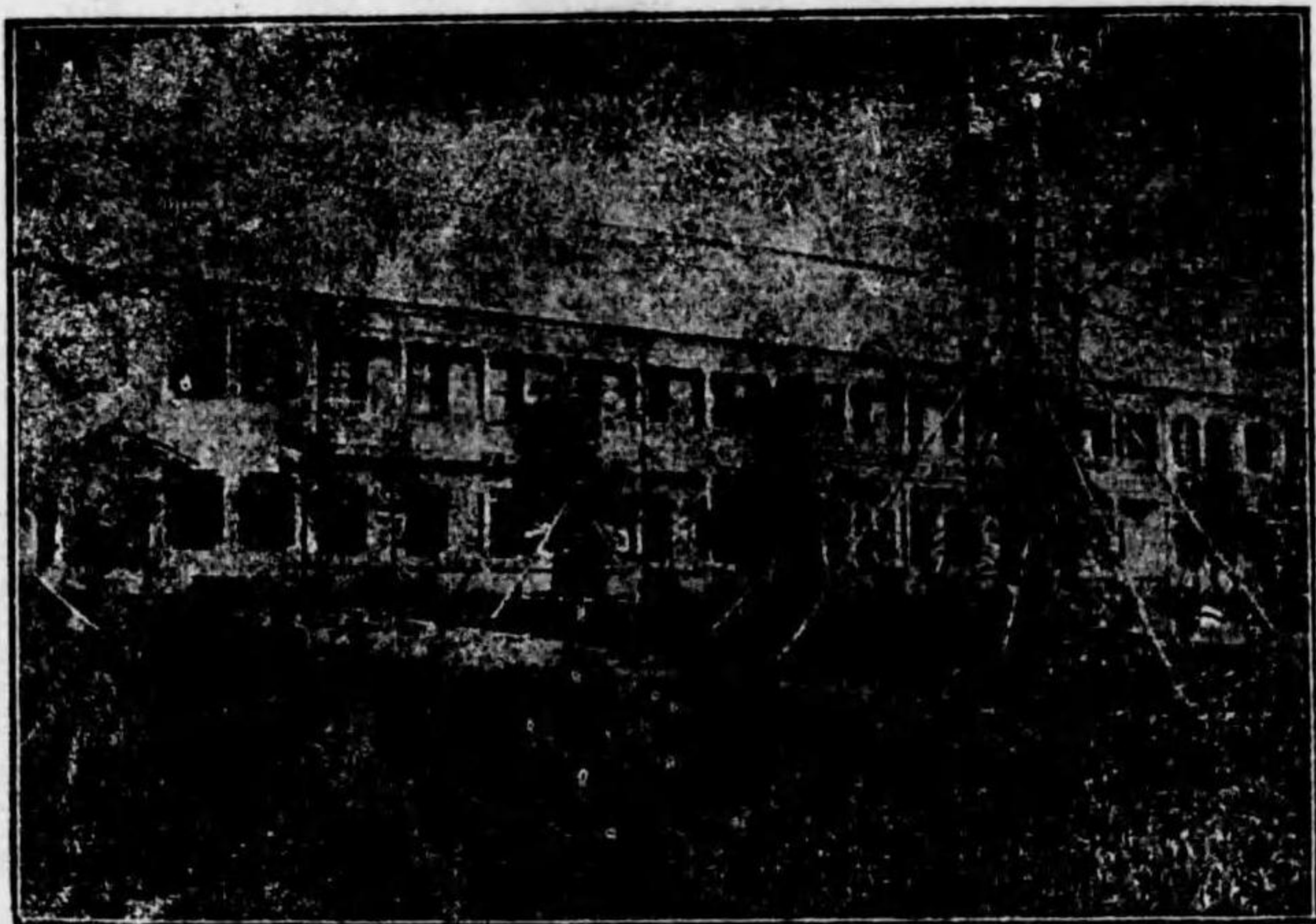
第十一條に曰く

尋常師範學校ノ卒業生ハ公立小學校長及教員ニ任スヘキモノトス但時宜ニ依リ各種ノ學校長及教員ニ任スルコトヲ得

とある。之に依て見れば現行師範學校の規則の基礎である所の明治十九年の師範學校令に於ては、高等師範學校は主として尋常師範學校の教員及び校長を養成することを以て目的とすることに改め、尋常師範學校は公立小學校の教員及び校長を養成するを目的としたものである。高等師範學校卒業生にして、他の學校の教員及び校長となることは、寧ろ例外的であることは、恰も尋常師範學校の卒業生が、小學校以外の他の教員及び校長たり得ることが例外であると同様である。

東京女子高等師範學校

明治二十三年頃の東京女子高等師範學校



東京女子高等師範學校に關しては、中村正直氏が明治十三年まで攝理となつて居つたが、同年福羽美靜氏が代つて攝理となつた。此の頃は恰も本邦に於ける教育變換の時期であつて福羽攝理の時代には前の時代とは大に女子教育に關する方針を異にし、専ら婦人らしき婦人、女らしき女を養成する方針に出でたと云ふことである。同校の卒業生の寫真などに就て見ても、中村攝理時代には卒業式の際に白襟紋付の着流であつて、頭髮の如きも日本風の高島田、银杏返と云ふのが流行して居つた。明治十四年七月に那珂通世氏が代つて校長となり、明治十

七年の二月に東京師範學校の卒業證書授與式があつたが、來賓中には小松宮御息所、北白川宮、並に三條太政大臣、同北之方、同御子息、一條順子などが見えた。其の席上、那珂校長の演説の中に次の如き語がある。

從來師範學科には男女の差異さまで著しからざりしが、昨年の改正にて女子師範科は女兒小學の教員たるべき女子を養成するものとし、隨て附屬の小學校をも女兒小學校とし、本校も附屬小學校もその諸學科は女子に適切なることを擇びて是を授くれば、女教員の教育に従事すべき範圍は甚狹まりたるが如くなれども、女學を獨立せしめ、女教を振起するが爲めにこの改正は極めて今日に必要な事と存す

以て當時の學風を窺ふに足るであらう。明治十八年より二十年まで高嶺秀夫氏が校長となつた。而して十九年頃には所謂條約改正の手段として西洋式の男女交際が流行し、女子師範學校の生徒も盛んに舞踏などを練習したと云ふことであるが、學校の制服も明治十九年頃より洋服に改まつた。明治二十年より二十三年までは男女高等師範學校が合併して居つた時代

女子師範科

女子師範學
校生徒の舞
踏及び洋服

であつて、其の校長は山川浩氏であつた。而して其の服裝は明治二十六年頃までは尙洋服として居つた。

要するに明治十三年より二十三年に至るまでの本邦教育界は謂はゞ混亂時代とも言ふべきであつて、色々の思想なり施設なりが種々に動いた時であつた。而して其の末期に於て森有禮氏が文部大臣となり、上は大學令より下は小學校令に至るまで、皆能く整頓せるのみならず、明治元年に於ける教育制度の基礎が是に於て初めて確定せるの感がある。是れ全く森有禮氏の大なる抱負と大なる熱心とを以て教育行政の任に當られた結果に外ならないと思ふ。而して森氏が如何なる教育思想を持つて居つたかと云ふことに關しては、稍、明瞭を缺くものがあるが、森氏の教育施設其ものは必ずしも同一主義に出で、居るとは思へないやうな所もないではない。即ち森氏は一方に於ては頗る進歩的人であつて、夙に廢刀論を唱へたことは前にも述べた通りであるが、又自由結婚の主唱者であつて、森氏自ら明治八年二月六日東京府知事の面前に於て妻女と契約書を交換して結婚し

森氏の教育
思想

た。而して其の證人は福澤諭吉氏であつた。森氏は又一方に於ては女子教育に熱心であつて、自ら女學校を建設せんとしたこともあるが、後それを變じて商業學校を設立せんことを企てた、今日の東京商科大学は實に是に端を開いて居るのである。然るに文部大臣となつて、最も熱心に師範教育を改良し、殊に兵式訓練を以て教育者としての人格陶冶の根本としようとした。森氏の教育思志を窺ふ爲めには先づ此の點より發しなければならぬ。

森氏が師範學校の改良に意を用ひらるゝ様になつたのは文部省御用掛時代に東京師範學校の寄宿舎を巡視せられ、其の不規律なるに驚かれた結果であるとの説を先輩の方より承つたこともある。如何にも左様な事情もあつたかも知れぬ。久しく西洋風の規律正しき習慣に親しみ、殊に英國の紳士を見慣れた森氏には粗暴なる書生風が大に氣に入らなかつたかも知れぬ。併し森氏は眞面目に人物養成の必要を感じたと云ふことは明である。明治十八年十二月に埼玉縣へ出張せし際に該地師範學校に於て職

師範學校改
頁

人物養成

員等に演舌をした大要の筆記を讀んで見ると文部省に於て普通教育を重んずることにつけて教員養成に意を用ふる次第を述べそれには教員を陶冶養成する師範學校に於ける教育の大切なることを論じた後に次の如き語に依つて人物養成の重要なことを説いて居る。

世の中の事は總て人物に因て結果の如何を現はすものなれば到底善良の人物にあらずんば資格を備へたる教員と云ふを得ず左れば如何なる趣向に人物を養成すれば果して其善良なるものを得るかとの疑問に至りては随分難題と云はざるを得ず……茲に百般の注意と云ふものに就き更に重要なものを擧ぐれば三箇條あり又之を三個の順序と云ふも可なり第一は從順なる氣質を開發すべき教育をなすことなり……第二は相助くるの情を其心意に涵養せざるべからず……第三は威儀のある様に養成せざるべからず此從順友情威儀と云ふ文字は或は妥當ならざるべきも今外に良き文字を考へ出さざれば暫く此儘にして置くべし唯意義を誤らずして聽取せらるれば可なり。

後篇 明治以後の教育の發達

第四章

明治十三年より同二十三年に至る
教育の實際

三七三

如何にも従順友情威儀と云ふ文句は明治十九年の師範學校令に掲げられてある順良、信愛、威重と云ふ文句と違つて居るのを見るとこれは後に洗練せられたのであらうが、其の意味は蓋し同一と思ふ。而し森氏は右の三項につきて一々長く精しく説明を施して居るのである。

従順

先づ第一に従順について説明して居るがこれは「唯命是れ従ふと云ふ義」と解し、文字上より見るときは悪事にあれ善事にあれ其是非利害を選ばず之に従順せざるべからずと云ふが如し」といつて居る。而して其の理由は青年子弟に在りては其識見未だ確定せざるを以て其事に對して之れが善「惡是非を明に辨別すること能はず」師範學校生徒にして遵奉すべきは校長の命なり」校長は縣令の信任を受けたるものにして其誤なきを信する以上は此校長の發する命令は實に重くして且不可なる所なきものと認めざるべからず」として居るのである。

友情

第二の友情に關しては尤も重要な徳としてある。「世の中は凡て友情の深淺に依て文明の廣を表するものと云ふを得べし其友情若し淺ければ

其淺きを指して之を浮薄の風俗と云ひ其友情若し深ければ其深きを指して篤厚の風俗と云ふ篤厚の風俗は即ち眞正の文明を表するものなり云々と述べて居る。

威儀

第三の威儀に關しては「若し夫れ此威儀なければ善く人の命令を奉ずること能はず況や人を命令するをや人の命令に従ふにも又人を命令するにも共に缺くべからざるものは威儀なり」と説き、教育の事業に於て其大目的とするものは威儀と云ふ上に歸すべきかと斷定して居るのである。

以上の理由によりて森氏は此の三個條の目的を定め之を達する手段として採用せるものは兵式體操である。英國の紳士風と兵式訓練とは歴史的には無關係のものではないが普通の考によれば文と武との差はあることと思ふが、森氏が之を師範教育に採用した趣意の奈邊にありしか。同じ演舌筆記の中に次の如き文があるを以て見れば明白である。

近時東京師範學校に於ては兵式體操と云ふものを施行せり其兵式體操は全く前條三箇の目的を達せんとするに利用すべき一法即ち道具責め

兵式體操

兵式體操採
用の趣意

の方法なり故に此兵式體操は決して軍人を養成して萬一國家事のある日に當り武官となし兵隊となして國を護らしめんとするが如き目的を以て之を學科の中に加へたるものにあらず、兵式體操を以て養成せんとするものは第一に軍人の至要として講ずる所の從順の習慣を養ひ第二に軍人の各々伍を組み其一伍には伍長を置き伍長は一伍の爲めを思ふて心を勞し情を厚くし第三に隊を結びては其一隊の中に司令官ありて之を統督し其威儀を保つが如く生徒にも交互兵卒となり伍長となり或は司令官となりて各々此の三氣質を備具せしむるの地を做さしめんとするものにて斯くすれば必ず利益あるべしと信じ之を施行することを始めたるなり云々。

此の如く森氏は何處までも文化的陶冶の爲に兵式體操を採用したるもので、體操科によりて意志の形式的陶冶を企圖し、手工科によりて一般的陶冶の目的を達せんとするものと五十歩百歩のもので、必しも道理に戻るものといふべきではない。森氏は何處までも文治主義者といふべきである

文化的陶冶

が序を以て戦争に就て言及して居る。即ち夫の兵式體操は兵卒を養成し萬一國家事ある時に備ふるが爲めに設けたるにあらずと云ひし所以は元來戦争の事は前途必しも之ありと期すべきにも非ず、又國家の之に備ふるには別に其專管の職務を設けあれば此等の事は師範學校に於て爲すべき事業にあらざるなりとの語がある。併し考へ様によつては、人間日々の事は皆戦争ならざるはなしといひ、外國に關したる工商業上の戦争又は智識上の戦争又今日吾々が身を立て志を定め我日本國をして善良の國たらしめんとするが如き是れ皆戦争にあらざるはなしと論じて居る。而して而し日本國は心配するに及ばず世界列國の中に加はり其末班にあれば可なりと斷念すれば固より此等の戦争の準備も無用なれども此の如くにては日本帝國と云ふ名あるも其實際は國と云はれぬ迄に衰弱するに至らん是れ豈日本男兒の志ならんやと説き、更に

我日本國が是迄三等の地位にあれば二等に進め二等にあれば一等に進